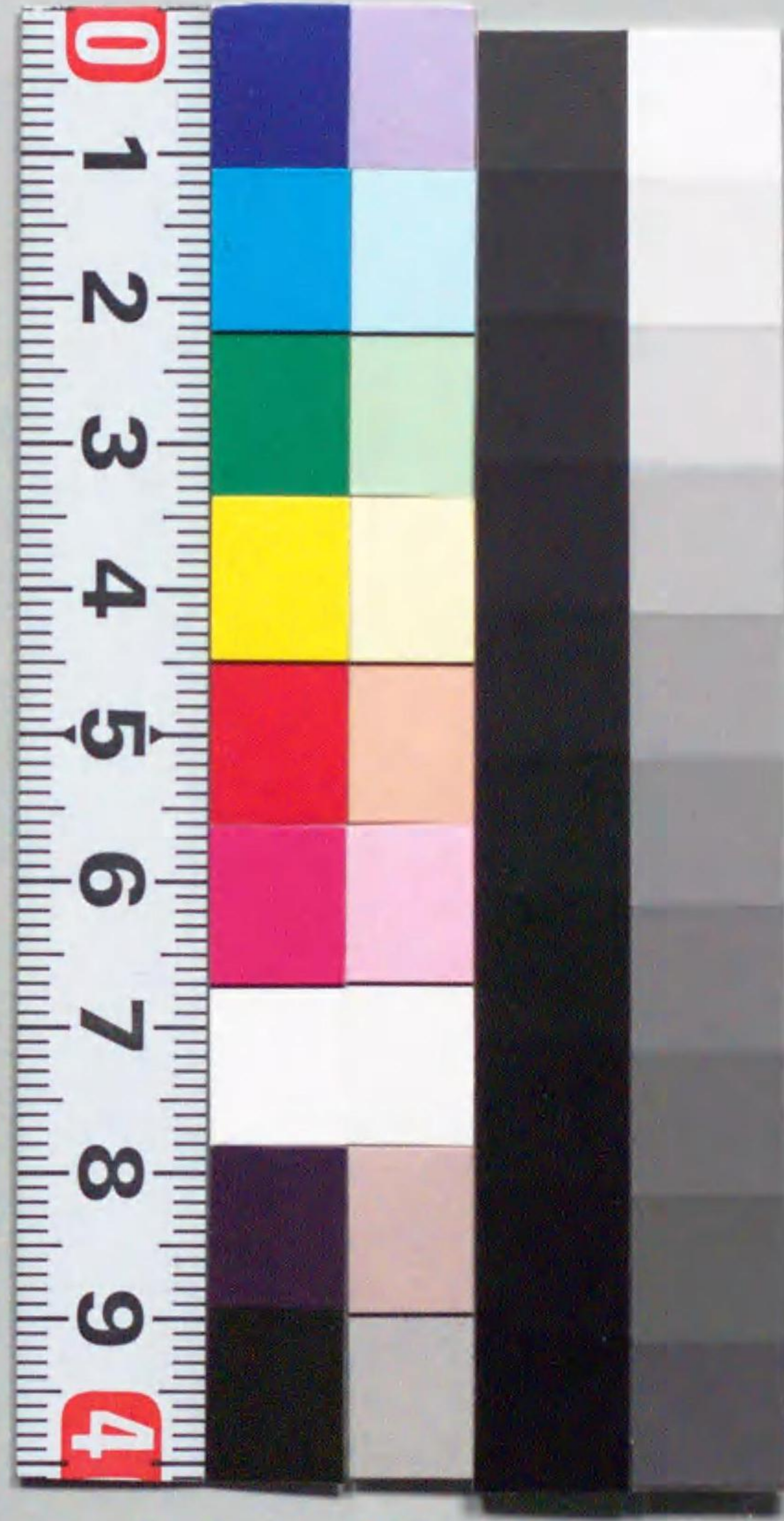


210.08
Ko5483



X
複写







評議員

文學博士
文學博士
文學博士

萩野由之

文學士

笹川臨風

黑板勝美

文學士

菊池謙二郎

松本愛重

文學博士

三宅米吉

黑川真道編

國史叢書

軍記類纂 全

國史研究會藏版



評議員

文學博士
文學博士
文學博士

萩野由之
黑板勝美
松本愛重

文學士
文學士
文學博士

笹川臨風
菊池謙二郎
三宅米吉

黑川真道編

(順ハロイ)

國史叢書

軍記類纂 全

國史研究會藏版

210.08
K05483



712673
大正5.6.15

解題

軍記類纂

政宗公軍記 二卷

本書は、伊達政宗が、奥州に於ける軍事を記したるものなり。内容は、政宗十八歳にして家督を継ぎ、附近の大名を切從へ、數度の合戦に勝利を得、結局政宗一人、威を東北に振ふ次第を記したり。此の書、黒川藏寫本を採收す。
本書、同名異本あり。帝國圖書館藏本に、政宗卿御軍記と題せるものこれあり。卷數二卷にして、伊達成實と作者の名を揚げたる本なり。此の採收本とは別本なれば、一言そのよしを注意す。

解題

土岐齋藤由來記 一卷

本書は、美濃國に於ける土岐氏と齋藤氏との由來を記したるものなり。土岐氏は、源氏にして、土岐光衡といふ者、源頼朝より美濃國の守護職を授けられ、子孫繁昌繼續す。然るに四代の孫頼貞の一族多治見國長、後醍醐天皇の敕を奉じ、北條氏討伐を謀りしかど、六波羅勢に襲はれ討死す。頼貞の子頼遠は、足利氏に屬し功あり。後裔頼藝に至り、家臣西村勘九郎といふ者の爲めに攻められ、大野郡岐禮の里に落ち行き、其の後、常陸或は尾張等に流浪し、再び本國岐禮の里に歸り卒す。土岐氏は、光衡より頼藝に至り、廿五代にして嫡家滅亡す。然しながら一族支流は、同國に散在すといふ。

齋藤氏は藤原氏にして、土岐頼康の家臣なりしが、是れ亦子孫繁昌して、一族支流多し。嫡流は天文年中に至り斷絶す。

本書、往々事蹟の重複に亘れるところと、文意の徹底せぬところあるは遺憾なれども、止むを得ざるなり。これ或は文事に達せざる古老などの記せしものならんと察せらるゝなり。此書、黒川藏寫本を採收す。

備前軍記 五卷 附録一卷

本書は、播磨の守護職赤松則祐が、足利尊氏より、更に備前美作の守護を授けられければ、其の身は播州白旗城に在りて、家臣浦上宗隆を三石城に派遣し、彼の國を治めしめしより筆を起し、嘉吉元年、山名教之が、赤松滿祐を討ちたる功により、備前の國を授けられしが、赤松次郎法師政則が、再舉して播州及び備前に入り來り、赤松氏を再興す。又浦上氏が、主家に背き、敗北したる事蹟と、浦上氏の家臣宇喜多常玖と鳥村貴則とが争鬪の事蹟と、宇喜多氏は直家に至り、勢力次第に加はり、備前・備中に於ける活動の機を得、直家、豊臣秀吉と和睦をなし、尋て直家の子秀家家督を繼ぎ、宇喜多氏、天下に其の名を知られたりしが、徳川家康に背き、關ヶ原の一戦、敗北に終り、秀家遠流の身となり、領國は小早川隆景に授

けらるゝに至る。隆景薨じ斷絶し、池田氏之を領する事となり、岡山城に子孫繁榮の基を開くに筆を止めたり。

附録一卷には、最初に記して云、

備前侍の成立・働武功・高名等の拔羣なる事共、本書に記し餘せる事を茲に竝べ抄す

とありて、内容は元備前出身なる黒田職隆を始め、戸川平右衛門・浮田忠宗・岡利勝・長船越中・明石飛驒守・延原土佐・岡本權之丞・馬場職家・中吉與兵衛、其の外數名の傳記を掲載せるものなり。

本書、黒川藏寫本を採收す。

備前常山軍記 一卷

本書は、備前國兒島郡常山城主三村上野介高德と、其の一族備中松山城主三村修理亮元親の兩人が、織田信長に屬し、彼の命を奉ぜんとせしを、一族三村孫兵衛

尉義成、之に異議を唱へ反對す。結局是より一族間の不和となり、互に機を見て討たんとす。折節義成は、將軍義昭より、密に依頼を受けたれば、之を幸とし、將軍に乞ひ、藝州・備後の加勢を以て、天正三年五月より六月に至り、遂に一族たる三村高德・三村元親等を攻亡したる事蹟を記したるものなり。此の書、黒川藏寫本を採收す。

肥後隈本戰記 一卷

本書は、天正十五年六月、豊臣秀吉、佐々成政に、肥後國を賜ひければ、成政入部す。然れども下知に従はざるもの多し。成政之を討伐して、漸く鎮定せし事蹟を記したるものなり。

本書表紙に記して云、

佐々又兵衛殿聞書野尻彌惣兵衛山田新九郎輝之

と記したれば、佐々氏の家臣の記したる事明かなり。

此の書、黒川藏古寫本を採收す。

黒田長政記 一卷

本書は、長政十三歳にて、豊臣秀吉の命を受け、備中すくも山の城を攻め、軍功を建てしより筆を起し、以來天正十四年、紀伊國雜賀へ根來の戦争、同十五年秀吉に従ひて九州を攻め、特に日向表に於ては軍功著しく、尋いで島津攻めに従ひ、或は朝鮮の役には、所々の働、拔羣なりし事蹟と、豊太閤薨去後に於ける長政の態度、關ヶ原の役には徳川家康を援けて、徳川氏に非常の利益を與へたれば、家康自ら長政の手を執り之を戴き、其の功を賞したる等、長政一代の軍功を記し、筆を止めたるものなり。此の書、黒川藏古寫本を採收す。

島津貴久御軍記 一卷

本書は、島津貴久一代の軍功を記したるものなり。内容は、貴久幼名虎壽丸と稱

し、後貴久と改む。貴久天文中、日向・大隅・薩摩に於ける數度の合戦に、結局勝利を得て、三州の權を掌握する事蹟を記し、卷尾に貴久を稱し「天道御武運偏に不_レ及_ニ凡慮_一奇特也」と記して、大に貴久の武功を表彰したるものなり。然して作者の名を記さざれども、恐らくは、島津の家臣の筆になれるものならむと、察せらるゝなり。此の書、貴久記と題し、六卷本あり。朝鮮人爲善の漢文にて記せるものにして、同名異本あれども、今簡單に記せる本書を、採收する事としたり。此の書、黒川藏古寫本に據る。

大正五年六月

黒川眞道識

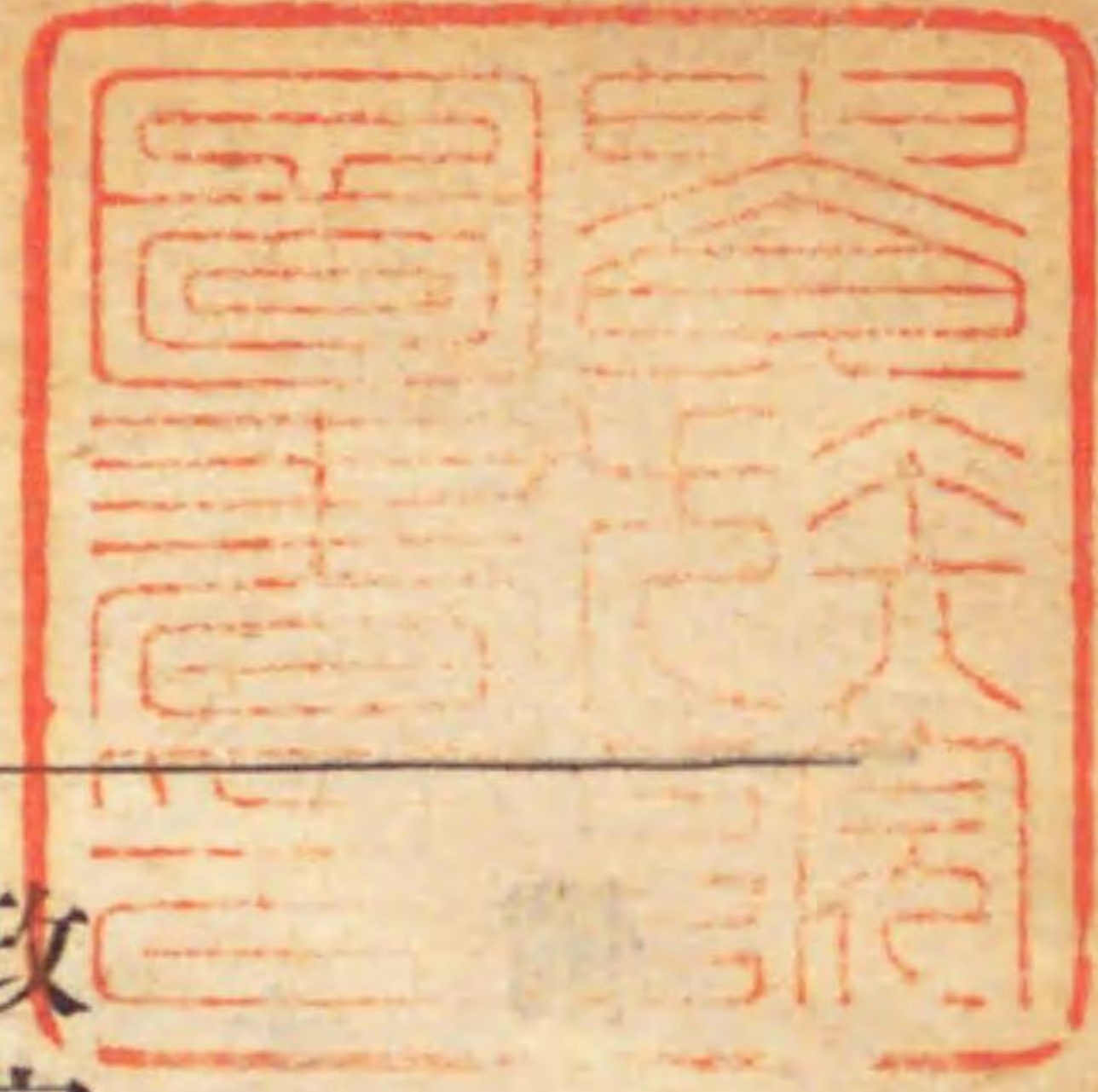
例言

一、本編は、軍記類纂なる書名の下に、政宗公軍記二卷、土岐齋藤由來記一卷、備前軍記五卷同附録一卷、備前常山軍記一卷、肥後隈本戰記一卷、黒田長政記一卷、島津貴久御軍記一卷を併採す。

一、政宗公軍記は伊達日記を、島津貴久御軍記は島津軍記(原名御家軍記)を参照して、文字の是正に努むるの傍、特徴文字、たとへば慈^{みかた}、御目懸^{めかけ}の如きは、振假名を附して其儘を保存し、又蠹損、缺損等にして、對照の途なかりしものは、稀に□を符入したるもあり。

一、土岐齋藤由來記は原本片假名なるも、本編には平假名に改めたり。

一、讀誦を平易ならしむる爲め、語尾を補ひ語格を正し、假名に漢字を補填し、讀み難き文字に振假名を施す等、各書殆ど同様なり。



目次

軍記類纂

政宗公軍記

一之卷

政宗公十八の御年、御家督御繼ぎなされ候事 大内備前、別心の事附會津義廣
 御表裏に依り御弓箭を起す事 青木修理御味方仕り、鹽の松、御手に入り候事
 二本松義繼降參の事附輝宗御生害の事 佐竹義重公・岩城常隆公・石川昭光公
 白川義近公仰合され、須賀川へ御出馬、伊達一味の城を御攻め候事附右合戦に付
 伊達加勢遣され、観音堂に於て、茂庭左月を始め討死、成實手柄の事

二之卷

目次

大崎義隆御家中叛逆を企て義隆公を抱へ置く事 氏家彈正、義隆を恨み奉り、伊達へ申寄り御勢を申請け一揆起し候事 下新田に於て小山田筑前討死附伊達勢敗北の事 黒川月舟身命相助けられ候事附八森相模御成敗の事 大内備前、御下へ参りたく御訴訟申上げ候事附同人苗代田へ再亂の事 玉の井へ敵地より草を入れ候事 大内備前御訴訟相濟み御目見申され候事 會津須賀川衆、本宮へ働き、人取橋に於て合戦の事 石川彈正逆心仕り、相馬へ忠節の事 相馬義胤、田村の城御取損じ候事附石川彈正、御退治の事

土岐齋藤由來記

土岐家由來記 齋藤家由來記

備前軍記

卷第一

備前守護并赤松家興廢の事 山名教之備前國守護の事 次郎法師再び赤松家を起す事 赤松政則元服并備前國へ打入る事 備前勢京都軍の事 赤松政則播州歸宅并備前一宮社參の事 松田左近將監、赤松に叛く事 福岡合戦の事 文明十六年正月二日、福岡合戦の事 福岡落城の事 松田元成討死の事 政則再び播州下向の事 政則卒去の事 浦上宗助と松田合戦の事 赤松臣兩浦上、權を争ひ合戦の事 宇喜多能宗、矢津牧石勇戦の事 浦上則宗病死、同村宗赤松に叛く事 三石城攻の事 赤松陣へ夜討の事

卷第二

浦上宗久小鹽へ内通附八塔寺炎上の事 赤松政村再び三石城を攻めらるゝ事 小寺と宇喜多作州合戦の事 赤松政村、入道して小鹽退去の事 義晴將軍播州より上洛并常印小鹽へ歸り弑さるゝ事 赤松左京大夫政祐小鹽へ歸り住する事 宇喜多能家父子播州にて勇戦の事 播州依藤が城を攻む并柳本彈正殺さるゝ事 浦上村宗攝州出陣并討死の事 赤松晴政歸陣并浦上村宗が

子二人の事 宇喜多常玖を島村殺す并宇喜多家の事 備前國所々城主并海
 賊の事 宇喜多八郎直家生立、浦上宗景へ仕ふる事 富川平助、宇喜多直家
 に仕はるゝ事 雲州尼子作州へ出張の事 直家砥石の城を攻む并落城の事
 馬場次郎四郎宇喜多直家に仕ふる事 飽浦・加地を討つ并加地兒鳥を退く事
 浦上宗景と尼子と作州合戦の事

卷第二

中山備中・島村貫阿彌を宇喜多討取る事 穰所元常を討取る并龍口落つる事
 浦上政宗父子生害并清宗殺さるゝ事 宇喜多と松田と和睦并三村家親備前へ
 働く事 三村家親作州へ働き并馬場高名の事 三村再び作州へ働き并家親
 討たるゝ事 三村五郎兵衛、紀伊守の弔合戦討死の事 宇喜多と毛利家
 和睦の事 津田村明禪寺城落城の事 明禪寺合戦備中勢敗軍の事
 金光須々木・中島等、直家へ降参の事 宇喜多備中國へ働の事 宇喜多又
 尼子に組する事 宇喜多、松田を討つ、金川落城の事 宗景勢と直家、片上

迫合の事 宇喜多直家齋田城後詰の事 尼子勢と毛利勢と作州合戦、宇
 喜多勢加勢の事 出雲國秋上綱平備中働并毛利勢働出候事 宇喜多、金
 光與次郎宗高を殺す事

卷第四

浦上宗景上洛の事 兒島本太城合戦并五流山伏の事 作州皿山・佐加山
 の落城つる事 宇喜多直家、岡山の城へ移る事 津高郡虎倉城合戦の事
 堤棚奥宿の砦攻落さるゝ事 宇喜多毛利和睦備中働并三村元親切腹の事
 兒島常山落城の事 和氣郡天神山の落城の事 浦上宗景先祖并赤松家
 滅亡の事 宇喜多播州働の事 羽柴秀吉と宇喜多播州合戦の事
 毛利宇喜多上月城攻并羽柴秀吉其外上方勢後詰の事并尼子勝久父子自害
 毛利勢播州より歸陣の事 宇喜多上方和睦并小西彌九郎が事 虎倉の
 城主伊賀久隆を毒害の事 備中忍山落城并金川城夜討の事 周匝城并
 作州飯富・鷹巢等落城の事 作州三星城攻并落城、後藤勝元自害の事

卷第五

作州所々城攻の事 辛川村合戦小早川勢敗軍の事 小早川隆景兒島へ出張の事 宇喜多直家卒去の事 作州岩屋の城を攻落す事 兒島八濱合戦并七本鎗の事 宇喜多八郎家督の事 備中高松城攻并同國所城攻の事 秀家諸國出陣并朝鮮征伐の總大將の事 秀家卿元服并昇進の事 岡山城改めて築添ふる事 秀家卿長臣并家中騒動の事 關ヶ原合戦秀家卿敗北の事 秀家卿父子遠流并岡山侍分散の事 金吾中納言秀秋卿へ備前美作を給ふ事 秀秋卿杉原紀伊守を誅せらる并家中騒動の事 秀秋卿薨ぜらるゝ事 秀秋卿先祖の事 備前國を池田家に給ひ岡山在城の事

附録

備前常山軍記

四一六

肥後隈本戦記 四二七
 黒田長政記 四三〇
 島津貴久御軍記 四六七

目次終

正宗公軍記一之卷

正宗公十八の御年御家督御繼ぎなされ候事

伊達大守輝宗公御代は、佐竹・會津・岩城・石川、何れも御一門中間にて御入魂に候。

右の御大名衆、數年、田村へ御弓箭なされ、田村清顯公御手詰に罷成候。正宗の御
舅に御座候へども、輝宗公御代故、是非に及ばず、御座なされ候。然るに、正宗公十
八の御年、天正十二年甲申十月、家督御繼ぎなされ候。是に依つて、方々より御祝
儀の御使者參り候。鹽の松の主大内備前も、伺候致候。正宗公御意には、大内事、代
代伊達を頼み入り候由、聞召し及ばれ候處、近年は左様にも無之條、此儘米澤へ相
詰め申すべき由、仰出され候。大内申上候は、忝き御意に候。拙者親の時代より、
御奉公仕り候へども、近年伊達御洞御弓箭に付きて、田村を頼み入れ候處に、少し

正宗家督
相續

の儀を以て、清顯公御意に懸り、其後、會津・佐竹を頼み入れ、御介抱を以て身上相續ぎ候。尤も只今より米澤に相詰め、御奉公仕るべく候間、屋敷を申請け、妻子引越し申すべき由申上げ、其年、米澤にて越年仕り候。

大内備前、別心の事附會津義廣御表裏に依り

御弓箭を起す事

大内備前
遊心

天正十三乙酉、大内申上候は、雪深く普請も成り難く候間、御暇申請け、在所へ罷歸り、妻子を召連れ、伺候申すべく候。其上數年、佐竹・會津御恩賞相請け候御禮をも、申上げたくと申すに付きて、御暇下され候。其後、雪消え候へども罷登らず候。是に依つて、遠藤山城方より、罷登るべき由、度々申遣し候へども參らず候。後には、何と御意候とも、伺候申すまじき由申拂ひ、大内御退治なされ候はゞ、會津・佐竹・岩城・石川、近年仰せ組まれ御一黨に候所に、御敵になされ候の事、輝宗公、御笑止に思召され、大内伺候申す様に、御異見なさるべくと思召し候て、宮川一毛齋・五

輝宗、大
内を召す

大内應
ぜ

十嵐蘆舟齋兩使を以て御意候は、罷登り然るべく候。田村への御首尾迄を以て、斯様に仰せられ候間、其方身命知行、少しも氣遣ひ申すまじく候。輝宗公御請取なされ候由、仰せ遣され候へども、御意は過分ながら、斯くの如くに申上げ候上は、縦ひ滅亡に及び候とも、伺候申すまじき由申候。又重ねて、片倉意休齋・原田休雪齋兩使を以て、仰せられ候は、氣遣ひ申す所、尤に思召され候。左様に候はゞ、人質を上げ申すべく候。其身罷登らず候とも、正宗公へ御訴訟なされ下さるべきの由、仰せ遣され候へども、何と御意なされ候とも、人質をも上げ申すまじく候由申拂ひ、大内親類大内長門と申す者、米澤へも節々使者に參り、御父子共に御存の者に候。後は我齋と申し候。彼の者、休雪・意休に向ひ申し候は、正宗公、大内御退治は、存じ寄らず候由申し候。剩へ、散々惡口申すに付いて、兩人の御使者、腹を立て、其方共、米澤へ〔召上げられ候カ〕御退治なされ候か。末を見候へとて罷歸り、則ち其段披露致し候に付き、御父子共に彌、口惜しく思召され候。其後、會津より御使者として仰せられ候は、大内備前儀、御赦免なさるべく候はゞ、米澤へ遣すべく候。此方に於て

大内備前別心の事附會津義廣御表裏に依り御弓箭を起す事

大内の逆
心は佐竹
義廣の使

輝宗父子
原田・片
倉の意見
を徴す

少しも介抱申すまじき由、仰せ越され候へども、内々は會津の御底意を以て、備前逆心申す由、聞召され候に付いて、原田左馬之助・片倉小十郎を召出され、右の品々、具さに仰せ聞けられ、會津御表裏に於ては御無念に候間、御手切なされたく思召し候へども、大切所多く候間、會津の内に、御味方仕るもの一兩人も候はゞ、御弓箭なされたく思召し候由、仰出され候。原田左馬之助申上げ候は、會津よりは、一段御懇なる御使者にて、大内備前申拂ひ候事、不審の由存候へば、扱は會津よりの御底意を以て、逆心候哉、是非なき御事に候。會津へ御手切御尤に候。左様に候はば、拙者與力に平田太郎左衛門と申し候者、會津牢人に御座候。彼の者を差越し、一兩人も御奉公申す様に、才覺仕らせ申すべき由申上候。正宗公御意には、左様の才覺も仕るべきものに候哉の由、御尋ねなされ候へば、底意は存じ申さず、當座の才覺能き者に御座候。其上御奉公の儀に候間、如才仕るまじく候由、申上ぐるに付いて、左候はゞ申付くべく候由の御意にて、差越し候所に、會津北方柴野彈正と申す者、御味方仕るべしと申上候。其外にも、二三人同心の方御座候。當方へ御出馬

柴田彈正
伊達に
應

伊達・佐
竹合戦

に於ては、手切仕るべき由申候に付いて、五月二日に原田左馬之助を、猿倉越と申す難所を越させ、彈正所へ差越され候所に、彈正、城も持ち申さず、少し抱へよき屋敷に居申候て、手替仕候所へ、左馬之助罷越し、火の手を揚げ候の所に、會津衆、殊の外取亂れ申候。方々より人數助け來り候へども、何れも替り候。其後氣遣ひ申す所に、右繕の使仕り候平田太郎左衛門〔右イ〕、又會津の人數へ懸り籠り替る衆彈正一人にて候。原田左馬之助無人數にて、一頭越し申候由申すに付いて、其時、會津衆心安く存じ、一戦仕り候間、左馬之助敗軍致し、與力〔家カ〕下中數輩討死、彈正妻子共に召連れ引除き候。正宗公、同三日に檜原へ御出馬なされ、檜原は則ち御手に入り候へども、御隱密の御手切故、長井の御人數計り召連れられ、總人數參らず候間、御出陣觸なされ、御人數參り候を相待たれ候。人數大鹽の城へ籠め置き、堅固に相抱へ、大切所にて大鹽の上の山まで、八日に御働さなされ候。下へ打さげらるべき地形も、之なき大山にて、道一筋に候故、後陣の衆は、檜原を引離れざる様に、細道一筋にて罷成らず一働なされ、不肖〔小身カ〕の衆は相返され、檜原に御在陣なされ候。會津へ

は御手切候へども、二本松境は手切も之なく、八丁目に伊達實元隠居住り候所へ、二本松義繼より、細々、使を御越し御懇に候。其仔細は、會津・佐竹は、御味方に候へども、本々より二本松・鹽の松は、田村へも、會津へも、佐竹へも、弓箭の強く候所へ頼み入れ、身を持たれ候身上にて候間、此度も伊達強く候はゞ、實元を頼み、伊達へ御奉公申すべき由、義繼思召し、御懇切に候故、手切之なく候の條、拙者事は、八日に大森を罷立ち、九日に檜原へ參り、直に正宗公御陣屋へ伺候致し候所に、御意には、二本松境如何候哉と、御尋ねなされ候。先づ以て、靜に御座候。義繼も大事に思召され候哉、打絶えず親實元所へ、遊佐下總と申す者、我等親、久しく懇切に候彼の者を使に預り、又飛脚をも預り申候。彼の境は、御意次第に手切仕るべき由、申上候へば、御前の人を相拂はれ、會津への御手切の段、原田左馬之助合戦に負け候様子、殘なく仰せ聞けられ、會津に御奉公の衆之なく候間、何れも大切所に成さるべく候様之なく候て、御人數相返され候。定めて昨日人數に會ひ申すべき由御意候て、二本松は先づ赦免申すべく候。兩口の手切は、如何候由御意候。

正宗と成
實との對
談

拙者申上候は、會津に御味方申候衆、御座なく候はば、猪苗代彈正を、引附け見申すべく候由申上候へば、手筋も候哉と仰せられ候間、羽田右馬之助と申す者、猪苗代家老に、石部下總と申す者へ、筋御座候て、別して懇切に御座候。幸ひ此度、召連れ伺候仕り候の由申上げ候へば、則ち右馬之助を召出され、猪苗代に其身好身之ある由、聞召され候間、狀を相調へ越申すべき由、仰せられ候に付いて、御前に於て狀を認め申候。拙者片倉小十郎・七ノ宮伯耆狀をも相添へ申すべき由、仰せられ候間、何れも狀を書き申し候。此狀共、檜原より、猪苗代へは三十里の間、是より遣さるべく候由、返事は大森へ差越すべく候間、早々罷歸るべき由、御意なさる。拙者申上候は、今日は人馬も草臥れ候。其上、日も晩刻に及び申候間、明日罷歸りたき由申上候へば、二本松境彌御心元なく思召され候。此方に居り候て、御用なく候の間、一刻も急ぎ申すべき由、今夜の宿はつなきの民部に仰付けられ候。先へ遣され候間、早々罷歸るべき由、御意に候の條、檜原を日歸致し罷歸り候。此七ノ宮伯耆は、久しき會津宰人にて、不斷御相伴を仕り、御咄衆に候。會津衆何れも存候

七宮伯耆
は會津宰
人

大内備前別心の事附會津義廣御表裏に依り御弓箭を起す事

猪苗代
正宗
に
味

故、差添へられ候。左候へば、四五日過ぎ候て、檜原より御使として、嶺式部七ノ宮伯耆、大森へ差越され、猪苗代よりの状共、御披見なされ候へば、合點に候。御大慶なされ候。其方此口に居り申さず候間、其許より繰り申すべき由にて、兩人遣され候。人も存ぜず候所に、宿申付け差置かれ、本猪苗代より罷出て候三藏軒と申す出家を、使に申付け、出湯通を越し申候。書状の文言には、檜原より進じ候御返答披見申し候。正宗へ御奉公之あるべき由、満足仕り候。此上は、望の儀も候はゞ、具さに承るべく候。正宗判形を調へ進ずべく候由申付け、彈正望の書付を越す。

彈正の要
求
條
件

- 一、北方半分、知行に下さるべく候事。
- 一、拙者以後に、御奉公申され候衆候とも、會津に於て仕置の如く、座上に差置かれ下さるべく候。御譜代の衆には構之なく候事。
- 一、御弓箭思召し候様に之なくとも、猪苗代引退き候はゞ、伊達の内にて、三百貫文堪忍分を一つ下さるべく候事

右三箇條の外、望も御座なく候由、書狀相認め差遣し申され候に付いて、式部伯耆、大森に逗留致し、書付計り檜原へ上げ申候。正宗公御覽なされ、書付の通り、少しも御相違あるまじく候。彈正、書付を御前に差置かれ、引退き候時分の堪忍分、早御書付下され候由にて、刈田芝田の内、所々朝指三百貫文、御書付御判に差添へ遣され候。式部伯耆は、御書付拙者に相渡し、則ち檜原へ罷歸り候。又三藏軒に御判を持たせ、猪苗代へ差越し申候。二三日過ぎ罷り歸り候て申す様は、御判形相渡し申候。去りながら子息盛胤、會津御奉公是非仕るべき由、申され候間、之を如何様に催促申候て、手切れ仕るべき由、申越され候。一兩日過ぎ候て三藏軒を遣し候。早々手切れ申され候様にと、申上候へども、盛胤合點申されず候間、家中二つに別れ、如何はしく成り候由にて、手切れ罷り成らず候。會津への御弓箭なされず候て、檜原に新地を御築き、後藤孫兵衛差越され、御入馬なされ候。

青木修理御味方仕り鹽の松御手に入り候事

青木修理御味方仕り鹽の松御手に入り候事

成實、大内退治を勸む
正宗に

天正十三乙酉七月初に、米澤へ、拙者、使を上げ候て、猪苗代の儀、相違仕り候て迷惑に存候。會津に御敵は御座なく候間、大内備前を御退治なされ然るべく候。御尤に思召され候はゞ、備前家中の内、迷惑致候者、御奉公仕候様に、一兩人も申合すべく候。如何之あるべき由申上候へば、御意には、會津に御敵は之なく、御馬を收められ候事、口惜く思召され候。此上は、鹽の松へ御出馬と思召され候。尤も御忠節仕り候者、遣すべき由、猶以て然るべき儀に候の間、早々才覺申すべき由、仰下され候間、元來、鹽の松より罷り出て候大内藏人・石井源四郎と申す者御座候。此兩人に申付け、刈松田の城主青木修理と申す者の所へ、申遣し候へば、尤も御味方仕るべき由、合點致し候て、知行など望み申候故、御判形相調へ差越し候。大内備前、田村境の城主よりは、久しく人質取り申され候。正宗公御意に背き候ては、鹽の松中殘なく、城主共より證人取り申候。彼の青木修理も、十六に罷成候弟新太郎と申す者は、頃日の青木掃部の事にて候。五歳に罷成候子供を差添へ、兩人小濱へ證人に相渡し申候。修理存じ候様には、米澤御奉公仕候へば、彼の人質相捨て候事、迷

青木修理
伊達へ内通

青木修理
大内備前
の子を人質とす

惑に存候。證人替へ申したく存候て、大内備前家老の子中澤九郎四郎・大内新八郎・大河内次郎吉と申す者三人へ、狀を越し、只今追鳥の時分に候間、慰に罷越し然るべき由申遣す。何れも若き者共故、以後の分別も之なく、八月五日の晩、刈松田へ罷越し、六日の朝追鳥を仕り、雉子十四五取り、料理候て、夜半時分まで大酒を仕り候所に、青木修理申す事には、何れも御酒に酔ひ候の間、過もあぶなく候。刀脇差を渡し候へと申し候へば、三人の者共、少しも苦しからざる由申候へども、修理は底意御座なく候。「これありカ」殊に下戸にて、御酒は給へずと、無理に脇差・刀を取り、長持へ入れ、三人の者沈醉致し、臥し候て、覺えず夜を明し候。修理は、内證へ家中十人計り呼び、具足を着せ、三人臥し候所へ押懸け、起し候て、修理申す分には、大内備前殿へ恨の儀候て、逆心仕り、米澤へ御奉公申候。御存じの如く、弟新太郎并に子供、小濱に人質に置き申候間、證人替に申したく候。命の儀は、御氣遣あるまじく候由、申理り候。三人の者共、相果てたき由、申上候へども、刀脇差を取られ、仕るべき様之なく、絆を打たれ刈松田に居り候。其日に修理、小濱に向つて、火の手

青木修理御味方仕り鹽の松御手に入り候事

を揚げ手切仕候て、我等處へ註進申候の間、則ち米澤へ飛脚を以て申上げ候。御出馬迄は遅〔待てカ〕き由、御意なされ、小梁川泥幡・白石若狹・原田左馬之助・濱田伊豆差越され候條、我等右四人の衆、同心致し罷越し、刈松田近所飯野に在陣致し、我等はたつこ山と申す所に在陣仕り候。正宗公、十二日に福島に御出馬なされ候。青木修理に、成實使を差添へ、福島へ上げ申候て、則ち御目見仕らせ候所に、今度御忠節の儀、御大慶の由にて、御腰物下され候。其上、鹽の松の繪圖を仕上げ申すべき由仰付けられ、晝書を宿へ差越され候に付いて、大方、書立て上げ申候へば、繪圖を御披見なされ、刈松田近所より、御働なさるべき由、思召され候所に、田村より御手を越され、今度は清顯公と御同陣なさるべく候由、仰合され候間、小手森へ御働なさるべき由、仰せられ候間、川俣へ御馬を移され、御働前に、清顯公へ巖平と申す所にて、御對面なされ候。小手森へ廿三日に御働なさるべく候由、仰合され候へども、大雨にて相延べ、廿四日に小手森へ御働き候所に、小濱の加勢、會津・仙道・二本松の人数、小手森近所迄助け來る。小手森へは、大内備前自身に籠り、城中堅固に見え

正宗、福島出陣

正宗、田村清顯と對面

小手森合戦

候。近々と相働かれ候へども、内より一人も出でず、城中多人數に見え候間、此方より〔取リカ〕なされ懸るべき様も御座なく、押上げられ候所、後陣の衆へ、内より人數を出し、合戦仕懸け候間、總人数打返され合戦御座候。會津助の勢も打下げ、城中より申合すと見え、兩口より合戦仕懸け、助の衆は二本松先手にて候。田村衆は東より、伊達衆は北より働さ候。其間に大山候て、田村衆は合戦に用立たず候。然る所に、正宗公、御不斷鐵炮五百挺程召連れられ、東の山添より押切り候様に、横合に御懸りなされ候間、城中より出づる人数敗北候故、矢來口へ押入り、頭五十餘討たれ候。多くも討たせらるべく候へども、小口へ入らず、南へ逃げ候列は、二本松衆との合戦候間、追過ぎ候へば、助の衆押切られ候條、追留め候て少々討たせられ候。大内は其夜に小濱へ歸る、其夜は五里程引上げられ、御野陣なされ候。夜懸も之あるべきかと、辻々芝見を差置かれ候へども、何事なく候。廿五日に押詰め御働きなされ候へども、城中より一人も出合はず。會津衆も助け來り候へども、〔ガカ〕なるきと申す所に相備へ、下へは打下げず、通路は城中へ候へども、人數たる人は參ら

大内備前小濱に歸る

青木修理御味方仕り鹽の松御手に入り候事

ず候。其日は何事もなされず打上げられ候。又野陣へ少し御寄り候。左様に候へども、田村衆と出會ひ候事ならず候。六日又、御働さなされ候へども、内より出でず候間、内の様子御覽なされ候爲めに、鐵炮御懸け然るべき由、片倉小十郎申上げ候に付いて、七八百挺程、内の横追へ御懸りなされ候へども、城中堅固に持ち候間打上げられ、又御野陣へ少し御寄りなされ候。拙者申上候は、明日は南の竹屋敷へ越し、通路を留め申すべき由、總陣へ相告げられ然るべき由、申上候へば、御意には、左様に候はゞ、助の人数打下げ妨ぐべき由、思召され候。左様に候はゞ、城中よりも出づべく候間、兩口の合戦は、如何なるべき由仰せられ候。又申上候は、左様に候とも苦しからず候。竹屋敷へ、陣を移し候へば、田村衆も出會ひ候間、城中より定めて私陣所へ懸り申すべき條、田村衆も拙者に相任せらるべく候。助の人数とは、總御人数を以て、御合戦なさるべく候。兩口の御合戦に候とも、御氣遣之あるまじく候。其上、助の衆打下げ候地形も切所に候間、合戦仕りにくく之あるべく候。一昨日も城中へ押込まれ候二本松衆の合戦、強く仕懸け申さるべく候へど

正宗成實
等と軍評
定

成實竹屋
敷出陣

も、御氣遣か引上げ申され候由、申上候へば、原田休雪申候は、陣を越し候事、返す返す御無用に候。御戦は御大事にて候間、日數を以て、後には左様然るべき由申候。半分は成實を御越させ然るべき由申し候。又休雪申し候を、尤のよし申す衆も候て、落居仕らず其日は打上げられ候。翌日廿七日、昨日竹屋敷へ陣を移し、通路を切り申すべき由申上げ候所、半分は然るべき由申上げ候へども落居仕らず候。餘り悪しき道には之なく候條、御意を請けず候へども、未明に竹屋敷へ陣を越し申候に付いて、伊達上野、拙者陣所へ引續き陣を移し、總陣を相詰むべきの由仰付けられ、陣具を持運び候。總御人数は、常々御働の如く、備を取り候て、夫兵は野陣を相懸け候。然る所に、内より敵一人罷り出で候て、成實陣所へ、小旗を振り招き候間、人を越し尋ね候へば、我等家中に、遠藤下野に會ひ申したき由申候。斯様に申候者、石川勘解由にて候。兼ねて懇切の者に御座候間、下野を遣し會はせ申候の所に、勘解由申す事には、此城に小野主水・荒井半内を始めとして、大内備前近く奉公仕り候者共、數多籠り申候。通路を切られ候上は、落城程あるまじく候間、御

謔言申し、城を相渡し、小濱へ相退きたく候間、拙者を頼み申すの由、申すに付いて、御前へ使を上げ申候て、斯様御訴訟申候。召出さるべく候哉と申上候所、御弓箭の涉参り候様にと、思召され候間、御退をなさるべく候。去りながら城中の者共、小濱へは遣さるまじく候。伊達の内へ罷退かるべき由、御意に候の間、石川勘解由を呼出し、御意の通り、申候へば、又勘解由罷出て、城中の者共申候は、伊達へ罷越し候事、命乞にて候。大内備前切腹も、程あるまじく候間、腹の供を仕りたく存候て、御訴訟申し候間、去り逆は我等前之あるべく候。右申上候如く小濱へ遣され下さるべき由、申候に付いて、其通り、申上候へば、右の通り、仰出され、小濱へは差越さるまじく候。伊達の内へ引退き申すべき由、御意なされ候。其時遠藤下野、門二重内まで罷越し、其様子申断り候所に、御前より又御使を下され、城中の者共にこわき事をなされず候故、申したき事を申候の條、御攻めなさるべく候。若し本丸まで御取詰なされ候は、其時は異儀なく、伊達へも引退き申すべく候間、總手へも仰付けられ候由、御意に候間是非に及ばず、城へ取付け候。下野は漸々内

小手森本丸落城

木こり山落城

より罷出て候。我等手前より早や火を付け候故、山城にて則ち吹上げ、方々へ吹付け候。其外押籠め申候所に、何方にても火を付け候故、存じの外、内の者共、役所を離る。未の刻より御攻め、申の刻に本丸落城申し候。撫切と仰出され、方々へ御横目を差置かれ、男は申すに及ばず、女房牛馬に至る迄切捨て、日暮れ候て引離れ候。味方に紛れ生き候者は如何、敵と見え候者、一人も残らず打果され候。其夜、新城・木こり山、敵地に御座候。兩城共、自焼仕り引退き候。廿八日未明に仰出され候は、木こり山へ相移らるべきの由、御觸御座候間、各陣場取に参り候。我等も家中四五騎先へ越し候所に、馬上一騎、敵方より参り候て招き候間、成實家中の者、乘向ひ尋ね候へば、服部源内と申し候て、我等もと、扶持仕り候者にて、鹽の松へ本意仕り候者に候。築館の城を引退き候間、早々追駈け申すべき由、申すに付いて、早引退く。から城へ乗入り、其由申上げ候へば、築館へ御馬を移され、御休息なされ候。築館に御逗留の内、青木修理抱へ置き候右三人の者共の儀、小濱へ内通申すに付いて、大内備前も、修理弟と子供相返し候事、無念に存じ候へども、家老の者共

大内備前

青木修理御味方仕り鹽の松御手に入り候事

青木修理
の
人質を
返す

の子供を相捨て候事ならず候て、日限を申合せ、小瀬川と申す所へ、雙方より罷出で、御横目を申請け、弟新太郎と子供を請取り、九郎四郎と新八郎・次郎吉取替へ候て歸り申候。

斯様に、鹽の松は御弓箭に候へども、八丁目親實元居り申し候二本松境は、手切之なく候。其仔細は、右に書付け候通り、二本松・鹽の松は、弓箭の強き所へ身上を持ち、相立ち候に付いて、義繼、大内備前に加勢なされ候へども、伊達の弓箭つものり候はゞ、伊達へ御詫申上ぐべき分別と相見え候。又親實元分別には、會津・仙道の衆、鹽の松へ相助け候。田村は敵に候の間、二本松領中計りを通り候間、義繼に疑心申す様にと、思案候て境を静め申候。其存分、正宗公へは申遣され候へども、我等は若輩の間、聞かせ申されず候。此境、手切れ候はゞ、彌、以て強くなるべく候間申上げ、手切仕るまじく候由、拙者兩度迄折紙を致させ、八丁目二本松境無事に仕られ候。

清顯公より仰せられ候は、小濱には助の衆、多人數に候。其上、鹽の松の者共、方より引退き候て、小濱へ集り候間、御働なされ候とも、御敵はあるまじく候條、田村へ御廻りなされ、備前抱かかの小城共、御取なされ然るべき由、仰遣され候に付いて、築館を九月廿二日に御立にて、黒籠と申す城、田村御抱に候の間、それへ御馬を移され、廿三日には御休息なされ候。小濱に替の衆候て、人數を引籠め申すべき由、片倉小十郎を以て申上げ候に付いて、成實と白石若狹・櫻田右兵衛・小十郎四人は、築館に相殘され、小濱を取り申すべき由、仰付けられ候。

黒籠より廿四日に、あうばの内と申す城へ、御働なされ候。彼の地へ二本松衆助入り候。少々内より人數を出し、合戦候へども、強くもなされず候故、物別仕り候て、其日は何事も之なく、黒籠へ打上げられ候。築館に差置かれ候四人の衆も、小瀬川と申す所へ働く所に、正宗公御働遅く候て、片倉小十郎、其砌無人數にて、手勢二百計りを以て、無兵儀に小濱近所迄參り候所に、小濱の人數押立て、小瀬川迄五里計り追懸け候。四手の衆川を越え合戦仕り候。小濱衆は五六百騎も參り候へども、正宗公御氣遣を存じ候て、早く打上げ候。此方の衆は、無人數にて候間押添はず、

小瀬川合
戦

雙方へ首十計りづつ取り申し候。

廿五日に、岩津野へ御働なされ候。地形を打廻り御覽なされ、近陣に御攻なされ候て、彼の城を取らせられ候へば、二本松の通路不自由に罷成り候間、明日相移らるべきに極り、又黒籠へ打歸られ候。

小濱に於て助の衆相談には、岩津野を取られ候はゞ、引退き候事なるまじき由申す。會津衆、大内備前へ異見申し候は、今日正宗公、岩津野を打廻り御覽なされ候。彼の城を取らせらるべき由、思召され候と相見え候。取られ候はゞ、何れも引退き候事罷り成るまじく候間、今夜引退き然るべく候。會津に於て松本圖書之助跡、明地にて候間、之を下され、會津に宿老になされ候様、申上ぐべく候條、罷り退くべき由、頻に異見致す。其使には、中目式部・平田尾張兩人を以て、催促申すに付いて、大内備前も、通路大事に存じ候て、抱の城共殘なく其夜二本松へ引退き、鹽の松の分は落居仕り候。

大内備前
二本松に
退く

二本松義繼降參の事附輝宗御生害の事

正宗小濱
に移る

九月廿六日、正宗公、小濱の城へ、御馬を移され候所に、二本松義繼より、拙者親實元方へ、仰せられ候は、代々、伊達を頼入り候て、身上相立て候へども、近年、會津・佐竹・岩城より、田村へ御弓箭に候。我等も清顯公へ御恨の儀候て、佐竹の味方を仕り、度々御同陣致し候。併、跡々の御首尾を以て、輝宗公、相馬へ御弓箭の時分、兩度御陣へ參り、御奉公仕り候間、身上別儀なく立て置かれ下され候様にと、御頼に付いて、親實元、右の通り、輝宗公へ申上げ候へば、御挨拶には、相馬へ弓箭の砌、御越も御覽なされ候。併、今度大内備前御退治の砌、小手森に於いて、兩口の合戦に、一口は義繼先手に候。又大場の内へ働き候砌も、二本松衆籠り、人數を出し、端合戦候間、大内同前の敵と思召し候條、二本松へ御働なさるべき由、仰せ拂はれ候。然りと雖も、種々御詫言に付いて、左様に候はゞ、南は杉田川を限り、北は由井川切に揚げ渡され、中五箇村にて相立てらるべく候。其上、御息、人質に米澤へ差越さ

るべく候由、仰せられ候。重ねて義繼御申越し候は、南なりとも北なりとも、一方召上げられ下され候様にと、御佗言候へども、罷りならず候に付いて、輝宗公御陣所宮森と申す所へ、十月六日に、不圖懸入られ候。十月六日の晩、輝宗公、正宗公の御陣屋へ御出てなされ候て、御臺所へ家老の衆召寄せられ、義繼御佗言の様子、御訴認なされ候。拙者若輩に候へども、相加へられ候事は、此御使者、右親實元仕り候間、義繼への御使を仕るべき由、輝宗公仰付けられ候。拙者申上げ候は、若輩にて萬事十方なき體にて、斯様の大事の御使仰付けられ候儀、迷惑の由申上げ候へば、實元取扱の首尾に候の間、御使仕るべく候。御差引萬事輝宗公なさるべき由、仰せられ候間、是非に及ばず、御意に任せ候。義繼、拙者を以て御訴訟には、右の如く、北なりとも南なりとも、一方差添へられ下さるべく候様にと、御佗に候。罷り成らず候に付いて、左様に候はゞ、只今差置き候家中の者共を、本の知行を下され、召仕はれ下さるべく候。只今迄奉公仕り候者、乞食致させ候事、迷惑の由仰上げられ候へば、夫も罷りならず候に付いて、爰許へ伺候申上げ候。切腹を仕り候とも、御意

を背くまじき由、覺悟仕り参り候間、何分にも御意次第の由、申上げらるゝに付いて、漸く相濟み候。義繼御申候は、身上相濟み忝く存じ候條、御目見え申したき由、仰せられ候間、其通り申上げ候へば、尤も御參會なさるべき由御意にて、義繼、拙者陣所へ、十月七日の八つ時分御出て、彼是時刻移り、蠟燭立て候て、會ひ御申し参りなされ、宮森へ御歸なされ候。同八日早天に、義繼より御使に預り候て、我等宮森へ参り候。輝宗公御持を以て相濟み候。此御禮をも申上度候。又見廻申度き所も、數多御座候間、相濟み罷歸り、子供、米澤へ登らせ申す支度をも申度き由、仰せられ候間、輝宗公の御陣所へ、拙者、伺候致候所に、伊達上野、其外家老の衆、數多宮森へ参られ、二本松迄落居御目出たき由、輝宗公へ申上げ候。能き御次に候間、義繼、拙者方へ仰せられ候趣申上げ候へば、早々御出て候様にと、御左右申すべき由、御意候條、其通申越し候へば、義繼、輝宗公御陣所へ御出てなされ候。義繼供の衆高林内膳、鹿子田和泉、大槻中務三人、御座敷へ召連れられ候。和泉参り候時、義繼へ耳付に何をか申し候て、座敷へ直り候。輝宗公御下に拙者、上野も居候。何も御

雜談も御座なく御立ち候所、御門送に御立ち候に、内にて御禮なさらず候。御左右には、御内の衆居申し候故、捕へ申す事もならず候や、表の庭迄御出て御禮なされ候所に、道一筋にて、兩方竹唐垣にて、御脇通るべき様もこれなく、詰り候の所へ御出てなされ、拙者上野兩人も、御庭へ罷出て候へども、通り申すべき所これなく、御後に居申し候所に、義繼、手を地へ御つき、今度いろく御馳走過分に存じ候。左様に候へば、拙者に切腹仰付けらるべき由、承り候と仰せられ、輝宗公の御胸を、左の手にて捕へ、右にて脇差を御抜き候。兼ねて申合すと見え、義繼供の衆、後近く居候者共七八人、輝宗公の御後へ廻り、上野成實を打隔て、引立て出て候。腋を御先へ通るべき様もこれなく、門を立て候へと呼び候へども、左様にも致しあへず、急に出て候間、是非に及ばず、各跡を慕ひ參り候。小濱より出て候衆は、武器を以て早打仕り候。宮森より御供申し候衆は、武器をも着申すべき隙もこれなく、多分すはだにて候。討果し申すべき由申す衆も之なく、呆れたる體にて、取巻き申し候て、十里計り高田と申す所迄御供申し候。正宗公は、御鷹野へ御出て、御留

主にて候故、御鷹ノ一野へ申し上げ候て御歸り候。二本松衆に、道具持は、半澤源内と申す者、月劔にて一人遊佐孫九郎と申し候もの弓持一人、其餘は拔太刀にて、輝宗公義繼取巻き參り候。然る所に、取巻き參り候内より、鐵炮一つ打ち申し候。打果し申すべき由、申す者も之なく候へども、總ての者懸り候て、二本松衆五十人餘相果て、輝宗公も御生害なされ候。正宗公も、其夜は、高田へ御出馬なされ候。各家老申上げ候は、先づ小濱へ御引籠り、御吉日を以て、二本松へ御働然るべき由、申上げ候に付いて、十月九日未明に、小濱へ御歸なされ候。輝宗公御死骸、其夜、小濱へ御供申し、長井の資福寺にて御葬禮なり。遠藤山城内、馬場右衛門追腹仕り候。須田伯耆は、百里隔て、在所にて追腹仕り候。八日の晩、義繼死骸、御尋なされ候。方々切放し候を、籐を以て連ね、小濱町の外に磔に御揚げ、數多番を附け申され候。義繼抱の地本宮・玉の井・澁河、八日の晩に、二本松へ引退き候。米澤へ人質に差越さるべき由、御合され候國王殿と申す十二になられ候子息を、譜代の衆守り、義繼從弟に、新庄彈正と申す者、兼ねて覺のものに候。彼の者、物主になり候て、籠城い

正宗二本松城を攻む

十月十五日に、二本松へ御働なされ候へども、内より出でず、堅固に相抱へ候間、何事なく打上げられ候。川を越え高田へ總人數を引き、陣を相懸け候。明日の御評議承るべき由存じ候て、拙者も高田へ參り候。其夜の陣場は、いほら田と申し候て、二本松より北、高田よりは各別の所なりければ、八丁目の抱に付けて、差置かれ候。成實人數、北へ上り候に付いて、城中より出て合戦仕り候。雙方數多討死致し候。高田の衆も相返され候に付いて、城内より出て候人數、遠やらいまで押入れ、物別れ仕り候。十五日夜半時分より、大風吹き出て候て、明方より大雪降り、十六日より十八日迄、晝夜共に降り續き候の故、馬足叶はず、御働もならず、廿一日に小濱へ御引籠り、年中は御働なるまじき由にて、境々の衆、殘なく相返され候て、御休息なされ候。

二本松落し理由

翌年の七月まで、二本松の城相抱へ候。仔細は高玉阿兒ヶ島、會津奉公仕りて、深山傳ひに二本松へ通路仕り候。内々、通路へ附城なりとも、なされたく思召し候へども、義廣・義重・常隆御出馬を、御氣遣を以てなされず候。其上、高き山にて見はへ通路を留むべきやうなく、人數をも越し候へども、罷り通らず候。人數もこれなき時は、見切り候て通り候間、米なども少々通り候ゆゑ、翌年七月まで、相抱へ候。

佐竹會津岩城石川等須賀川出馬
中村城陷る

佐竹義重公・岩城常隆公・石川昭光公・白川義近公仰合され、須賀川へ御出馬、伊達一味の城を御攻め候事附右合戦に付、伊達加勢遣され、觀音堂に於て、茂庭左月を始め討死、成實手柄の事

霜月十日の頃、佐竹義重公・會津義廣公・岩城常隆公・石川昭光公・白川義近公仰合され、須賀川へ御出馬なされ、安積表伊達へ、御一味の城々へ御働なされ、中村と申す城御攻め、落城仕り候。右の通り、俄に小濱へ申來り候に付いて、正宗公、岩津野へ御出馬なされ、高倉へは、富塚近江・桑折・攝津・伊藤肥前に、御旗本鐵炮三百挺差添へら

佐竹義重公・岩城常隆公・石川昭光公・白川義近公仰合され、須賀川へ御出馬、伊達一味の城を御攻め候事附右合戦に付伊達加勢遣され觀音堂に於て茂庭左月を始め討死成實手柄の事

れ候。本宮の城へは、瀬上中務・中島伊勢・濱田伊豆・櫻田右兵衛相籠められ候。玉の井の城へは、白石若狭相籠められ候。拙者事は、二本松籠城候間、八丁目抱の爲め、澁川と申す城に差置かれ候が、小濱在陣申し候故、何れも不人數にて候間、早々参るべき由、御書下され候條、澁川に人數過半相殘し候て、鹽の松へ廻り、小濱へ参り候所に、早や御出馬なされ候御跡へ参り候、御留主に御人數差置かれず候間、成實人數を残し申すべき由、仰置かれ候に付いて、青木備前内馬場日向を始め、馬上三十騎程残し候て、岩津野へ参り、御目見仕り候へば、御意には、前田澤兵部も身を持替へ候て、會津へ一味致し候間、定めて明日は、高倉か本宮へ働かすべく候間、罷り返るべく候由、仰せられ候條、糖澤と申す所に、其夜は在陣申し候。彼の前田澤兵部と申し候は、本二本松奉公の者にて候間、義繼切腹の砌、伊達へ御奉公仕り候所に、佐竹殿出陣に付いて、又替返り候。同月十六日、前田澤南の原に、敵、野陣懸けられ候ひし。高倉への働にこれあるべき由、申來るに付いて、正宗公、岩津野より本宮へ御移され候。本宮は、其頃は只今の町場は畑にて、人居もこれなく小川流れ候所

に、外矢來にて、内町計り人居候。高倉へ働かすべき由、申すに付いて、助け候爲めに、本宮の人數觀音堂へ打上げ、見合次第に、高倉へ討入るべき様子にて、太田の原に備を立て候。我等も、高倉へ助け入るべくと存じ、高倉海道山下に備を相立て候。敵五千騎餘りにて、三筋に押通り候間、高倉に籠り候衆申され候ひしは、當、本宮、御無人數に候間、爰計りの人數を出し、くひ止め候て、見申したき由申され候。又なるまじき由、申す衆も候へども、富塚近江・伊藤肥前申し候は、縦ひ押込まれ候とも、本宮へ通り候人數留り申すべく候は、苦しからざる由兩人申し、人數を出し申し候所に、其如く敵を押縮め候。然るに、岩城の衆入替り候て、押籠め候間、兩小口へ追入れられ、味方二三十人討たれ申し候。敵の人數大勢故、前田澤より押し候人數は、觀音堂より出て候衆と戦ひ候。又荒井を押し候人數は、成實との合戦兩口にて候。合戦始まらざる前に、下郡山内記、我等場の向に、小高き山の所へ乗上り、見申し候へば、白石若狭・濱田伊豆・高野壹岐三人の指物見え候て、馬上六七騎・足輕百五十人計りにて、本宮の方へ高倉より参り候。其跡に一町程隔て、大勢人數參

佐竹義重公岩城常隆公石川昭光公・白川義近公仰合され須賀川へ御出馬
伊達一味の城を御攻め候事附右合戦に付伊達加勢遣され觀音堂に於て茂
庭左月を始め討死成實手柄の事

伊達勢敗軍

り候。敵とは存せず、扱又、何者にて候と疑ひ候。去りながら、敵と味方との境の様に見え、其間一町餘隔て候間、不審に存じ候て見候へば、其間にて鐵炮一つ打ち候の間、扱は敵味方の境の由存じ候て乗返し、山の上より敵是迄參り候。小旗をさせ〜と呼び候の間、其時、小旗を差し候て相待ち候所へ、若狹・伊豆・壹岐三人共に、我等纏へ逃げ込み、直に御旗本へ罷り通られ候。觀音堂より出て候人數、太田の原に備へ候の所に、敵大軍故、こたへ候事ならず、敗軍候て、觀音堂を押下げられ、御旗本近く迄追ひ申し候。茂庭左月を始めとして百餘人討たれ候。左月は驗は取られず候。伊達元安・同美濃・同上野・同彦九郎・原田左馬之助・片倉小十郎を始めとして、歴々の衆相こたへ候故、大敗軍は之なく候。成實備は、味方は一人も續かず、左は大川にて七町餘、敵の後になる。成實十八歳の時にて、何の見當も之なく候の所に、下郡山内記、我等に馬を乗懸け、馬の上より我等小旗を抜き、觀音堂の衆、追崩され押切られ候間、早々退き候へと申し候て、小旗を歩の者に渡し候。成實存じ候は、相退き候ても討たるべく候間、爰にて討死仕るべき由存じ、引退かず候。然れば敵より白

成實の決心

伊庭遠江の武功

石若狹・高野・壹岐・濱田・伊豆三人を追立て候て、敵、山下迄參り候間、成實人數を放し懸け候へば、敵相退き候。爰に伊庭遠江とて、七十三に罷り成り候大功の者候が、眞先に乗入れ、敵兩人に物討致し、一人内の者に、頭を取らせ、山の南さがり五町計り、橋詰迄敵を追下げ候所に、橋にて敵追返し、又味方、山へ追上げられ候所に、羽田右馬之助、敵味方の境を乗分け、崩れざる様に、馬を立返し〜相退き候へば、鎗持一人進み出て、右馬之助馬を突き候所を、取返し〜突き外し、前へ走り懸け候を、右馬之助、一太刀に物討仕り候。其者も家中の者に物討、其身の家中も一人討たれ、相退き候て、本合戦始め候所へ又追付かれ候。又夫より返し候て、鐵炮大將萱場源兵衛・牛坂左近兩人、敵の眞中を乗入れ、馬上二騎づつ物討仕り候へども、具足の上にて通らず候や、敵、退口になり、又本の橋迄追下げ候て、北下野、馬を立て候所へ、歩の者走り出て、下野馬を突き候間、下野も引退き候間、味方退口になり候。伊庭遠江、味方崩れざる様にと、殿を致し、取つて返し〜餘り味方に離れ候。甲を着け候へば、老後故目見え候とて、其日はすつふりにて罷り出て候故、敵乗懸け頭

佐竹義重公岩城常隆公石川昭光公白川義近公仰合され須賀川へ御出馬伊達一味の城を御攻め候事附右合戦に付伊達加勢遣され觀音堂に於て茂庭左月を始め討死戎賣手柄の事

伊庭討死

を二太刀切り候。こらへ候事もならず、引退き候間、味方夫より又、本の所へ追付かれ候。左候へば、観音堂へも物別仕り候間、敵引上げ候條、成實も押添はず、人數を打廻し引上げ物別致し候。観音堂は誰々如何様に仕り候や、別筋に候の間存ぜず候。遠江は、罷り歸り相果て候。不思議の天道を以て、一芝も取られず、観音堂同前に物別致し候。合戦の様子、細には記さず候。荒々書付け候。其後、観音堂へ敵備を上げ、高倉の海道川切に備を直し候間、一戦これあるべきかと存じ候所に、正宗公、御備五六町隔り候故か、何事なく打上げ候。此方の御人數も、御無人數にて候故、押添はず候。彼の下郡山内記と申すものは、本輝宗公へ御奉公申し、相馬御弓箭の時分、鐵炮大將仰付けられ候。度々の覺を仕り候。其頃、御勘當にて、成實を頼み、〔備イ〕まといに居申し候。其日も味方遅れ候時は、馬を立返し、味方の力になり、敵を押返し候時分も、最前に乗入れ、敵と兩度物討仕り候。家中に首を取らせ類なきかせぎ仕り候。

下郡山内記の武功

同又三月十七日の晩、正宗公も岩津野へ引上げられ候。夜半頃に、山路淡路を御使

正宗、成實の武功を賞す

者にて、御自筆の御書下され候。御口上にも、今日の扱比類なく候。敵の後にて合戦致し敗軍仕らず候事、前代未聞の事に候。畢竟其方故、大勢の者共相助け候。定めて手負、死人數多これあるべく候。殊に明日、敵方より本宮へ近陣候由、聞かせられ候。誰々遣されたく思召し候へども、誰々御見當餘りこれなく候間、大儀乍ら本宮へ入申さるべく候。伊達上野も遣され候由、仰付けられ候。又淡路申し候は、今日の御合戦、味方の者何と仕り候や、引添ひ候て参り候事罷りならず、兩人是非なく敵に紛れ罷越し候。敵方にて其様子は存ぜず。何れも相談には、明日本宮を近陣なされ、二本松籠城衆を差退けらるべき相談、具に承り候。日も暮れ候間、漸く敵陣を逃れ参り候由申上げ候に付いて、只今斯くの如く仰付けられ候。本宮に籠城せらるべく候間、其支度申すべき由、申し候へども、俄の事にて、心懸も罷り成らず、十八日の未明に、本宮城へ入り申し候。敵働き遅く候間、物見を越し候やと承り候へば、夜の内より付け置き候由申し候。然れば火の手見え候間、陣移り候かと存じ候所に、物見早馬にて参り、佐竹、會津、岩城衆引退かれ、結句前田澤も引退き候

佐竹義重公岩城常隆公石川昭光公白川義近公仰合され須賀川へ御出馬伊達一味の城を御攻め候事附右合戦に付伊達加勢遣され観音堂に於て茂庭左月を始め討死成實手柄の事

由、申し候に付いて、前田澤へ人を越し見させ候へば、一人もこれなく引上げ候。
 正宗公本宮へ御出馬なされ、御仕置仰付けられ候所に、數多御前に居候所にて、濱
 田伊豆申し候は、昨日の合戦、中村八郎右衛門比類なく仕り候。八郎右衛門故、味
 方五十も六十も助かり候由申上げ候。其時、八郎右衛門、何とも御意もこれなきに、
 刀を抜き敵二十騎切り申し候由にて、〔悉く打イ〕岩打損指申し候を御覽なされ、御加増なさる
 べき由御意にて、鹽の松に於いて知行下され候。若し又、此上にも敵働き候事、計
 り難き由御意にて、岩津野に兩日御座なされ候へども、何事なく小濱へ御歸陣御越
 年なされ候。

正宗小濱
に歸陣

澁川合戦

天正十四年丙戌、澁川に拙者居候所へ、元日に二本松より、晝時分乘懸け候。私働
 き候て、先へ馬上一騎歩十人計り參り候て、陣場の末の水汲み候所へ乘懸け、水汲
 共を追廻し候。内より出合ひ合戦仕り候。二本松への海道に、柴立の小山候て、道
 一筋候所を追ひ候て、參り候所を、柴立の後に、馬上百騎計り足輕千餘り差置き、押
 返され候間、道は申すに及ばず、川々へも追散され候。鹿田右衛門存じ候は、遊佐

二本松勢
敗軍

佐藤右衛門兼ねて聞及びたる者に候。仕様を見申すべき由、思ひ候て少し高き所
 へ、右衛門乗上げ見申し候所、佐藤右衛門近邊生の者にて、案内は存じ候間、各追
 ひ候筋より西の方へ引退き、敵追過ぎ候て參り候者を、田一枚の内にて、三人に物
 討致し、二人首を取り、夫より敵を追上げ候て、敵一人佐藤右衛門物討致し、右衛
 門居候所迄追付き候。右衛門も泳へ兼ね相退き候由申上げ候。野路へ追入れられ
 候。志賀大炊左衛門真先へ乗入れ、四人に物討仕り候。羽田右馬之助餘所へ參り
 遅く懸付け、脇より乗入れ、五人に物討仕り、其所にて三十計り頭を取り、夫より敵
 の足竝あしくなり候。八丁目より助け來り候者、只今の海道を、二本松へ押切り候
 様に、野地を越え候。〔松カ〕合戦場は、二本柳より東にて候間、押切らるべき由存じ候て、
 二本松衆崩れ候間、追討致し候。鹿子田右衛門、飯出井の細道に馬を立て、逃散り
 候もの押返し、物別を致させ候。さ候へば、はや／＼日暮れ候て味方も引上げ、頭
 二百六十三取り、二日に小濱へ上げ申し候。鹿子田右衛門罷り歸り候て、佐藤右衛
 門事、馬迄達者にて、兼ねて聞及び候程の者に候と、物語の由後に承り候。同年二

佐竹義重公岩常隆公石川昭光公白川義近公仰合され須賀川へ御出馬伊
 達一味の城を御攻め候事附右合戦に付伊達加勢遣され觀音堂に於て茂庭
 左月を始め討死成實手柄の事

月、二本松に籠居り候。箕輪・玄蕃・氏家新兵衛・遊佐丹波・同下總堀江越中、五人の者共相談仕り、正宗公へ申上げ候は、御味方仕り城を取らせ申すべく候間、箕輪・玄蕃屋敷へ、御人數入れらるべく候。地形も能く候間、御人數差越さるべく候由申上げ候て、右の五人の人質を上げ候條、御人數を夜中に差越され候。四人の居り候所は、城下にて抱へらるべき所もこれなきに付いて、箕輪・玄蕃屋敷へ引退き候所に、其近所の者共、玄蕃屋敷へ計り入られ、人多く候て鎗を取廻すべき様もこれなく詰り候。又繰ヶ作と申す所、手替り候ものに候。急にこれなく候とも、落城計り難く候へども、繰ヶ作は堅固に持ち候て、玄蕃屋敷は、本城と繰ヶ作の間に候間、抱へ兼ね、明方に、城中より玄蕃屋敷を攻め候間引退き候。小口詰り大勢本口計りならず候て、塀を押破り、嶮難の所より人が重り轉び、男女共に四五十人踏殺され引退き候。城中は堅固に抱へ候。

正宗公、少々御氣色快からず候に付いて、二本松への御働、相延び候て四月初になされ候。内々近陣なされたく思召し候へども、去年の如く、佐竹・會津・岩城より、安

二本松本丸自焼

正宗米澤に歸陣

田村清顯頼死

積へ御出馬に候はゞ、城を巻きほごし、安積へ御出てなさるべき事を、如何に思召され、北南・東三方より五日に御攻めなされ候へども、内より一人も出でず。やらい懸などは、二三度候へば、城能く候條、御攻めなされ候も成り難く候て、小濱へ御引籠なされ候。然る所に、相馬義胤より御使者にて、實元頼ひ候へども、義胤御頼み候に付いて小濱へ參り、御無事御取扱に候。別して御たいもくもこれなく、二本松籠城相退き候様にと御取扱にて、同年七月十六日、本丸計り自焼候て、會津へ引退かれ候。地下人は思々に相退き候。拙者に城請取り申すべき由仰付けられ候間、其日に罷り越し、本丸に假屋を仕り、正宗公七月廿六日に、二本松へ御出て御覽なれ候て、其日歸らせられ候。鹽の松は、白石若狹拜領申し候。其中數多諸人へ御加増に下され候所も御座候。二本松は成實に下され候。拙者跡大森は、片倉小十郎に下され候て、八月初に米澤へ御歸陣なされ候。先づ安積表御無事の分にて、往來候者、送を以て罷り通り候體に御座候。

同年霜月、清顯公頼死なされ候に付いて、正宗公福島迄出御、田村へは御使者を以

佐竹義重公岩城常隆公石川昭光公白川義近公仰合され須賀川へ御出馬伊達一味の城を御攻め候事附右合體に付伊達加勢遣され觀音堂に於て茂庭左月を始め討死成實手柄の事

て、仰せ届けられ、則ち歸城なされ候。

正宗公軍記 一之卷 終

正宗公軍記 二之卷

大崎家中

大崎義隆御家中叛逆を企て義隆公を
抱へ置く事

天正十四年丙戌、二本松・鹽の松御弓箭落居の上、八月、米澤へ御歸陣なされ候所に、大崎義隆御家中、二つに割れ候て、正宗公へ申し寄り候。根本は其頃、大崎義隆に、近習の御小姓新井田刑部と申す者候が、事の外出頭致し候。然る所に、如何様の表裏も候や、本の様にも召仕はれず。又相隔てられ候儀もこれなく候。其後、伊場野總八郎と申す者、近く召仕はれ候に付いて、刑部、恐怖を持ち候。親類多き者故、其一類、何れも恐怖仕り候。然る間總八郎存じ候は、獨者に候間、頼む所これなき由思案申し候て、岩出山の城主氏家彈正を頼み力に仕たき由存じ、彈正所へ存分

大崎義隆御家中叛逆を企て義隆公を抱へ置く事

の通り頼み申し候へば、彈正合點仕り、以後相心得候由、誓約致し候。是に依つて、新井田刑部親類の者共存じ候は、氏家彈正取持を以て、必らず迷惑仕るべく候。然れども、大崎・伊達契約にて、今程御間然なく候條、正宗公へ申寄せ御加勢を申請ひ、氏家彈正一黨、惣八郎打果し、義隆も、御生害なさせ申すべき所存にて、其由、正宗公へ申上げ候へば、御合點なされ、何時なりとも、申上げ次第、御人數遣さるべき由、仰合され候。其頃迄、義隆に刑部は奉公仕り、名生の城に罷在り候。然る所に、氏家彈正、義隆へ御異見申し候は、刑部故、一類の者共、逆心を企て、正宗公へ申し寄り候間、刑部切腹仰付けられ候か。籠舎仰付けられ然るべき由申上げ候。義隆仰せられ候は、申す所尤に思召され候へども、世忤より召仕はれ候者にて候間、其身の在所新井田へ送らせらるべき由仰せられ候。然るべからざる由、申上げ候へども、頻に仰せられ候間、是非に及ばず、彈正も罷在り候。義隆、刑部に仰せられ候は、其身一類共、逆心を企て候間、其身迄も口惜しく思召し候間、切腹仰付けらるべく候へども、世忤より召仕はれ候間、相助けられ候。新井田へ早々罷り越すべき

由、仰付けられ候。刑部申上げ候は、御意忝く候へども、傍輩の者共、殘なく某を憎み申し候間、御本丸を罷り出て候はゞ、御意を懸け候者の由申し候て、即ち討たれ申すべく候間、憚多き申事に候へども、只今迄召仕はれ候御芳恩に、中途迄召連れられ下され候はゞ、忝く存じ奉るべき由、申上げ候に付いて、義隆尤に思召し、左様に候はゞ、伏見迄召連れ相放さるべく候間、御供仕り候へとて、馬二匹御庭へ引出され、一匹は義隆、一匹は刑部を御乗せ召連れられ候。刑部家中二三十人、究竟の者共、刑部をば差置き候て、義隆の御馬の口を取り、御跡先に付、御供の衆、無用の由申し候へば、早や事を仕出左右しだしやうに見え候間、伏見迄御越し、早や、是より新井田へ參り候へと、仰せられ候へば、刑部は、一人も參るべしと存じ候所に、家中の者共、是非新井田迄召連れられ下さるべき由申し候。義隆、別儀あるまじき由、仰せられ候へども、是非御供申すべき由申し候て、異議を申す御供の衆も候はゞ、則ち義隆を討ち奉るべき景氣に候の間、是非に及ばず、新井田迄御越し候所に、名生へも歸し申さず、新井田に留置き申し候。刑部一黨の者共、〔根イ〕狼塚の城主里見紀伊谷

地森の城主主膳・米澤肥前・米泉權右衛門・宮崎民部・高清水の城主石川越前・宮城の城主葛岡太郎左衛門・古川の城主彈正・百々の城主左京之丞・中の目兵庫・飯川大隅・黒澤治部、是は義隆小舅にて候。此者共を始め逆心を企て、正宗公へ頼入り、御威勢を以て、氏家一黨伊庭惣八郎討果し、義隆にも生害なさせ申すべき所存にて候所に、存じの外、義隆を生捕り申し、新井田に差置き候間、何れも心替り、伊達を相捨て、義隆を守立て氏家・伊庭惣八郎を、退治仕るべき存分出来候て、彼の面々、義隆へ申上げ候は、刑部一類數多申合せ、義隆を取立て申すに於ては、累代の主君と申し、誰か疎意に存じ奉るべき。氏家彈正一人御退治なされ候へば、大崎中思召の如くなるべく候由、訴訟申上げ候。義隆御所存には、彼の者共、逆心を企て、伊達を頼入り候由、聞召し候時分は、氏家彈正一人御奉公を存寄り、御腹の御供仕るべき由申上げ候。彈正を御退治なさるべき儀には、之なき由思召し候へども、新井田に押留め訴訟申し候間、力に及ばず、尤の由仰せられ候事。

氏家彈正、義隆を恨み奉り、伊達へ申寄り
御勢を申請け一揆起し候事

氏家彈正所存には、扱々移り替る世の中にて、刑部一黨、伊達を頼入り、義隆へ逆心を存立て候砌は、拙者一人御奉公を存じ詰め、名生の御城籠城たるべく候間、岩手山を引移り、御切腹の供仕るべき由存じ詰め候所、案の外、義隆、某を御退治なさるべき御企、是非に及ばず候。此上は、某、伊達を頼入り義隆を退治し申し、命を免れたく存じ候て、彈正家中に、片倉河内・眞山式部と申す者に申付け、米澤へ相上せ候。片倉小十郎を頼入り申上げ候仔細は、新井田刑部親類の者共、義隆へ逆心仕り、米澤を頼入るべき由申上げ候所、不慮に刑部、義隆を生捕り、伊達御忠義變改仕り、義隆を取立て申すべき所存に付いて、某、滅亡に及ぶべき體に候條、正宗公御助勢下され候は、大崎容易く、正宗公御手に入るべき由、申上候に付いて、則ち小十郎、其由披露申候へば、正宗公、年來義隆へ御遺恨の儀といひ、刑部一黨の親類共、

氏家彈正
正宗を頼
む

正宗氏家
の請を容
る

氏家彈正義隆を恨み奉り伊達へ申寄り御勢を申請け一揆起し候事

御忠節違變仕り候事、口惜く思召され候。彼是以て、氏家彈正引立つべき由、仰出され候。小十郎、則ち彈正使河内式部に、御意の通り申渡し候。兩人喜び候て、急に岩手山へ罷下り、彈正に御意の通り申聞かせ候へば、彈正、尋常ならず大慶申し候。名生の城は、義隆、新井田へ御越以來、明所となり候を、義隆の御袋御東と申せし御方と、御臺と御子庄三郎殿を、人質の如く名生の城に抑へ置き、御守には彈正親參河・伊庭惣八郎とを相副へ差置き候。

彈正所存には、不慮の儀を以て、譜代の主君に相背き、伊達へ御奉公仕る事、天道も恐しく存じ、流石主君の御子庄三郎殿を、某御供申し、正宗公へ參り、傍輩になり奉るべき事、天道にも違ひ、佛神三寶にも放さるべき事を感じて、新井田の御留主居南條下總所迄、庄三郎殿を送り奉り候。二人の御方は、義隆にも庄三郎殿にも、放させられ候て、明暮の御歎にて御座候。御自害と思召し候も、流石左様にも罷ならず、御涙のみにて候。

正家、大崎へ加勢

天正十五年丁亥正月十六日、大崎へ御人數仰付けられ候。大將には、伊達上野・泉

田安藝兩人仰付けられ候。其外栗野助太郎・永井月鑑・高城周防・大松澤左衛門宮内因幡・由手助三郎・濱田伊豆、軍奉行として小山田筑前、御横目として小成田惣右衛門・山岸修理、其外諸軍勢共、遠藤出羽居城松山へ着陣仕られ候。大崎にて御忠節の衆は、氏家彈正・湯山修理亮・一栗兵部・一廻伊豆・宮野豊後〔タイ〕の富澤日向、何れも岩出山近邊の衆より外は、義隆奉公に候條、松山よりは手越に候間、此人數へ打加はるべき地形これなく候。松山に於て、伊達上野・濱田伊豆・泉田安藝、其外何れも寄合ひ評定には、今度大崎御弓箭月舟、御味方に候はゞ、幸四竈尾張も申寄られ候間、岩出山へも間近く候て、然るべき儀に候へども、黒川月舟逆意仕られ郡城へ入り、伊達勢押通り候はゞ、川北の諸山に籠り候衆、參りあはさせ防ぐべき由存じ候由、相見え候間、働き候儀も、調儀何と候はんと評定に候。遠藤出羽申し候は、新沼の城主上野甲斐は、私妹婿にて、御當家へ代々御忠節の者にて御座候間、室山に押を差置かれ、中新田へ打通られ候とも、別儀あるまじき由申し候。上野申され候は、左様に候とも、中新田へ二十里餘の道に候。敵の城を後に當地を差置き、押通

氏家彈正義隆を恨み奉り伊達へ申寄り御勢を申請け一揆起し候事

り候事、氣遣の由申され候へば、泉田安藝所存には、上野殿久しく吾等と間さなく候。其上、今度大崎への御弓箭の企、某申上げ候て、御人數相向けられ、月舟事は上野介舅に候。彼といひ是といひ、今度の弓箭御情入るまじき由存じ候間、出羽申し候所尤に存じ候。氏家彈正、岩出山に在陣仕り、伊達勢の旗先を見申さず候はゞ、力を落し、義隆へ御奉公も計り難く候間、室山には押を置き、打通られ然るべき由申し候間、是非に及ばず、中新田へ働に相極め候。

黒川月舟逆心仕り候意趣は、月舟伯父に黒川式部と申す者、輝宗公御代に、御奉公仕り候飯坂の城主右近大夫と申す者の息女契約候て、名代を相渡すべき由、申合せ候へども、息女十計りの時分、式部三十計りに候間、未だ祝言もこれなく候、右近大夫存分には、殊の外年も違ひ候。式部年入り候て、其身隱居も早くこれあるべく候。正宗公へ御目懸おめかけにも上げ候て、彼の腹に御子も出来、名代共相立て候様に申上げ候はゞ、家中の爲めに能くこれあるべき由思案致し、違變申し候に付いて、黒川式部迷惑に存じ、月舟所へも參越さず後へ引切り申し候。此恨、又月舟は、大崎義隆

黒川月舟
伊達へ逆
心

月舟は義
隆の繼父

へ繼父に候。義隆御舍弟義康を、月舟の名代續にと申され、伊達元安の婿に致され候て、月舟手前に置かれ候間、義隆滅亡に候へば、以來は其身の身上を大事に存じ、逆心を企てられ候と相見え申し候。

下新田に於て小山田筑前討死 附伊達勢敗軍の事

氏家彈正は、伊達の御人數遣さるべき由、御意候へども、今に村押の煙さきも見えず、通路不自由故、何方よりの註進もこれなく、今や〜と相待ち、二月も立ち候間、朝暮氣遣致し候。然る所に、二月二日、松山の軍勢、打出川を越し、先手の衆段段、室山の前を打通り、新沼に懸り中新田へ相働さ候。下新田の城主葛岡監物、其外加勢の侍大將には、里見紀伊、谷地森主膳、弟屋木澤備前、米泉權右衛門、宮崎民部、黒澤治部、此者共籠り候て、伊達の人數、中新田へ押通り候はゞ、一人も通すまじき由、廣言を申し候へども、流石多勢にて打通り候間、出づべき様もこれなく、抑をも置かず候て、打通り候跡の室山の城へは、侍大將古川彈正、石川越前、葛岡太郎左衛

下新田に於て小山田筑前討死附伊達勢敗軍の事

下新田合戦

門百々左京亮籠め置き候。川南には、桑折の城主黒川月舟籠る。城主飯川大隅といふものなり。兩城、道を挟み候故、伊達上野・濱田伊豆・田手助三郎・宮内因幡、四百騎餘りにて、室山の南の廣畑の所に相控へ候。先手の人數、中新田近所へ押懸り候間、内より南條下總と申す者、町樞輪より四五町出て候所を、先手の人數、一戦を仕り、内へ押込め付入り致し、二三の樞輪町構迄放火仕り候。下總、本丸へ引籠り堅固に持ち候。敵の城共數多打通り候條、跡を氣遣に存じ候て、小山田筑前下知仕り、總手を川上へ段々にまといを相立て候。氏家彈正は、俄の働にて、中新田迄とは存ぜず、取る者も取敢ず罷出て付入に仕り、方々焼拂ひ引上げ候間、伊達の人數も押加へず引上げ候。其頃、日も短く、殊に深雪にて、道一筋に候間、伊達の人數、急に引上げ候事もならず候て、七つさがりになり候。下新田の衆、通りし勢を返すまじき由、申遣し候へども、伊達勢、ものとも存ぜず、出て候人數を、追入れく通る候。上野・濱田伊豆の人數へ打添ふべき由存じ候所に、跡の人數、疾に引上げ候間、室山より罷出て、二重の用水堀の橋を引き候故、通り候事ならず、新沼へ引返し

小山田筑前の奮戦

小山田討死

候跡に於て、下新田衆に合戦候所に、切所の橋を引き候由承り、味方諸軍勢足並悪しく候へども、小山田筑前、覺の者に候間、引返し合戦候故、大崩はこれなく候。筑前返し合せ戦ひ、敵を追散し、歩の者一人側へ逃げ候を物討仕るべく存じ候て、其者を追懸け、十四五間脇へ乗り候所に、深田の上に雪降り積り、平地の如く見え候所へ、追懸け馬をふけへ乗入れ、馬逆になり候故、箭前二三間打貫かれ候て馬に離れ候。筑前、手綱を取り引上げんと致し候へども、叶はざる所を、敵、見合せ打返し、筑前を討たんと懸り候間、手綱を放し太刀を抜いて切合ひ候。敵、後へ廻り、筑前片足を切つて落され、則ち倒れ候。去りながら太刀を捨てず切合ひ候。老武者の事に、息をさき打出し候太刀も弱り候間、四竈の若黨走り寄り、首取らんと仕り候を、太刀を捨て引寄せ、脇差を抜き只中を突止にして、兩人同じ枕に臥し候を、跡より參り候者、首は取り候。敵方の者共、川より南に相控へ、軍破れざる前は、川をも越さず居候ひしが、味方負色になり候を見合せ、川を越し下新田衆へ加はり候故、日は暮れ懸り、小山田筑前討死故、味方敗軍仕り、數多討たれ申し候。切所の橋を引

かれ、新沼へ引籠り、軍勢共籠城致し候。
小山田筑前討死の朝、不思議なる奇瑞候。宿より馬に乗り十間計り出て候所に、乗りたる馬、時の太鼓は、早やおそき〜と物をいひければ、筑前召連れ候者、興を醒し申し候。筑前聞いて、今日の軍は勝ちたるぞ、目出度と申し候。討死以後、其馬を敵方へ取る。見知りたる者候て申し候は、此馬は、一年、義隆御祈禱の爲め、笠嶽の観音へ神馬に引かせられ候御馬の由申し候。義隆聞召し、其馬を引寄せ御覽候へば、誠に神馬に引かせられ候御馬の由覺えられ候。何方を廻り、筑前乗り、此軍に討死仕り候や、神力の威光あらたの由、何れも申し候。義隆、筑前指物を最上義顯へ遣され候。義顯、彼の筑前は、兼ねて聞及び候名譽の覺の者に候由仰せられ、黒地に白馬櫛の指物を、出羽の羽黒山へ納められ候。冥加の者の由申す事に候。
上野介濱田伊豆、先の人數を引付けたく存ぜられ候へども、早や日は暮れ候。川を越し北に備へ候間、桑折室山より出て候はゞ、退兼ぬべき由存ぜられ候。月舟は上野舅に候間、上野より使者を以て申され候は、爰許引退さたく存じ候。異議なく御

黒川月舟
と伊達上野

伊達勢敗軍

退かせ預りたく候と申し候所に、月舟より挨拶には、尤も貴殿御一人引退かるべく候。其外罷りなるまじき由申され候。重ねて上野申され候は、濱田伊豆始めとして一兩輩、同備の衆御座候を相捨て、拙者一人罷り退くべく候や、とても拙者を相通さるべく候はゞ、彼の方々も相退かれ預かるべく候。左様なるまじきに於ては、討死に相極め候由申され候。左候へば、月舟の伯父八森相模申し候は、上野殿を始めとして、討果し弓矢の實否相付け然るべく候。大崎は洞區口に候。正宗公は大身に於て御座候間、終に月舟の身上相助くべきの儀にもこれなく候。仕るべき事を控へ、滅亡詮議なきの由、頻に異見申し候へども、月舟、流石婿を討果し候事、痛はしく存ぜられ、左様に候はゞ、其許に相備へられ候衆、何れも上野同心相退けらるべく候由、申され候に付いて、引退かれ候所に、中新田衆中切れ候て、横に引かれ候故、思の外、新沼へ籠城を致され候。
新沼籠城の衆、五千に及び候間、新沼小地にて食物もこれなく、餓死に及び候體に候。正宗公、内々御人數をも遣され引出されたく思召し候へども、仙道へ御氣遣に

て、左様にもなさせられず候。新沼の衆申し候は、室山を押通り向ふ敵を切拂ひ、松山へ引退くべき由申し候所に、深谷月鑑申され候は、桑折・室山兩地のま、ち退口狭く候。左様候とも、地形能く候はゞ苦からず候。大河を越し候砌、雙方より仕懸け候はば、手も取らず、犬死を仕るべく候間、先づ様子を見合せられ然るべき由、申され候に付いて相延し候。

百々の鈴木伊賀・古川の北江左馬之助、中途へ罷出て、新沼へ使を越し、大谷賀澤呼出し候て申し候は、泉田安藝・深谷月鑑兩人を、人質に相渡され候はゞ、諸軍勢は引退かすべき由申し候。大谷賀澤引籠り、其由申し候へば、泉田安藝家中湯村源左衛門と申す者申し候は、中々に多勢切つて出て、討死は覺悟の前にて候。諸軍勢を退かせ候て、安藝一人、末には〔繪イ〕介首を切られ申すべく候間、死後迄の恥辱に罷成り候條、安藝合點申さるまじき由申し候。月鑑申され候は、我等共兩人證人に渡り、諸軍勢相收め申す事は、正宗公迄御奉公に罷成り候間、是非證人に渡り申すべく候。安藝殿は、何と思召し候と申され候、又源左衛門申し候は、貴殿の御心中、疾に推量申し

正宗後悔

候由にて、口論仕り候所に、安藝申され候は、源左衛門申す事無用に候。我等は人にも構ひ申さず、一人にても人質に相渡り申すべく候。諸勢を相助け申すべき由申し候て、其通り、鈴木伊賀・北江左馬之助所へ申斷り、右より月鑑は、人質に相渡るべき由申され候間、兩人共に、二月廿三日に新沼を出て、蟻ヶ袋と申す所へ參られ候間、諸勢松山へ引退き候。濱田伊豆・小成田宗右衛門・山岸修理、米澤へ伺候致し、大崎弓箭の様子申上げ候。御意には、今度餘りに深働仕り、越度を取り候。重ねては氏家彈正に仰合され、桑折・室山二箇所の城を取らせられ、彈正に打加はり候様に、なさるべしとの御意にて御座候。

最上より義顯御使者として、延澤能登と申す衆を、蟻ヶ袋へ差越され候。能登、永井月鑑へ會ひ候て、何と談合申され候や、月鑑は深谷へ歸り候。泉田安藝一人、小野田へ同心申し候。小野田の城主玄蕃九郎左衛門兩人に、安藝を渡し申され候。其夜、能登・安藝へ罷越し申され候は、貴様引取り申す事は、相馬・會津・佐竹・岩城申合され、伊達殿へ弓箭を取り申すべき由にて、相馬より使者として、椽窪又右衛門と

月鑑、深谷へ歸る

申す者差越され候。貴殿御好身の衆、仰合され候て、逆心をなさるべき由申され候。安藝申し候は、某は主君の奉公に一命を捨て、新沼籠城候諸軍勢を相助け申し候。御弓箭の儀は存ぜず候。拙者首、早々召取られ下され候様にと、頼入る由申し候へば、能登申し候は、安藝申す様比類なき儀に候由、褒美申され候。安藝存じ候は、此様子、正宗公へ御知らせ申したく存じ、齋藤孫右衛門と申す者、忍使に米澤へ相登らせ候て、具に申上げられ候。最上義顯公は、正宗公御伯父にて候へども、輝宗公御代にも、度々、御弓箭に候。然れども、近年は別して御懇に候。去りながら、義顯公は、家の足下兄弟兩人迄、切腹致させたる大事の人にて、油斷ならず候。正宗公、二本松・鹽の松の御弓箭強く候て、佐竹・會津・岩城・石川・白川、御敵に候故、右の諸大名仰合され、今度伊達へ御弓箭をなされ、長井を御取りこれあるべき由、思召し候所に、結句大崎に於て、伊達衆討負け、諸勢の人質として、泉田安藝を最上へ相渡され候間、此砌、米澤への手切と思召され、最上境鮎貝藤太郎と申す者申合せ、天正十五年三月十五日に、鮎貝藤太郎手切仕り候。正宗公聞召され、時刻を移しなる

最上義顯
と正宗と
の關係

まじく候條、則ち御退治なさるべき由、仰出され候。家老衆申上げ候は、最上より御加勢これあるべく候。其上又、最上へ申寄り候衆も、御座あるべく候間、様子御覽合せられ、御出馬然るべき由申上げ候所、尤も申す所據なく候へども、左様に候はば、米澤を出て候事なるまじく候間、此節、鮎貝に於て、是非を相付けらるべき由御意にて、則ち出發せられ候所に、最上より一騎一人も、御助これなき故、藤太郎、頻に御人數遣され候様にと、最上へ申上げ候へども、遣されず候。其上正宗公、米澤を御出て候由、藤太郎承り、則ち最上へ引退き候故、長井中仔細なく候。深谷月鑑は、相馬長門殿御爲めには、小舅にて候。下新田に於ても、月鑑の者共は、無玉の鐵炮を打ち候由、正宗公聞召され、左様の儀もこれあるべく候。深谷は大崎境目に候。相馬殿へも縁邊に候間、逆心の存分計り難き由、思召され候て、秋保攝津守と申す者に預け置かれ、切腹仰付けられ候。

氏家彈正親參河は、子供にも違ひ、大崎義隆へ御奉公仕り、名生の城に居候て、城を抱き義隆へ御奉公仕り候。正宗公、氏家彈正に御疑心なされ候所に、彈正申上げ候

は、親參河、義隆へ奉公仕り候間、御尤に存ぜられ候。去りながら私に於て、異議を存ぜず候由、度々起請文を以て申上げ候に付いて、聞召し届けられ候故、御横目を下され候様にと申上げ候。夫に就いて、小成田惣右衛門、岩出山へ差越され候。其以後、氏家彈正病死申し候に付いて、惣右衛門、岩出山の城主の如く、同前に萬事申付け相抱へ候所に、關白秀吉公、小田原御發向なされ、大崎・葛西を、木村伊勢守拜領仕られ候間、小成田惣右衛門も岩出山より罷下り候。

黒川月舟身命相助けられ候事附八森相模御成敗の事

黒川月舟逆心故、大崎の御弓箭、思召され候様にこれなきに付いて、内々月舟御退治なされ、大崎へ御弓箭なさるべき由、思召され候へども、佐竹・會津・岩城・白川・石川打出てられ、本宮迄相働かれ候間、大崎弓箭取組まれ候はゞ、又々、右の各々御出馬あるべき由、思召され候て相控へられ候。翌年大内備前、苗代田の百姓寄居候を打散らし、手切を仕り候に付いて、仙道の弓箭再び亂れ候て、會津迄御手に屬せら

氏家彈正
病死

れ、關東の御弓箭思召され、大崎の事、御言にも仰出されず候。然る所に、秀吉公、小田原へ御發向候て、會津をも召上げられ候。大崎・葛西、森伊勢守拜領申され、罷下られ候條、黒川月舟、伊達上野婿に御座候故、懸入り身命を相助けられ候様にと、御訴訟申し候に付いて、上野より正宗公へ、此由を披露申され候へば、御意には、大崎へ御弓箭の時分、月舟逆心仕り、數輩の諸軍勢討死仕り候間、是非月舟首を召上げらるべく候。早々上置き申すべきの由、仰付けられ候。上野、種々御訴訟申され候へども、罷成らず、秋保の境野玄蕃に仰付けられ、相渡され候。上野、米澤へ參り、大崎御弓箭の時分、月舟恩賞を以て濱田伊豆・田手助三郎・宮内因幡參り、身命恙なく相退き候。夫は只今申立つる所にもこれなく候。月舟事は、御存じの如く、私舅にて御座候間、某知行一字、差上げ申すべく候。月舟命の儀、御助け下され候様にと、頻に訴訟申され候に付いて、御意には、月舟事は、偏に口惜しく思召され候へども、上野首尾に、身命助けられ下され候由仰出され候。上野、境野玄蕃手前より月舟を請取り、別府へ罷歸され候。満足尋常ならず候。其後、月舟は、御訴訟申さ

れ、少し堪忍分を下され、仙臺に屋敷も拜領致し、御前へも折々罷出てられ候。八森相模、桑折に於て、月舟へ強ひて異見申し候御耳に相立ち、其上、正宗公の御指小旗の御紋を、其身の小旗の紋に仕り候故、深く口惜しく思召され、妻子共に、北國へ差越され、上郡山民部に相渡され、相模を始めとして、妻子迄死罪仰付けられ候。

大内備前、御下へ参りたく御訴訟申上げ候事

附 同人苗代田へ再亂の事

天正十五年、最上・大崎は御弓箭に候へども、安積表は先づ御無事の分にて、何事もこれなく候間、苗代田・太田・荒井三箇所は、成實知行致し候。敵地近く候へども、御無事に候間、何れも百姓共を返し在付け候。苗代田は、阿兒が島・高玉敵地にて、近所に候間、古城へ百姓共集め差置き候間、田地を仕り候。大内備前、我等所へ申され候は、不慮の儀を以て、正宗公御意に背き候て、斯くの如きの身上に罷成り候。小濱を罷退き候時分、會津三人の宿老衆、異見申され候は、何とも鹽の松の抱なり

難きに、其上正宗公、岩津野の地を召廻られ、地形を御覽なされ候由承り候、定めて御攻めなされ候か。近陣なさるべく候由、思召され候と相見え申し候。左様に候はゞ、近陣候てはやゝ二本松への通路なり難く候。尤も取られ候ては、小濱を引退き候事もなるまじく候間、會津宿老松本圖書助跡絶え候。此知行、明地に候間、下され候様にと申し候て、會津の宿老に仕るべき由、申され候條、罷退き候所に、知行の事は申すに及ばず、御扶持方なりとも下されず、餓死に及び候體に御座候間、正宗公御下へ、不圖伺候致したく候。少々御知行をも下され、召仕はれ候様にと、成實を頼み入れたく候。去乍ら御意に背き、斯様申上げ候とも、御耳にも入るまじく存じ候間、某弟片平助右衛門御奉公仕り候様に、申すべく候間、夫を以て、某をも御赦免なされ候様にと、申され候に付いて、片倉小十郎を以て、拙者申上げ候趣は、大内備前儀は、召出され然るべく候。其仔細は、清顯公御遠行此方、田村無主に候間、内々區々の様に承及び候。大内備前、本意を仕りたき由存じ候て、弓箭の物主にも罷成り候はゞ、如何に存じ候。其上、片平の地は、高玉・阿兒が島よりは、南にて御

座候間、片平助右衛門御奉公に於ては、右の兩地は持ち兼ね、會津へ引退き申すべく候。左様候へば、高倉・福原・郡山は、御味方の儀に候間、御弓箭なされ候とも、御勝手一段能く御座候。備前に御知行を下され、召出され、然るべき由申上げ候へば、御意には、大内口惜しく思召され候へども、去年輝宗公、御果なされ候砌、佐竹・會津・岩城御相談を以て、本宮へも御働なされ候。此御意趣、御無念に思召され候間、御再亂なさるべく候由思召し候條、尤も片平御奉公に於ては、大内事、御赦免なさるべく候條、具に申合すべき由御意に候。右使仕り候者を以て、大内備前へ、追て早々申越さるべく候由申遣し候。斯様の儀、白石若狹へ知らせ申さず候ては、以來の恨を請け候儀、如何に存じ候とて、若狹へ物語申し候へば、若狹、一段然るべく候。鹽の松百姓、大内備前譜代に候間、萬事氣遣申し候。御下へ參り候へば、大慶の由申し候間、拙者も左様に存じ候て、米澤へ申上げ候由申し候。然る所に、大内備前より申し候は、彼の儀洩れ候事遺憾候。只今會津に於て、其隱なく申廻り候。此分に候はゞ、切腹仕る儀も計り難き由申越し候。拙者挨拶申し候は、別して

大内備前

と成實と
の應答

他言申さず候。白石若狹、只今は小濱に居られ候間、其方御奉公の品、彼方へ申さず候ては、取成ならず候間、白石若狹に物語り申し候。若狹、其口へも物語り申され候由と存じ候由申越し候。其後白石若狹、我等に申され候は、大内備前、我等を頼み罷出てたき由申され候由、若狹物語に候間、一段然るべく候。罷出てられ候へば、御爲めに然るべき由挨拶申し候。白石若狹分別は、大内備前は、覺の者に候。田村間近く候間、數年佐竹・會津御加勢なく、自分に弓箭を取り候事、度々合戦候て、勝ち候事、正宗公も御存じ候間、若し鹽の松を返下され候儀も、計り難く候間、若狹指南を以て、御奉公申され候か、左様に之なく候はゞ、會津に於て切腹申され候様にと存ぜられ、告げ申され候由見え候。夫故其年中は、大内罷出て候事相止め候事、其年の押詰に、大内備前氣遣仕り、會津を御暇申請け、片平の城へ罷越され候。天正十六年戊子二月十二日、片平・阿古ヶ島・高玉三箇所の人數を以て、大内備前、苗代田へ未明に押懸け、古城に居り候百姓共、百人計り打果し、本内主水と申す者、物主に差置かれ候を、切腹致させ、放火再亂申され候間、太田・荒井の者共も、又玉の井

大内備前御下へ參りたく御訴訟申上げ候事附同人苗代田へ再亂の事

六

へ引籠り候。同二月末、大内備前、成實所へ申され候は、去年の申合せ、巷説にて切腹に及び申すべき體に候間、迷惑に存じ候て、會津への申分に、御領地へ手切仕り候。此上も免許申し候て、米澤への御奉公なされくれ候様にと、度々申され候へば、拙者挨拶には、何方へも手切申されず、成實知行所へ手切申され、本内主水に切腹致させられ候間、成實申繕に罷成るまじく候。誰ぞ頼み申され然るべき由申し候へば、右より使は、本内主水親類の者仕り候。彼の好身共、玉の井に差置き、境目の彼の者共、我等へ訴訟申し候は、玉の井百姓共、二本松右京殿譜代の者に候間、草を入れ申すにも、告げ申すべしと氣遣申し候。其上、片平助右衛門御奉公申され候へば、一廉の事に候。阿古が島高玉も持ち兼ね申すべく候間、大内備前兄弟御馳走申し、然るべき由申付けて、重ねて米澤へ、小十郎を以て申上げ候所、御意には、苗代田打散らし候事、口惜しく思召され候へども、片平助右衛門迄、御奉公仕るべき由申し候間、召出さるべく候。若し片平助右衛門御奉公仕らず候は、大内計り召出さるまじき由、御意候條、其通り申遣し候所に、助右衛門御奉公落居申候て、近

所の村四五箇所望書立て越し申し候間、米澤へ申上げ候へば、大内備前には、保原を下され、助右衛門には望の所御印判下され、小十郎越し申され候間差し越し候。其後片平助右衛門申さるゝに、瀬上丹後御勘當申し候へども、某婿に致し、名代渡し申すべき由約束仕り候條、御赦免なされ候様にと申され候。其通り申上げ候へば、御意には中野常隆親類迄も、口惜しく思召され候。其上、眼前の孫にて、召出さるまじく候由仰せられ候。其通申越し候へば、片平助右衛門申され候は、左様に候はば、御奉公仕るべく候。御印判戴き候も、上げ置き申すべき由申され候に付いて、二十日計りも事延び、漸々瀬上丹後事、御前相濟み、片倉小十郎も二本松へ罷越し、備前助右衛門罷出て候を、相待ち申すべき由、我等に申合せ候。

玉の井へ敵地より草を入れ候事

天正十六年三月十二三日の頃、成實抱の地、玉の井と申す所に、高玉より山際に付いて、西原と申して四五里、玉の井より隔て候所へ、はい草を越し候所に、玉の井の

者共、兵儀なく遠追ひ候て、罷出で候を見申し候間、押切を置き、討取り申すべきた
 くみ仕り、三月〔廿の字脱カ〕三日に、玉の井近所高玉への山際に、御座候矢澤と申す所へ、草
 を仕るべき由相談に候。其地迄は、大内備前助右衛門も御奉公には究り候へども、
 味方への手切は申されざる時に候間、片平阿古ヶ島の人數高玉へ廿二日の晩に相
 詰め候。兼ねて敵地に申合せ候て、草入れ候はゞ、告げ申すべき由申合せ、差置き
 候もの、廿二日の晩、本宮へ參り候て、今夜玉の井へ草入れ候由、告げ申し候に付い
 て、我等も罷出で、本宮玉の井の人數を以て、廿二日の朝、草さがしと申し候所に、
 草も參らず候間、偽を申し候やと申し候て、引籠り申し候所に、晝ばひに二三十人、
 玉の井近所迄參り候間、出合せ二三十人の者引上げ候間、臺渡戸と申す所にて追
 付き合戦仕り候。前廉、遠山を見申し候間、矢澤の小森の蔭に、人數二百程隠し置
 き、押切にあてがひ申し候。合戦初まり候所より、引きかけ申すべき由存じ候て、
 敵、そろ／＼と退口になり候。玉の井の者共、敵の足竝惡しき由存じ候て、強く懸
 り候間、敵、崩れ候て足竝を出し退き候。押切の者共、待兼ね候て、早く出で候間、

押切らず候へども、味方崩れ合戦始まり候。川迄押付けられ候て、二三人討たれ
 候。味方、川にて相返し候所に、高玉太郎右衛門、敵味方の間に、馬を横に乗り候間、
 志賀三之介と申す者、我等歩小姓、兼ねて鐵炮を能く打ち申す者に候。川柳に鐵炮
 打懸け、相待ち申す所へ、太郎右衛門、小き川一つ隔て、横に馬乗通し候所を、二つ
 玉にて打ち候間、一つの玉は馬の眉の揉合に當り、一つは太郎右衛門臍に當る。則
 ち馬を打返し候。夫を競にて懸り候間、敵も則ち引退き候。太田主膳と申し候て、
 大切の者に候。殿を仕り引退き候間、敵も崩は申さず候。小坂を乗上げ候を、又三
 之助、上矢に後の輪を打懸け、二つ玉にて、いぬこ所を打出し、主膳、うつむきにな
 り、其身小旗を抜き、弟采女にさゝせ、我等必ず崩るべく候間、其身相違なく、主膳
 に成替り、殿を仕り、物別させ候へと申付け、引退き候て、頓て死去申し候。其草調
 儀は、高玉太郎右衛門、太田主膳兩人、物主にて入れ候草にて候間、兩人引退き候
 と、則ち崩れ候。追討に仕り、首百五十三討取り申し候。大勢打ち申すべく候へど
 も、山間にて地形惡しく候間、散々に逃げ申し候條、少し討ち候。其夜は、宿へ罷歸

らざる候者共これある由、後に承り候。右の者共、鼻をかき鹽漬に致し、米澤へ上げ申し候。

大内備前御訴訟相濟み御目見申され候事

同年三月廿三日、玉の井の合戦見候て、歸り候小十郎は、大内備前・片平助右衛門罷出てられ候を、相待たる、由にて、二本松へ罷越し候て、逗留致し候所に、四月五日の晩に、かち内彈正と申す者、大内備前甥にて候が、片倉小十郎宿へ參り候て、大内備前、今夜本宮へ參り候、明日は片平助右衛門、手切申すべき由申すに付いて、片倉小十郎同道にて、本宮へ罷越し候。備前に、六日の朝面談候所に、備前申し候には、助右衛門も御奉公仕るべき由、堅く申合せ候へども、少しの儀出來、兄弟間に罷成り候拙者に、腹切らすべしと申すに付いて、漸々相退き參り候由、申され候。總別、助右衛門、御奉公仕るまじき覺悟に候を、備前身上の爲め計りを以て、助右衛門御奉公と申され候や、大内參られ候上は、助右衛門も御奉公仕られ候か。又片平の地

大内備前
と片倉小
十郎

を、會津より盛替へられ候か、如何様、只今の分にては、差置かるまじく候。兄弟の分別違ひ候由、小十郎と兩人の噂を申し候。大内罷出て候て、無人數なりとも、一働申さず候ては如何に候間、阿兒ヶ島へ働き申すべき由申合せ、白石若狹・片倉小十郎・我等三人の人數を以て、阿兒ヶ島へ働き申し候へども、内より一人も罷出でず。此方より仕るべき様これなく、引上げ候。又翌日働き申し候へども、鹽の松の内〔註進仕リイ〕に居り候石川彈正と申す者、相馬へ身持替へ、白石若狹知行の内へ手切仕り、火の手見え候間、若狹は、働の中途より歸り申され候。我等小十郎計り働き候へども、何事なく打上げ候。小十郎、八日に大森へ歸り申され候。大内備前は、米澤へ伺候仕り、御目見を申したき由申され候條、我等家中遠藤駿河と申す者差添ひ、米澤へ相登らせ申し候。

石川彈正、四月十四五日時分、白石若狹抱の西と申す城へ草を入れ、其身も罷出で、しごみ居り、朝早々、内より一兩人罷出で候ものを、草にて討たれ、城中より出合ひ候所に、彈正助合ひ、内より出で候衆を追込み、城へ取付き攻め候。鐵炮頻に聞え候

間、白石若狭、助合ひ候を、彈正見合せ引退き候所へ、駈付け合戦候て、若狭打勝ち、首二十計り討取り申し候。成實も、二本松にて鐵炮を承り、早打を仕り候へども、遠路故遅れ候て、罷歸り候所へ駈付け候。若狭悦び候て、宮森へ我等を召寄せ、殊の外、馳走候て罷歸り候。此石川彈正と申す者は、もと、鹽の松の主久吉と申し御大名の家中にて候。大内備前と傍輩にて候。久吉、無徳に付いて、家中の者共、相談を以て追出し候。大内備前親、其頃、伊達を頼入れ、石川彈正親は、田村清顯公を頼入れ候。其以後、伊達御洞弓箭の砌、大内備前も、田村清顯を頼入れ候。御近所に居申され候間、別して御奉公仕り候所に、片平助右衛門家中と、田村右馬頭家中岩城殿御弓箭の時分、野陣に於て喧嘩御座候。右馬頭殿、家中を御成敗なされ候様にと、申上げられ候へども、御合點なきに付いて、御恨に存じ、翌年より會津・佐竹を頼入れ候て、弓箭に罷成り候。石川彈正は、相變らず田村御奉公仕り候。左様候へども、正宗公、鹽の松を御取りなされ候間、石川彈正知行は、皆鹽の松の内にて候。田村さへ、御名代正宗公へ相渡され、御子候は、田村へ御越し申しなされ候様にと、御

石川彈正
伊達に仕

約束に候間、石川彈正も知行に付き、正宗公へ御奉公仕り候様にと、清顯公御意を以て、相付けられたる者に候。其外にも、寺坂・山城・大内・能登を始めとして四五人、鹽の松の者にて、久吉家中に候。引退き田村へ御奉公仕り候者は、何れも伊達へ相付けられ候。其者共、白石若狭給主に相付けられ候。石川彈正一人直に召仕はれ候。本領共に、前々の如く返下され候事。

天正十四年霜月に、清顯公御遠行以來、三春の本城には、御北様御座おはしなされ、御女儀様故、去年ら萬事の差引は、田村月齋・同梅雪・同右衛門大輔・橋本刑部少輔、此四人に候。其頃、正宗公御夫婦中然なく候。内々御北様御恨に思召され候。月齋・刑部少輔、縦ひ御夫婦中然なく候とも、正宗公を頼入れず候ては、田村の抱、なるまじき由分別に候。梅雪・右衛門大輔、御北様は、相馬義胤の伯母に御座候。御女儀なりとも押立て、相馬を頼入れ候は、正宗公へ違ひ申し候とも、田村は苦しからざる由、分別致し候。上には、伊達を頼入れ候様にて、底意には、相馬へ申寄られ候。其手より月齋方、梅雪方と底意は二つに別る。上は押並べて、伊達御奉公と申す様に

候。然る所に、大越紀伊守と申す者、田村一家にて、相馬義胤には従弟にて候。田村にて二番の身體に候。此者、相馬へ申合せ、内々繰仕り候。其外にも、田村中に相馬の牢人、城を持ち候程の者、四五人も御座候間、皆相馬方に候。一番の犬身梅雪の子息田村右馬頭と申し候て、小野の城主に候。此兩人、相馬へ申合され、ある時、月齋刑部少輔、若狭に物語申され候は、大越紀伊守、相馬へ申合せ、逆心歴然に候間、大越紀伊守を相抱へたき由申され候。其通り、米澤へ申上げられ候。然る所に、正宗公より、某所へ御書下され御用候間、使を一人上せ申す^のべき由、仰下され候間、則ち上せ申し候。御意には、大越紀伊守を相抱へたき由、月齋橋本刑部申上げ候。無用の由御意なされ候へども、若し不圖相抱へ候は、田村の急事になるべき由、思召され候。又月齋かた絶え候事も如何に候。田村は二頭を引立て候様に、御持ちなされるべく候由思召し候。左候へば、紀伊守其方を以て、御奉公立を申上げ候。御油斷申さざる様に知らせ候て、然るべき由仰付けられ候。兼ねて我等家中に、内ヶ崎右馬頭と申すもの、大越紀伊守に久しく懇切に候。紀伊守より使には、大越備前と

申す者、幾度も右馬頭方へ参り候條、狀を越し、少し用所御座候間、大越備前を差越さるべきの由申遣し候。則ち備前参り候間、我等田村の様子相尋ね、腹藏なく物語り申し候て、正宗公仰越され候通り、申し理るべき由存じ、備前に會ひ候て、田村の様子相尋ね候へば、一圓相包み候て申さず候條、大事の儀を直に申す事、氣遣に存候て、右馬頭に其様子物語致させ候て、備前罷歸り候。夫より大越紀伊守、三春への出仕を相止め、誠に引籠り罷出でず候間、田村四人の年寄衆より、紀伊守へ使を相立て、如何様の儀を以て罷出でず候。存分候は、有の儘に申さるべき由、申理られ候へば、初めは何角申候へども、頻に仔細を尋ねられ候て、後には成實より三春へ出仕候は、相抱へらるべく候間、出仕無用の由、御知らせ候故、罷出でず候由申すに付いて、田村四人の衆より、我等所へ申越され候は、大越紀伊守出仕申し候は、相抱へらるべく候條、罷出で候事無用の由、御知らせに付いて、罷出でざる由申し候。如何様の儀を承られ、左様に紀伊守所へ申越し候やと、申越され候條、我等挨拶には、いかで左様の儀申すべく候や、田村御洞何角六ヶ敷候間、如何様にも相勤

められ候様にと存じ候。六ヶ敷事知らせ申すべき儀に無之候由、返答申し候。左候へば、四人の衆、紀伊守所へ申され候は、理の通り、成實へ申理り候へば、努々左様の儀申さず候由、理られ候間、出仕致し然るべき由、申され候所に、内ヶ崎右馬頭を以て、左様御知らせ候由、申さるゝに付いて、重ねて我等所へ、紀伊守申候通りを承り候條、田村衆への挨拶には、右馬頭に様子承り候へば、某事は、久しく紀伊守殿へ懇切に御座候。世上に於ては、紀伊守殿、御心替り候様に申候間、左様の御存分候は、三春への出仕御無用に候。御生害なされ候か、相抱へらるべき儀計り難きの由、自分御意見には申し候。成實より、左様には申されず候。大越備前承り違ひに之あるべき由申し候間、其通りを田村衆へ返答申し候所に、田村の四人の衆申され候は、左様に候は、内ヶ崎右馬頭と大越備前と相出し、對決致させ、然るべき由承り候條、尤も備前相出てられ候は、右馬頭も差越し申すべき由返事申し候。三月初に鬼生田と申す所へ、大越備前罷越し候由申越し候間、田村より檢使御座候かと尋ね候へば、御檢使は參らず候由申し候間、御檢使これなく候は、右馬頭出し

申すまじき由、申し候に付いて大越備前も罷歸り候。其後、田村へ拙者使を差越し、此間右馬頭出し申すべく候へども、御檢使を差添へられず候由承り候間、相出し申さず候。重ねて備前に檢使を差添へられ、相出され然るべき由、申越し候へば、田村衆も満足申され、檢使兩人、備前に差添へ鬼生田へ罷出て候間、右馬頭も罷出て候。對決申し候事は、備前申し候は、其方を以て、成實御斷には、三春へ出仕申すまじき由、御知らせに候と申し候。右馬頭申し候は、御存分違ひ候は、出仕御無用の由、自分に意見申し候所に、御出仕なされず候は、逆心御企て候と相見え候。只今にも御存分違ひ申さず候は、三春へ御出仕なされるべく候。三春に於て、御相違はあるまじき由、申し候て歸り候。斯くの如く御洞六ヶ敷候故、田村に於て各、打寄り、伊達を頼入るべく候や、如何様に仕るべき由、相談の所に、常磐伊賀と申す者申し候は、御相談に及ばず候。清顯公御存命の砌、御名代正宗公へ渡し申され候間、御思案に及び申さず候。去乍ら各、御分別次第と申し候條、誰も別に申出づべき様これなく、何れも伊賀申す通り、尤もの由落居申し候。去乍ら上には伊達へ付き、内々は過

半相馬へ相引け候。其仔細は、田村に牢人格の表立ち候衆は、多分相馬衆に候。梅雪右衛門大輔、内々相馬へ申合せ候間、相馬牢人衆と申組まれ候。仙道佐竹、會津の牢人、何れも梅雪右衛門大輔へ懇に候。其様子を、石川彈正、もと傍輩に候間、存の前に候間、當然清顯公御意を以て、正宗公へ御奉公仕り候ても、夫々身上大事に存じ、其上御北様相馬義胤の伯母にて、正宗公御夫婦間然なき故、御恨に思召し候を、彈正存じ候て相馬へ申寄り、四月七日に手切仕り候。

會津・須賀川衆、本宮へ働き、人取橋に於て合戦の事

右の段は、石川彈正逆心の次第、田村御洞の様子書記し候。安積表の事は、四月五日の晩、大内備前、不圖懸入り候て、會津衆、安積へ罷出でられ、須賀川衆と申合せ、働くの由、其聞え候に付いて、片倉小十郎、大森に居り候間、其段申遣し候所に、則ち二本松へ罷越し、信夫の侍衆、早々罷出づべき由申觸れ候へば、俄故か一人も參らず候。小十郎成實計り本宮へ罷越し候。高倉へ人數を籠めたき由申し候へども、

會津須賀川勢本宮を攻む

差置き申すべきものこれなく候間、我等八丁目の家中共、二十騎餘り鐵炮五十挺高倉へ差置き候。四月十七日高倉近江、本宮へ參られ候。もと、二本松御譜代にて、會津・安積の事、具に存じ候ものにて候間、明日の御働何方へ之あるべき由、尋ね申し候へば、近江申され候は、會津・須賀川衆計り參り候條、千騎には過ぎ申すまじく候。會津にも境の衆はくつろぎ申すまじく候。須賀川と田村境の衆とは、參るまじく候間、多人數にはあるまじく候。多數押通し本宮迄働あるまじく候。大方高倉への働に、これあるべき由申され候。左様に候はゞ、味方の人數は、敵の手扱により、觀音堂へ打上げ、高倉へ助入り申すべく候。夫は見合せ次第に候。若し又、西宮への働に候はゞ、此方の人數は引籠り候て、出でず候はゞ、定めて觀音堂へは、敵の備相立つべく候。下へ人數さげ候はゞ、尤もの事に候。左様これなく候はゞ、少々内より人數を出し仕懸け、敵を町口に迄引付け、合戦を始め申すべく候。左様に候はゞ、羽田右馬之助人數を出し、先手を仕り、跡を小十郎人數にて仕り、成實人數は、合戦に構はず、西の脇より觀音堂へ押切り候様に、人數を出すべく候間、定めて敵の

足竝悪しくこれあるべく候。さ候はゞ、高倉より跡をつき切り申さるべく候。大勝は明日にこれあるべく候。高倉の城高く候間、何方への働も見ゆべく候間、高倉へ人數越し候はゞ、城の西に飛火を上げ申さるべく候。本宮への働に候はゞ、東に上げ申さるべく候由申合せ、高倉近江相返し申し候。左様に候へば、十八日に高倉の城の西に、飛火を上げ申し候間、扱は高倉への働と見え候由申し候て、観音堂下迄、人數を打出し候所に、又東に飛火上げ候。扱は本宮への働に候や、人數を引返すべき由、申し候へば、さほひが廻り候間、此儘合戦仕るべき由申し候て、備を相立て候。成實・小十郎、観音堂へ打上げ候へば、段々に人數押來り候。鹿子田右衛門一騎先に抜け候て、足輕四五十人召連れ參り候。石川彌平へ申付け候へば、鹿子田を引懸け申すべく候。するゝと參り候はゞ、我等は下へ引きさぐべく候間、彌・夫に乗り參り候はゞ、本合戦仕るべき由申し候て、羽田右馬之助人數に、足輕三十餘差添へ越し候所に、鐵炮打合ひ候て、そろゝと、彌平、敵味方の境を乘廻し引上げ候間、右衛門、初め一騎に候へども、後には十騎計り、足輕百餘になり候て參り候

人取橋合戦

前田澤助
五郎の奮闘

間、小十郎も我等も、観音堂を下へ落し候へば、敵右馬之助者共、石川彌平者共追立て、観音堂迄參り候條、人數を放懸け候へば、敵崩れ候。右馬之助小姓に、文九郎と申し、年十六に罷成り候が、馬上をつき候所に取つて返し、文九郎を切り候て、歩の者二三人返し、首を取り候者候。右馬之助乗入れ候て、歩の者二人に物打仕り候故、敵引退き候間、文九郎首は取られず候。其二人の内、一人首を取り引退き候。人取橋より此方へ越し候人數は、備を破られ崩れ候て、人取橋を逃げ越し、如何様に仕り候や、橋向にて繩を取直し候故、又味方押返され候所に、前田澤助五郎と申し候て、正宗公御小姓にて候が、御勘當にて我等を頼居り候。此者馬を立廻しゝ相退き候所に、横馬に引廻し候所を、鎗持一人走懸り、ふと腹を突き候と同事に、肩のみみ合に鐵炮當り、則ち打返され候。助五郎下立ち、具足を脱ぎ、内の者に預け、其身は手鎗を取り歩になり、馬上一騎突落し、則ち首を取り、我等に見せ申し候。又本の観音堂へ、味方、追付けられ候所に、手坂左近右馬之助、石川彌平三騎返合せ、夫より敵を押返し、又人取橋迄追付き首四十三討取り、味方三人討たれ、物別れ申候。

十七日の相談の如く仕り候はゞ、残なく討ち申すべき所に、飛火の立様違ひ候て、大勝申さざる事、今に無念に候。其後、近江に飛火の事尋ね候へば、今日働き候由、知らせ申すべき爲め、西に飛火を掲げ候由申し候。其儀は、昨日相知り候事に候間、入らざる事を致し候由申し候へども、返らざる事に候。會津衆は一働申し候て、片平助右衛門老母を、人質に取り罷歸られ候由、後に承り候。大方は人質取り申すべき計りに、會津より罷出て、左様には申されず働き候事かと存ぜられ候。負軍に候へども、若松へ引籠り申され候小十郎は、廿一日迄本宮に居られ候へども、會津衆引籠り候由、申來り候間、廿二日、米澤へ罷歸り候。

石川彈正逆心仕り相馬へ忠節の事

田村の衆、相馬へ申合の衆も、伊達御忠節の衆も、石川彈正逆心仕り候間、正宗公御出馬なさるべき由、存ぜられ候へども、一切其沙汰これなきに付いて、月齋刑部少輔、白石若狹を頼み、米澤へ申上げられ候は、彈正逆心仕り候間、則ち御出馬なさ

石川彈正
逆心

れ、御退治をなすべきの由、存じ候所に、左様にもこれなく候。田村は、過半相馬へ申合され候へども、正宗公御出馬を氣遣ひ仕り候て、手切申さず候。彈正は相馬義胤を引出し申すべき爲めを以て、手切仕り候間、御出馬なし下され候様にと、申上げられ候。御意には、石川彈正手切仕り候上、則ち御出馬なさるべき儀候へば、最上御弓箭に候。何れも境目には、大身の者候へども、長井は、最上に小身者計り差置かれ候間、米澤をあけ、御出馬なされ候事、御氣遣に候。其上、彈正抱の地、一箇所も取らせられず候て、一働二働の分にて、御出馬なされ候事、如何に思召され候に付いて、御延引なされ候由、御挨拶に候。月齋刑部申上げられ候は、左様の御底意とは、世上に於て存ぜず、一切御馬くつろぎ申さざる由、田村侍共も存候はゞ、残なく相馬へ相附くべく候。何方の御弓箭も、左様に御手際の御座候儀は、これなく候間、久しく御在陣は罷りなるまじく候。早く御出馬一働なされ、御入馬候様にと申上げ候。御出馬を恐しく存じ候て、今に田村の者共、手切仕らず候。斯様に候所、罷りならず候はゞ、我等兩人の切腹疑なく候由、頻に御訴訟申さるゝに付いて、左

候はゞ、御出馬候て、一調儀なさるべき由、御意にて御陣觸仰付けられ、大森へ四月十四日に御出馬なされ、五日御逗留にて、二十日に鹽の松の内築館へ相移られ候。石川彈正抱の地は、築山其身の居城に候小手森の城、彼の地は、鹽の松御手に入れ候砌、彈正御加増に下され候城に候。「たふい」とうめきと申す城は、相馬境目にて、親攝津守居り候。小手森は、築山近所にて候間、小手森へ御働なされ候所に、相馬義胤、正宗公御出馬の由聞召し、一日前に築山へ御出で、相馬衆相抱へ候。小手森へは、石川彈正自身に籠り候。築山は相馬衆にて抱へ候。正宗公、小手森の地形御覽なさるべく思召し、北より南へ御通なされ候を、内より鐵炮を打懸け候へども、召連れられ候衆には、鐵炮一つも御打たせなく、御通なされ候。其日は、何事なく打上げられ候。成實は、南筋氣遣に存じ候間、二本松へ其夜罷歸り候。翌日天氣然なく候へども、築館へ伺候申し候へば、御働相止め申し候間罷歸り候。日々參り候へども、天氣悪しく御働これなく候。廿五日に大森へ御引籠なされ候へば、月齋刑部少輔承り驚き申され候て、白石若狹と我等兩人頼み候て、申上げられ候は、一働申され候へども、

四五日も御働なさるべき由存じ候所、天氣故とは申し乍ら、一日御働さ御引籠なされ候。最上境を御氣遣と相見え申す由、田村の者共存じ候はゞ、此頃迄伊達を頼入り候者共も、心替仕るべく候間、せめて大森に御在陣なされ、田村へも長井へも、不慮の儀候はゞ、御早打なさるべき由思召され、大森に御在馬なされ候由、諸人存じ候様に仕りたき由、月齋刑部申され候。兩人申され候事、據なく存じ候て、若狹同心申し、大森へ伺候致し、原田休雪・森屋守伯・伊藤肥前・片倉小十郎四人を以て、月齋刑部申され候通り申候所、伊藤肥前申し候は、御訴訟は尤に候へども、御存じの如く候。長井には大名一人これなく候境に候へども、小身衆計り籠り、御出馬なされ御早打と申し候ても、最上境へは、大森より百里に及び申し候間、御用に立たざる儀に候。當地に御在馬は如何に存じ候由、白石若狹申し候は、田村の様子、大方に存ぜられ候や、月齋刑部御奉公を存詰められ候。計を以て、先づ躡静め候分に候。大森を御引籠なされ候はゞ、兩人も頼みなく存ぜられ、存分違ひ申す儀も計り難く候由、申し候所に、肥前申し候は、田村を相抱へられたく思召し候ても、長井に急事

到來申し候ては、詮儀なしに候。左様に候はゞ、以來には田村の御抱も、罷りなるまじく候間、先本に急事これなき様に、申したき由申し候。小十郎申し候は、是にて問答入らざる事に候。御耳に相立ち御意次第に申し、然るべき由申し候て罷立ち、披露致され候所、御意には、尤も兩人申す所據なく思召し候。此度は天氣故、御手際これなく候て、大森へ御引籠なされ候。尤も當地に御在陣なされ、何方へも御早打なさるべき間、月齋・刑部心安く存ずべく候由、御意を請け罷歸り、白石若狹を以て、其通り申候所に、月齋・刑部少輔満足申され候。

大森御逗留の内、高倉近邊を御覽なされず候由仰せられ、五月十一日、大森より御日歸、前田澤迄御出て、堀の内迄御覽なされ、御日歸になされ候。某は御出も存ぜず、本宮にて追付き御供仕り候。

田村に於ては、内々色々の申分共に候。月齋・刑部申され候は、大森には正宗公御在馬なされ、築山には義胤御座候。兎角雙方の衆入り申し候事、如何に候間、伊達衆・相馬衆共に、如何様の御用候とも、入れ申すまじき由存じ候。如何これあるべき由、

梅雪・右衛門大輔へ申斷られ候。其外、表立ちたる衆へ相談申され候へば、何れも然るべき由申され候間、片倉小十郎所へ、兩人より其通り、内證申され候に付いて、御飛脚にても遣されず候。

相馬義胤、田村の城御取損じ候事附石川彈正御退治の事

相馬義胤、築山に御座候て、彌、田村衆申合され、右より御北様へ御内談と相見え、五月十一日、義胤より御使の由申し候て、相馬の家老新館山城・中村助右衛門と申す者、三春へ参り、其夜は町に留り候。何れも下々に於て申唱へ候は、伊達衆をも相馬衆をも、三春へ入るまじき由申定められ、兩人の衆、取參られ候はゞ、明日義胤御見廻候様に御出て、城を御取りなされ候由申廻り候。左候へば、十二日早天に、山城・助右衛門兩人、城へ罷登り候。橋本刑部は切腹と存じ詰め、未明に参り、三人共に奥方へ伺候致し、御酒を控へ居り候。刑部方の者共、五人三人宛、鐵炮・鎗・武器

持ち候て、城へ入り候。月齋梅雪右衛門は參られず候。山城・助右衛門方も、五十人計り城へ參り候へども、其道具は持たせ申さず候。相馬義胤御出の由、申し候に付いて、内へ入り候者共、方々役所着き候様に居候。梅雪、其時城へ上られ候。奥方より刑部罷出て、はやく義胤は城の下迄召懸け候。宵より大越の人数、城の東の林の内、深き谷へ七八百程、鐵炮鎗にて引付け置き候。然る所に、刑部、梅雪の手を取つて、伊達衆をも相馬衆をも、入れ申すまじき由仰合され、義胤を入れ御申これあるべくやと申し候へども、梅雪、いや／＼入れ申すまじき由申され候。兼ねて梅雪も、御見舞申し候様に、御出てなさるべく候。城を取らせ申すべく由申合せ候へども、刑部、大功の者に候間、入れ申すべく由申候はゞ、則ち討たるべく由、存じ入られ申すまじき由、申され候と相見え候。刑部其言に付いて、具足を着け申候。何れも城へ入り候者共、武具を着け入り申すまじき由申され、鐵炮打ち候へと申付けて、義胤城半分ほど召上げ候へども、鐵炮を打ち弓を射防ぎ候間、義胤御供の衆三十騎計り召連れられ候へども、袴がけにて候間、何事も罷りならず。殊に、義胤の

義胤、相馬に歸る

馬の平首へ、鐵炮中りければ、夫より召返し、東の小口へ御出て候へども、彼の口も其通り、其上、地形悪しく候故、ならず候跡へ、馬上二百騎計り、武具にて弓・鐵炮持も召連れられ候へども、遅く候て用立たず、築山へも御歸なく、直に相馬へ引退かれ候。大越紀伊守罷出て、御立寄り候へと申し候へども、御寄なく候。新館山城・中村助右衛門城中にて、討たるべくかと存じ候て申し候は、斯様に御色立あるべき儀にこれなく候。左様に候はゞ、義胤御出無用の由、申すべしとて、足早に出で候所に、刑部方の者、鎗を突きかけ候へども、刑部無用の由、抱へ候て御出御無用の由、申上げらるべき由、申し候て押出し、城は堅固に持ち候。田村より白石若狭所へ、其様子申來り候間、早馬を以て大森へ申上げられ候條、夜四つ過ぎに相聞え候。則ち正宗公御早打なされ、白石若狭居城宮森へ、翌日五つ時分召着かれ、伊達信夫の人数にて、築山へ兩日御働なされ、田村に人数入り候儀、計り難き由仰せられ候て、成實は十二日に白石へ早打仕り候儘、差置かれ候。兩日の御供は申さず候。十六日に、小手森へ御働き候間、參るべき由仰せ下され候條、小手森へ參り候所に、城を

正宗出陣

築山落城

召廻し御覽なされ、御攻めなさるべき由仰付けられ、成實は築山より助の押に差置かれ候。其外の御人數御旗本迄相出でられ、御攻めなされ候て落城仕り、悉く放火致し、今度は撫切にはこれなく、取散に仰付けられ、宮森へ打返され、翌日は田村の内大藏の城に、田村右衛門大輔弟彦七郎と申す者居申し候。心替の衆は、數多候へども、手切れ申さず候。此彦七郎は、築山へも節々參り、三春取らせられ候様に、義胤御越の御供も、仕り候に付いて、彦七郎城へは御働なされ候。小口懸をなされ、町を引退き、空家共十計り焼拂はせられ候へども、内より一騎一人も罷出でず、脇より助け候衆もこれなき條、申雲と申す田村の出家へ、前廉申合され候や、御働の所へ參らる。彼の出家を以て、月齋を頼入り、御詫言申され、召出さるべきに落居申し候へども、日暮れ候間、宮森へ打返され候。總御人數は、にしと申す所に野陣に候。次の日は、石澤と申す所に、相馬衆籠り候間、御働さなさるべき由、打出でられ候へども、田村彦七郎罷出でられ候事遅く候間、大藏の道つかい總手備を立て、大藏罷出でず候はゞ、御攻めなさるべき由、仰付けられ候所に、彦七郎罷出でら

正宗、大藏城を攻む

正宗石澤城を攻む

石川彈正抱の城悉く落城

れ、御目見申上げ、石澤への御先懸を致し候。石澤は田村の内にて、小地には候へども、城能く見え候。相馬の衆を以て、相抱へ候間、人數も多く見え候故、近陣なさるべき由にて、其夜はにしと申す所、白石若狹抱の地に候。御在馬なさるべき由、仰付けられ候へども、然るべき家もこれなきに付いて、俄に東の山に御野陣なされ候。折節、大雪仕り、野陣の衆迷惑申し候。然る所に、御築山に於て火の手見え候。大嵐候へども、物見を遣され候へば、築山引退き候て、一人も居らず候由申上げ候に付いて、石澤も引退くべき由思召し、御人數を遣され候所に、人數參らず候、先に引退き候。石川彈正居り候とらめきも引退き、彈正抱の地残なく落城、田村の内二箇所相極められ、宮森へ打返され、御在陣なされ候。月齋、刑部少輔は、尤も梅雪、右衛門大輔、其外、相馬へ申合せ候侍、少しも表立ち候衆は、宮森へ伺候を致され、石川彈正御退治なされ、田村迄かたまり御目出度由申上げられ候。其内に、常盤伊賀も伺候を致す。右各、相談の砌、伊達を頼入るべき由、申出で候に付いて、何れも夫に同心の由聞召され、御大慶に思召され候由、御意な

され、金のし付の御腰物、伊賀に下され候。

田村月齋・梅雪・同右衛門大輔・橋本刑部少輔・宮森へ伺候致され、片倉小十郎・伊藤肥前・原田休雪三人を以て、申上げられ候は、大越紀伊守事、初めより田村へ出仕も仕らず、今度の田村逆心の企始に候。彼の人一人引籠り居り候條、彼の城を取禿せられ候様に、仕りたき由申上げられ候。御意には、尤も兼ねて大越紀伊守仕様共、具に聞召され候。別して口惜しく思召され候。併、一働にては落城仕り候儀計り難く候。左候へば、佐竹義重、安積へ近日出馬の由、聞召され候間、若し彼の地御手間を取られ、其内、義重、出馬に候はゞ、彼の城、卷きほごされ候事、如何に候間、御働なるまじき由、御挨拶に候。又申上げられ候は、御一働なされ下さるべく候。尤も佐竹殿、御出必定に候はゞ、御近陣などは御無用に存じ奉り候由、申され候に付いて、左様に候はゞ、御代官を以て、御働なさるべき由御意候て、成實本宮に居申す所に、伺候申すべき由仰下され候條、宮森へ参り候所に、御意には、田村衆、大越への働訴認申し候。近日佐竹義重、安積表へ出馬の由、聞召され候間、其方、御代官として、

正宗、大越を攻めしむ

大越への御働なさるべき由にて、相越すべき由仰付けられ候。拙者申上げ候は、安積筋にて、義重御出馬の由承らず候。何方より申上げられ候やと、申し候へば、御前の衆相拂はれ、須賀川の須田美濃より申上げ候由、御意に候。拙者申上げ候は、存じの外に候。美濃は無二佐竹御奉公の由承及び候。扱は此方へ申寄り候やと、申上げ候へば、兩度使を遣され候に、初めの筋は悪しく候て氣遣ひ申候。重ねて御意候はゞ、此筋を以て、仰下さるべき由、申上げ候て、佐竹義重の出馬の儀も、申上げ候事、時に石川大和殿より、八代と申し候山伏を、御飛脚に差越され候。其山伏に御尋ねなされ候も、御出馬の由申し候。和州よりは、其沙汰これなく候由、御意なされ候。則ち罷歸り兩日支度申し候て、舟引へ罷越し、大越への働を仕り候。請持申し候所の町構引込み、二三樞計り持ち候間、此方よりも仕るべき様、これなく引上げ候。正宗公も御忍びなされ候て、御出てなされ候。然る所に、小野・鹿俣の人数、東より戦ひ候に付き、伊達衆引上げ候に付いて、城より鹿俣衆へ出合ひ申し候て、合戦仕り候て、鐵炮なり候間、總人数相返し、敵を押切り候て、方々追散らし、

正の宮崎歸陣

首三十ばかり取り引上げ候。翌日正宗公も、宮崎へ御歸なされ、御人數も相返させられ候事。

正宗公軍記 二之卷 大尾

土岐齋藤由來記

土岐家由來記

爰に、人皇六十二代村上天皇御宇、天曆、天德、應和、康保、此年號以後の内、美濃國守護として、人皇五十六代清和天皇四代の孫多田左馬頭正四位下滿仲公、始めて濃州守護に任ず。當國兼て十一箇國守護、滿仲公、鎮守府の將軍に任じ給ふ。村上天皇の御宇天德四年、強盜射殺し、人皇六十三代冷泉院御宇安和三年、源繁延を生捕る。弟滿季と相共に、藤原の千晴といふ者の息子久頼、并に蓮茂等を生捕りて罪に行ふ。千晴は、田原藤太の子なり。此人老いて、攝州に多田の院を建て、隱居す。滿仲公の木像は、多田院に安置す。滿仲公、當國守護神として、熊野兩社を勸請す。伊井諸尊伊井册尊。美濃國武藝郡下有知村に今宮山神光寺あり。此寺は滿仲公の御建立と、其

滿仲の子
孫美濃國
の守護と
なる

相續滿仲公の御長男に、多田正四位下左馬頭攝津守賴光、美濃國守護鎮守府將軍に任ず。人皇六十六代一條院の御宇、藤原の兼家公、二條京極家御所を新造す。其後藤原の伊周配流の時、弟賴親と共に、禁中守護す。其後、近江國伊吹山酒顛童子を退治す。其後、京都市原野にて鬼同丸を退治す。此人源家隨一の武將にて、其名高し。四天王武將有綱公時、真道、季武、四天王武臣、都を守護す。相續賴光長男參河守賴國、又讚岐守伊豫守。此人、美濃國守護并に參河・備前・攝津・但馬・伯耆・讚岐・伊勢、都合八箇國守護す。其後、賴光の御弟君に、參河守征夷將軍賴信公、濃州守護に任ず。參河守と號す。其後、賴信公の御長男肥前守賴房、此賴房公勅勘を蒙りて、美濃國守護職召上げられ、當國を退去す。其後、參河守賴信公長男伊豫守賴義公二男加茂次郎義綱の子息に、加茂美濃次郎義俊、濃州守護に任ず。然る所に、同姓新羅三郎義光の爲めに、加茂氏、美濃國守護召返され、其後、人皇八十二代後鳥羽院の御宇文治年中、鎌倉の武將征夷大將軍賴朝公、同じく清和の流なるを以て、濃州の守護を、土岐郡戸判官光衡に下さる。此人は、人皇五十六代清和天皇十代の末、土岐伊賀守光基の子息、

土岐氏の別れ名

濃州土岐郡に在城あり。在城の内には、從五位美濃守に任ず。是よりして、子孫土岐氏と號し、別家の人々に其數多し。土岐氏別名、あらまし、淺野・小野・猿子・三粟・荻戸・郡戸・部□・深澤・吉良・小宇津・石谷・芝居・相原・大竹・土居・饗庭・郡家・小彈正・八居・多治見・東・池田・原・蜂屋・久尻・萱津・鷺巢・鷺津・洲原・西郷・田原・月海ツキミ・舟木・福光・外山・今峯・北方・小梯・長繩・嵐川・井口・穗保ホ・麻生アサキ・明知・黒俣・久々利・宇田ウダ・陶江スエ・所田・瀬羽崎・滿木・喜村・大桑・佐良木・長山・本庄・梅戸・菅沼・一色・揖斐、此の如くに、子々孫々繁昌して、光衡より賴藝迄、年歷五百有餘歲、土岐の別名、濃州所々の村名を以て名字とす。其後、時代暫く經て、人皇八十二代後鳥羽院御宇建久年中、桓武天皇の御宇、鎌倉の武將征夷將軍賴朝の臣梶原平藏景時に、濃州守護を暫く給はる。然れども、數日を過ぎずして退城す。其後、新羅三郎義光の後胤小笠原重郎泰綱、濃州を暫く守護す。此人、濃州本巢郡船木山の城主なり。是より土岐淺野判官光行、濃州に在城。東春院殿・文關宗藝殿迄、濃州守護を、土岐氏に給ふ。子孫代々當國に住す。土岐氏、清和天皇の御末なるを以て、氏神守護神譽田八幡宮を以て、守護神に祭る。土

頼政死去

岐氏、濃州在城の地には、此御神を祭るなり。濃州武藝郡津の城主に、池田庄三郎といふ者は、源三位頼政公の弟左馬頭泰方の叔父なる紀の朝臣の養子なり。子孫池田と號する。始めは可兒郡池田の庄に住する故、池田と號する。源三位頼政も清和源氏にて、土岐氏同流なり。源三位は、濃州山縣郡の圓墳寺〔脱字ア〕ルカあり、法名蓮花寺殿頼圓と號す。此の源三位頼政公は、治承四年五月十六日、七十六歳にて、山城國宇治の平等院にて自害す。後代の人、濃州山縣郡に尊像安置す。頼政より出名の分、小國・小舟・久島・福島・杉田・飯倉・栗野・清水・神野・山縣・高田・田代・太田・右土岐、源三位頼政公出名字にて、別して山縣三郎國政、代々本家土岐氏に仕へ、未々に至りて、弘治二年の頃日は、一色美濃守義龍に仕へ、山縣三郎兵衛と號する人、此子孫なり。爰に人皇七十五代崇徳院は、人皇七十四代鳥羽院第一の皇子、保元年中、第四の皇子と御位争ひ、兩院御合戦あり。左馬頭義朝公の御味方として、其頃日、濃州の諸士平野大夫・吉野大夫兩人、濃州の兵を司り、左馬頭の味方に參る。其後土岐光衡、濃州守護を給ふ。以來濃州守護。是より四代の孫土岐伯耆守頼貞、同國

京都錦小路合戦

土岐郡高田村に居城す。其後、武藝郡金山に居城す。此人は土岐光定の五男、從五位下伯耆守に任ず。人皇九十五代後醍醐天皇御謀叛の時、御味方に參り、一族土岐左近藏人返忠して、此事を一々齋藤利行に語る。利行驚き、早速に京都六波羅へ註進す。是に仍りて、六波羅騒動にて、元徳元年九月十九日、六波羅勢三千餘騎、小串範行・山本時綱二手に分れて、都高倉錦小路にて合戦あり。此時に至りて、土岐十郎頼貞、三條堀川にて生害す。法號先林寺殿雲國存孝と追號す。頼貞の從弟多治見次郎四郎國長も、濃州土岐郡多治見村に在城あり。本家頼貞に與して、六波羅諸將に三串範行、三千餘騎にて、多治見が居城へ押寄せ、家人小笠原孫六、陣中に馳出し、散々に戦ひ、敵將狩野下野先司始め、家來多く討取り討死。大將多治見次郎四郎勇將にて、中々落去せず。裏門より佐良木判官千餘騎にて前後より攻立てられ、次郎四郎も叶はずして、主從二人馳出し、敵を散々に追拂ひ、終に討死す。是よりして六波羅勢、土岐多治見を討ちて、京都へ後陣あり。濃州土岐の一族、所々に隠れて、聖運の至るを相待ちしが、既に弘治の末迄、土岐一族終に運を開き、土岐伯耆

守賴貞子息多くあり。長男土岐太郎賴〔脱字ア〕といふ。二男を土岐左近將監賴遠初は濃州土岐郡大富村在城あり。聖運の開けるを相待ち給ふ。元弘年中の頃日、尊氏公都へ上洛ありて、天子の御味方として、京兩六波羅を攻め、六波羅都に堪り得ず、近州へ落ち給ふ。此時濃州土岐氏一族起り立ちて、東山道を指して塞ぎ、六波羅衆、中江州馬場の辻堂にて、一族を始め四百餘人生害す。是より賴遠は、足利家に味方し、所々に軍功あり。是に仍りて、土岐郡大富村より、石見郡長森郷に移り給ふ。此所は、しぶやの金玉丸居城地なり、古城を見立てこゝに移り、賴遠并に舍弟賴蓮、爰に居城なり。藏前村、切通村、細畑村三箇村を合せて、長森の郷といふ。土岐左近將監賴遠は、尊氏家より從五位下左近藏人になる。然る所に、奥州國司北畠中納言、濃州青野ヶ原へ攻來る時に、賴遠馳せ出て軍功あり。長森の郷へ引き給ふ。然るに曆應五年、天子の御幸に狼藉し、是に仍りて、將軍惜み給ふと雖も、是非に及ばず。土岐の勇將左近藏人賴遠生害す。此子息に、今峯左馬助氏光、外山近江守光明子息あり。氏光は、大和國宇多の城に立籠り給ひ、逆意の由。然るに、周濟

六波羅滅
亡

土岐賴貞
の子孫

坊賴蓮、土岐氏の宗領分を次ぎて、尊氏公へ忠義を致し、是に依りて兵部卿律師と改め、甥の大膳大輔賴康を養子し、土岐氏を相續させ、貞和五年の合戦に、京都繩手にて討死す。法名宣生寺殿と追號す。扱又、土岐攝津守賴仲は賴貞の三男、させる威勢もなき故に、其名知られず。四男賴基は、土岐明知と號す。東美濃に在城あり。賴基の子息賴澄次男長男明知彦九郎賴重、其子左馬助明知といふ。賴貞の五男は、土岐十郎賴兼、其子源大夫賴古、後に土岐十郎大夫といふ。賴古末葉に、土岐左兵衛賴高といふ繪師の達人、土岐の繪師賴高とて高名なり。六女、革手の城主土岐大膳大輔賴康の室なり。七男土岐兵庫頭賴明といふ。元享年中に討死す。八男岐土二郎賴衡、何城の主とも知らず。九男は揖斐出羽守賴維といひ、濃州揖斐郷に在城。仍りて在名をいふ。子息康行。十男池田美濃守賴忠、此人は弓馬の上手、たかのゑの一流なり。濃州池田郡池田郷に在城ある故に、土岐氏を改め、池田と號す。禪藏寺殿と追號す。賴忠子息土岐右馬助之康、土岐美濃守賴益、興善寺殿と號す。島田伊勢守光兼三男あり。十一男土岐承國寺殿賴里、母は□倉女。十二男土

岐伊豫守直氏、此人、康曆年中、廿一歳にて卒す。其子肥田頼宮内少輔詮直といふ。此の如く、土岐伯耆守頼貞息子多くあると雖も、嫡家は土岐太郎頼清なり。其身は、山縣郡に隠れ居て、天下の安否を窺ひしが、土岐左近藏人馳せ出て、天下に名を顯し給ふ所に、天子御幸に狼藉故、土岐氏はなれて京都に生害す。其後頼蓮、長森の城を拜領す。天下に名を顯す。甥の頼康を養子として、長森の城にあり。頼康養父に變らずして、尊氏將軍に大功を立て、濃州大野郡根尾の城には、新田義介立籠りしを、頼康馳向ひて、義介を攻落す。義介、濃州を落ちて吉野へ行き、吉野にて病死す。尊氏公、頼康が武功を感じ給ひ、土岐氏總領分給はり、大膳大輔と改め、美濃伊勢尾張を、尊氏將軍より三箇國給ふ。是より長森の城内狭しとて、將軍へ申上げ、同郡内革手の城に移り、子孫三代過ぎ給ふ。大膳大輔頼康、其子康行、其子康政、其子持頼三代過ぐ。尊氏將軍、曆應元年閏七月、越前國藤島の郷にて、左中將義貞を亡し給ひ天下の主となる。治世廿三年。延文三年四月廿九日、五十四歳にて卒去す。頼康も將軍卒去の年に出家して、法名善忠と號す。同年五月なり。尊氏公子息

頼康の武功

齋藤代々土岐に仕

權大納言義詮、天下の主となり給ふ。此頃日天下二つに別れつ。南朝・北朝、後村上院在位三十年、長慶院二十年、後龜山院御宇に、南北一所になり。興國と改元。將軍義詮、貞和六年十二月七日卒す。濃州革手の城主土岐大膳大輔頼康も、人皇百一代後小松院の御宇、嘉慶元年十二月廿五日に卒す。七十八歳。瑞岩寺殿と追號す。此人は土岐氏中興の大祖にして、齋藤中務少輔頼茂も此人の臣下となり。子孫代代土に仕へ土岐頼藝の代迄、齋藤氏代々土岐の後見と相成り、濃州井口・沓井兩城に在城す。扱又三代目將軍義滿、應安元年、御年十一歳にて將軍になり給ふ。濃州革手城は、土岐政康子息康行代、將軍應安七年春、西國菊池退治の節、濃州土岐政康〔江カ〕近州佐々木氏先陣にて、菊池を攻め給ふ。菊池降參して、同九月、都へ歸國あり。土岐も濃州革手へ歸國す。永徳元年、義滿公太政大臣公方號敕免あり。人皇百一代後小松院、應永十五年五月六日、將軍卒す。義持公將軍に任ず。人皇百二代稱光院、北朝帝王。明德三年申壬十月二日。南朝・北朝和睦。此頃以後、革手城主逆臣に依りて、天下を亂さんとす。是によりて將軍の御下知を請け、土岐池田美濃守頼忠

の子息同美濃守頼益、尾州古井城・濃州高桑城并に、牧城・楠ヶ原城、悉く落城して、康行父子生害す。長男に土岐持頼、勢州長野城に籠りしを、是も頼益馳せ向ひ、悉く退治す。是より、革手城を土岐頼益に給ふ。土岐氏宗領分と相成る。頼益の子持益に子息なき故、成頼を以て養子とす。老臣井口城主齋藤越前守利永の計ひなり。

又、將軍義持公御子將軍になり給ひて、應永三年二月廿七日、十九歳にて卒す。將軍義滿公二男青蓮院義宣を、義教公と改名す。三管領取立て奉り、將軍となし奉る。然る所に、關東鎌倉賢王丸逆心に仍りて、關東へ討手を向けられ、賢王丸、結城の城に立籠りしを、討手今川氏・武田氏・小笠原馳せ向ひ、永享十一年二月十日、賢王丸生害す。是よりして、關東古河公方を、持氏の四男成氏といふ人に下さる。

將軍義教公、嘉吉元年中六月廿四日、赤松が亭にて四十八歳にて他界。御長男義晴公、將軍に任じ給ふ。此將軍の御代、濃州革手城主は土岐持益代。然るに義勝公嘉吉三年七月廿一日、赤松退治の爲めとて、出陣して落馬にて、十一歳にて他界。是より先、將軍義教公二男慈照院を取立て、將軍に任ず。御年八歳、義政公といふ。延

賢王丸自
盡

徳二年正月七日、慈照院殿、五十六歳にして他界。濃州守護土岐左京大輔成頼子息伊美法印頼繼を、東山殿へ御目見す。將軍、政の一字を給ふ。是より、土岐美濃守政房と改名す。其後、將軍義政公御子義尙公、將軍に任じ、人皇百四代後土御門院の御宇、延徳元年三月二十日、將軍家江州鈎里にて御他界、廿五歳。然る所に、將軍義政公の御弟君今出川大納言義視公、始めは御出家なされて、義尋御坊と稱す。寛正年中の頃日、御還俗なされ、今出川大納言殿といふ。應仁元年の春、畠山義就と畠山政長と取合にて、天下大亂と相成る。政長方には、細川勝元・京極持清・赤松政則・斯波義敏・富樫政親・武田國信、是等の入々字院として、都合十六萬騎にて、内裏より東山に陣取る。義就方には、山名持豊・武勝義康・一色義直・濃州厚見郡革手城主土岐左京大夫成頼・佐々木高頼・大内政弘、是等を字院として十二萬騎、内裏より西野に陣取す。晝夜合戦止む事なし。今出川殿、此大亂に苦しみ給ひ、勢州北畠教貞の御許へ御下向あり。其後、濃州厚見郡革手村に御下向あり。濃州土岐の臣齋藤越前守、應仁年中七月十日、勢州にて御馬を獻ず。其後、今出川殿御息男義種公、將軍に

任ず。大永元年四月九日、淡路にて五十八歳にて他界。島公方といふ。義政弟に
 政知公、伊豆國堀越に在城。政知公の御子を將軍に据ゑ奉る。義澄公、永正八年八
 月十四日、江州舟岡山にて討死、三十三歳。義澄公の子義晴公、將軍に任ず。此代濃
 州守護土岐美濃守政房なり。天文四年末六月十六日、卒す。承隆寺殿海雲齋公大
 禪定門と追號す。大永五年八月九日、同家大桑二郎と戦ひ、義晴公、天文八年、江州
 枋木植綱が館へ御成、其後歸京あり。天文十五年、天下を義輝公に譲り、義晴公は、
 天文十九年の春、江州内如意が嶽の御所、穴太中山にて、御年四十歳にて他界。穴
 太山の御所といふ。其頃、濃州の土岐美濃守政房、子息數多あり。長男森頼・二男頼
 藝・三男治頼・四男光高・五男光周・六男頼滿・七男光朝・八男頼季・九男光親、此の如く
 子息數多あり。長男盛頼は、家臣西村勘九郎が逆心に依りて、濃州落ちて越前へ行
 く。二度西村退治の爲め、濃州に來り、天文十六年末十一月十七日に卒す。南泉寺
 殿玄珪大居士追號す。末に至りて、一字の坊舎を建立す。南泉寺と號す。山縣郡
 大桑村に、未々迄此寺あるなり。土岐左京大夫頼藝は、居城厚見郡革手の城には、

穴太山の御所

土岐義藝の里に落行く

家臣長井豊後守利隆を差置き、自身山縣郡大桑城へ移りありて、都には將軍義輝
 公、天下の主となり給ふ。御相伴衆には、毛利元就、朝倉義景、長尾輝虎三人、御相伴
 と定め、天下を治め給ふ。天文十三年八月十三日、三好松永逆意にて、京都室町の御
 所にて、廿九歳にて他界。其子義榮、將軍に任じ給ふと雖も、治世四年、永祿十一年
 九月卒す。其頃日、土岐左京大夫大桑の城に居られける。井口城主西村勘九郎、二
 萬餘騎の大軍を以て、大桑へ押寄せ、主君土岐殿を攻付く。是に仍りて、土岐殿主
 從七騎にて、大桑村の後青波村を越えて、笠賀通りに山傳に落ち給ひ、大野郡岐禮
 の里に落行き給ふ。其後常陸國、同家滿木に至りて、又尾州へ歸り、熱田に暫時居
 給ひ、眼病にて盲目となり、濃州へ歸り、岐禮の里に居給ふ、稻葉氏主君なる故、美
 女多く附け奉り、獻米として百俵宛進上す。然れども長命にて、八十餘歳にて天正
 十年午十二月廿四日卒す。東春院殿父關宗藝大居士と追號す。土岐氏、始めより、
 濃州守護より東春院迄、凡そ年數廿五世、此間守護年數六百餘歳。其後守護斷絶な
 り。土岐左京大夫頼藝長男に、義龍山城守へ養子、母は吉野殿なり、龍興・義龍子

息なし。

扱足利將軍十五代目の將軍義昭公は、信長を御頼あつて、越前より、永祿十一年七月、濃州岐阜へ御成あり。是〔よりノニ〕して、天正元年七月迄、京都二條の御所に御座ありける信長の意返に仍りて、河内國へ退去あり、慶長元年八月廿八日卒去。治世前後五年。足利十五代曆數二百餘歲。永祿年中より、齋藤山城守秀龍三世の間、子息女子信長室、日饒上人・日覺上人・齋藤孫四郎始め勘九郎、齋藤玄蕃助六人息子あり、之を略す。本に委しくあり。土岐殿御墓所、大野郡岐禮村。繪圖并に略す。

齋藤家由來記

當家は、大織冠内大臣鎌足公四代の孫魚名卿十六代の後胤、齋藤帶刀左衛門尉親頼、鳥羽院の御宇、初め美濃國の目代に任ず。夫より、中務丞頼茂まで相續して、當國の目代たりしが、尊氏の世に、土岐大膳大輔頼康、美濃・尾張の守護なり、威勢

齋藤氏の
門葉

〔益々カ〕其盛なり。いつとなく彼家臣になりける。齋藤氏久しく住する故に、子孫頗る繁榮して、國中に充滿す。先づ大抵を記すに、林・近藤・赤塚・佐藤・後藤・堀・前田・吉原・河合・都築・岡・中村・矢木・青木・松井・豊田・白木・安藤・大谷・各務・加賀野井・三井・村上等なり。此外、末々齋藤新四郎に子息なくして、嫡流は、天文七年斷絶す。庶流は、其數を知らず、〔脱字ア〕にあたらぬ。永祿七年の合戦に、右京大夫龍興は、叔父長井隼人佐關の城を落ちて、龍興共に越前へ落行き、後に將軍義昭公に見え、興して攝州に於て討死す。龍興子息あり。隼人佐子小左衛門といふ。大閤秀吉公に仕へ、黃纒の人數に加はつて、武功天下に隠れなし。慶長五年大坂陣後、稻葉右京亮藤原典通に仕へて、齋藤齋といふ。加治田の城主新五郎の子息、岐阜黃門秀信に、小姓立にて仕へしが、慶長五年の合戦に、足立中務・武藤助十郎・杯と女の姿に出立ち、駕に乗りて、白晝に長良を越え、北山指して落行きけり。此外、慶長五年の頃迄、加賀郷花村にありける彌八郎、又は三井彌市郎、餘は祖父花村修理亮など、皆末葉なり。三井の子孫は加賀國にあり、加賀の郷花村は、慶長五年、中納言秀信に與

せし故、御當代には任官もなり難し、各子孫行方を知らず。齋藤帶刀左衛門家系、先前を略す。爰に人皇八十四代帝崇徳院の御宇、承久歲中の頃日、鎌倉武將北條義時・泰時、二十萬騎にて都へ攻登る時、濃州目代帶刀左衛門尉・神土藏人兩人、うぬまの渡しへ向ふと、北條九代記にあり。此帶刀左衛門尉、親頼の事なり。此人子孫代々濃州に居住し、其別れは數多あり。末流花村名倉。此兩家の人、濃州の事を記す。依つて此書、濃州諸士傳集とす。年號月日等を記す。永祿己巳九月十五日、花村外記利房、文祿三年甲午二月二十日、利房又記す。元和三年丁巳仲春十三日、花村半左衛門添書。寛永十八年辛巳三月五日、名倉 林軒記、齋藤氏記す所を以て、濃州諸士傳集とす。此外百正傳書、明曆乙未夏向陽林子書。寛文七年丁未年始洗上旬荒川宗長判行。

濃州諸士傳集

齋藤親頼、別名添書、明應年中頃は、林藤八郎といふ。弘治の頃、加藤右馬助といふ。方縣郡黒野村、〔脱字ア〕ルカ慶長年中、加藤左衛門光長といふ。弘治の頃、水野民部といふ。長井勘九郎、本巢郡文珠村、松波庄九郎。天文以後、方縣郡曾我部内藏助

といふ。羽田三郎兼宗の流、羽田村に住す。弘治年中、後藤右馬助といふ。吉原四郎則光といふ、赤塚仁平年中、赤塚右馬助といふ。弘治年中、近藤壹岐守といふ。冷泉院の御宇、河合宗助といふ。中村宗助、弘治年の頃日。明應年中頃、青木彌五郎といふ。明應年中、松井能登守、多藝郡大塚村住す。明應年中、安東刑部といふ。大谷常重、明應年中、厚見郡加々島村住居、三井肥後守といふ。各務郡三井村住居、村山主税。弘治年中、方懸郡村山に住居、齋藤彌八郎、中島郡加々井村住居。明應以後、弘治頃、豊田民部といふ。

各務左京の治績

齋藤帶刀左衛門尉藤原親頼後胤に、各務郡各務左京、是も齋藤長井同家にて、各務を氏とす。本名にてはなし、齋藤氏なり。明應四年頃、濃州厚見郡船田村城主石丸作先司利光逆心の時、同年六月十九日、沓井の城を攻めし時、各務左京石丸勢美追拂ふ。舟田留書ある。各務右近將監、弘治二年頃日、齋藤山城守秀龍と、一色美濃守義龍と合戦の時、一色美濃守味方に參り、忠戦すといふ。弘治留〔書ノ一〕〔字脱カ〕にあり。齋藤越前守利永、濃州厚見郡稻葉山城主なり。鎮守府將軍利仁後胤、各務氏と同流

なり。此人在城の内は、武藝郡谷口村洛陽寺を建立し、文安二年中丑年に、厚見郡沓井の里に、城を築きうつるなり。寛正元年五月廿二日卒す。大甫宗功大居士と追號す。其子息長男、始めは利忠といひ、後に越後守利藤といふ。土岐左京大夫持益に仕へ、文明十二年二月廿一日卒す。持是院權大僧都とは院號、開善院大年居士、又は大法印と追號す。其子長男新四郎、初めは利昌といふ。後、利國と改め、土岐成頼に仕へ、明應六年二月七日卒す。持是院法印妙全と追號す。其子長〔脱字アルカ〕初めは新四郎、後に丹波守利賢といふ。同國加兒郡金城主、明應五年十二月、江州樋口里にて討死す。權大僧都大猷紹興大居士と追號す。其子長男新四郎利良と號す。

齋藤利永の子孫

天文年中、西村勘九郎逆心に依りて落去す。嫡家分なり。持是院法印妙全利國の二男長井豊後守利隆、沓井居城。南陽房一乘日蓮上人利國三男なり。〔庚カ〕武義郡神野城主齋藤筑後守利茂其子利宣齋藤新五郎梶田城主其子齋藤齋宮、岐阜中納言仕へ、利茂の長男長井八郎左衛門利直なり。齋藤越前守利水二男長井藤左衛門長弘、初

齋藤道三の素性

めは池田郡白樫村に在住す。利安といふ。其後文珠に住す。其後福光に住す。末に井口に在住す。享祿三年正月十三日卒す。時に土岐大膳大輔政房代、山城國妙覺寺日善上人の嫡弟に法蓮坊といふ者、生國京都西の郊、町人奈良屋某の子にてありけるが、法華宗日護上人と濃州に來て、南陽坊に住す。夫より三衣を解き捨て、松波庄九郎と名を改め、長井藤左衛門へ出入、藤左衛門長弘家老に、西村三左衛門といふ者の遺跡を嗣がせ、武家取立て、西村勘九郎といふ。長井藤左衛門屋敷に住居す。其内に主人長井藤左衛門長弘を討ち、世を奪はんと思ひ立ち、長井洞の屋敷を取巻き、正月十三日の夜、主人長弘を并に奥方迄殺害す。夫より長井新九郎政利といふ。又長井太郎左衛門秀元と名乗る。其後齋藤山城守入道三秀龍といふは、松波庄九郎が事なり。長井忠左衛門道利は、長井隼人佐長弘息男なり。武藝郡關村城主、元龜元年八月二十四日に、攝州白井原にて討死す。徳翁道舜居士と追號すなり。

井上小左衛門道時は、長井忠左衛門道利の子、弘治二年四月二十日、山城守秀龍を

福光川原にて、林主水、小牧源太道家三人追懸け、山城守を討ちける。其後、永祿元年卒す。井上定利は、井上小左衛門道勝子、元和二年五月六日卒す。宗分居士と追號す。

齋藤帶刀左衛門尉親賴代以後の内に、先祖の祭る所、加賀敷地の里より、天滿宮を濃州へ引移し、之を祭りて氏神守護神とす。子孫連枝の名字四十餘流、追々當社を引移し、氏神守護神とす。濃州にて、其子孫の者祭る村々十五箇村。此内より村々へ別名合して四十餘流なり。厚見郡岐阜同郡加納同郡鏡島方縣郡長良武藝郡關本巢郡文珠池田郡白檜中島郡堀津各務郡三井同郡各務村中島郡八神同郡加賀野井前田郷宮路郷北方里、右濃州村々へ祭る。齋藤氏子孫居住の地なり。親賴八代の末、各務左京は明應年中の人なり。

齋藤守護神

抑濃州に祭り奉る天滿宮は、忝くも御本社は、山城國北野。王城の西北に祭る御神は、三社なり。

菅丞相中殿、中將殿東間、吉祥女西間。

人皇六十一代村上天皇、天曆元年六月九日、始めて都北野に御鎮座。人皇六十二代醍醐天皇、延喜三年二月廿五日、從二位を送り給ふ。人皇六十六代一條院、正曆四年五月二十日、正一位左大臣、同年十月二十日、太政大臣給ふ。此御神、越前福井里に祭り奉る。又加賀敷地に祭り奉る。美濃國十五箇所に祭り奉るなり。福井より敷地へ引き、敷地より濃州へ引く。

土岐氏守護神

多田滿仲公濃州守護神として、熊野兩土勸請

伊弉諾尊
伊弉册尊

白山姫尊

濃州住居の所に子孫勸請す。濃州五十八箇所、村名を以て名字とす。土岐氏守護
譽田八幡宮を以て守護神とす。濃州在城の地には、此御神を祭り給ふなり。

土岐齋藤由來記 大尾

備前軍記卷第一

備前守護并赤松家興廢の事

備前守護
赤松家興
廢

後鳥羽院の朝廷文治元年に、鎌倉右大將頼朝卿に、日本總追捕使を下されしより、
諸國に國司の外に、守護・地頭を置きて、逆亂を鎮めらる。夫より前、元暦元年に、根
原平三景時・土肥次郎實平、備前の國に下りて、守護せし事、或は佐々木三郎盛綱、
兒島の地を給はりて、氏族來りて、住せし事共は聞えたれども、飽倉今治、倉田等鎌倉の時、
誰が備前の守護職たりし事、詳ならず。其後、京都將軍の初め、文和四年に、備前の
國の守護職を、赤松律師則祐に給はりし時、其身は、播州白旗の城にありて、其後、浦
上掃部助宗隆を備前國三石城に置きて、當國を治めしむ。應安四年十一月廿九日、
則祐、白旗城に卒す。其上、上總介義則、續きて國を治む。是も應永四年二十日卒

備前守護并赤松家興廢の事

す。其子左京大夫滿祐迄、三代なりけるが、此滿祐、義教將軍を恨む事ありて逆心し、嘉吉元年六月廿四日、京都にて將軍を殺し、播州に歸り、白旗の城に楯籠りける時、京都より討手として、山名修理大夫義理・同相模守教之・同右衛門佐持・豊細川讚岐守持常等、播州に發向して、白旗の城を攻めて、九月十日落城し、滿祐以下自殺し、赤松家三代にして、亡び失せぬ。

山名教之備前國守護の事

嘉吉元年、赤松滿祐を討ちたる功によりて、備前國をば、相模守教之に給はりければ、其國に下り、赤松が殘黨を尋ね搜し、國中を追捕して之を誅し、又降人となる者をば、所知を與へて臣とす。小鴨大和守を邑久町福岡に置きて、備前の國を治めしむ。三石の城主たりし浦上四郎宗安掃部助 宗隆子は、白旗城にて、赤松と與に戰死す。其子未だ幼若なりしを、其臣、民間に隠し置きぬ。後に浦上美作守則宗といふは是なり。其外、松田・宇野・難波などいふも牢士となりて、國中に隠れ居て、時の至るを待ち

山名教之
備前國守
護となる

赤松則重
自盡

ければ、暫く無異に屬しぬ。然るに嘉吉三年七月廿八日、故赤松滿祐が甥赤松三郎則重、西國に漂泊してありしが、備中に蜂起し、故の家人を催し集〔めカ〕り、備前へ打入るべき由聞えければ、山名相模守、福岡の小鴨大和守に下知して、之を討たしむ。則重、勇士なりけれども、俄の集勢なりければ、一戰に打負け、備中水田にて、自害して失せにけり。又滿祐が嫡子彦二郎教祐・二男彦五郎則尙は、白旗落城の時、滿祐下知して、潛に白旗を落しけるが、山野に身を隠して、跡を晦まし、南朝へ參り仕へ、左馬助教祐と稱しけるが、文安五年、南朝も残りなく亡びければ、爰をも出でて、漂泊せしに、其頃、山名宗全、將軍の御勘氣を蒙りて、蟄居しければ、此時を幸と思ふにより、細川讚岐守成之を頼みて、教祐・則尙兄弟の者、身の科を御免あらば、逆臣山名宗全を討ちて參り候べき由、訴へ申しければ、御免の事ありて、播州へ馳下り、隠れ居たる舊臣を驅催して、太田垣大炊助等を討ちて、但馬へ押入り、宗全を討たんと擬しけるに、宗全、之を聞くと等しく、兵を帥ゐて、播州へ打出でて防戦しければ、忽ち赤松兄弟打負けて、逃去りける。伊勢の國司は、教祐が縁者たる故、之を頼

赤松兄弟
敗亡

山名教之備前國守護の事

みて、暫く寄宿せしが、武家に聞えて、數祐誅罪せらる。則尙は兒島へ落行きけるを、猶ほ敵追懸ければ、其所をも立去つて、高麗へ押渡り、彼國の主^に仕へて、所所の合戦に功ありて、國主之感^じ、次第に昇進すべかりけるを、頻に骸骨を乞ひて、日本へ歸り、攝州の側に、忍んで居けるが、此由、洩れ聞えて、京都より討手下りけるが、河内の國へ逃げけるが、終に太子にて、自害し失せにける。

次郎法師再び赤松家を起す事

文安五年、南都の宮を討ち奉り、又楠次郎等も戦死して、悉く征伐ありし如く見えけれども、猶ほ文安元年、奪取奉りし神璽を捧げて、新帝を立て奉り、殘黨集めて、南朝を護し奉りける。爰に故赤松滿祐が家僕石見太郎左衛門といふ者、流浪して諸國に隠れ居けるが、滿祐が子供等迄、皆殺されて、赤松の家絶えぬる事を深く愁ひて、思慮を廻し、京都に出でて、三條右大臣^實の家に、便を得て參り仕へ、赤松先祖入道圓心より、代々將軍家へ忠を竭せし事共、事の次てに物語どもなして、再び赤

赤松家再
興を計る

松の家の起らん事を望みければ、三條右府も之を憐みて、嘉吉に、滿祐入道が大逆を、償ふ程の忠などあらば、愁訴を取計らふべしと、仰ありければ、石見答へて、若し南朝に赴きて、新帝を害し奉り、神璽を奪取りて、朝廷に返し入れ奉らんには如何と、申窺ひければ、右府も、げにも然るべからんと思して、之を事の次に、武家へ歎き給ひければ、敕命によるべき由、答へ給ひける故にや、奏聞を経られければ、神璽御歸座の事あらば、赤松赦免の事、仔細あらじと、綸命ありければ、之を内々石見へ語り給ひけるに、太郎左衛門、大に悦びて、赤松が一族眞島某其家僕中村彈正等、十四人相議して、南朝へ赴き、便を得て、言上しければ、主人赤松が一族、將軍家に亡され、鬱憤深く候へば、南朝の威光を借り奉りて、主人の仇將軍家を、討取り、公私の讐を報じ、皇居を京都になし奉らば、其恩賞に、赤松家を立て給ひ、本領安堵の事を望み候由、實々しく申しける。皇居も吉野の奥、地山と申す所に、寔に幽かなる御住居なれば、率爾に御許容あり。實にも又普廣院將軍は、赤松家讐敵紛なければ、其情として、宿意を深く思ふべき事なれば、兩方へ二心あるまじと、御心安く召

神璽禁裏
に入御ま
します

赤松次郎

仕はれ、月日を経て、昵近し奉りければ、眞島中村すましぬと、悦びて、長祿元年十
二月二日、大雪降りて静なる夜、寢殿へ忍び入り、一宮をば丹生屋帶刀左衛門・同四
郎左衛門兄弟討ち奉り、二宮をば中村彈正討ち奉り、神璽をも奪取りて出てけるに、
吉野十八郷の者共、起りて追懸け、丹生屋兄弟中村彈正を討取り、神璽をも取返し
て歸りける。其後、猶ほ赤松が牢人小寺藤兵衛・眞島等、計を運し、和州越智といふ
者、亦郷民を語らひ、長祿二年八月に、難なく神璽を奪取りて、中村眞島等、三條殿
へ參り、此由を申しければ、將軍へ申し、奏聞を経て、八月晦日、神璽禁中へ歸り入
り奉りければ、叡感斜ならず、諸臣も天下泰平を賀し奉る。扱今度、勳功の賞によ
りて、赤松が牢人願ふ所の赤松次郎法師といひけるを、御免を蒙り召出され、加賀
半國・備前國新田庄・出雲國宇賀庄・伊勢國高岩保を下し給はる。櫻雲記には、神璽を取返
し奉る事、長祿三年六月
廿二日と 此次郎法師の祖父は、嘉吉の滿祐が弟にて、伊豫守義雅といふ。兄と共に、白
旗にて生害す。此義雅に、九歳の子ありしを、建仁寺の大昌院天隱和尚、隠し養ひて
弟子とし、性存坊勝岳といひし。後還俗し、時勝といふ。次郎法師は、此時勝の子

赤松の舊
臣三石宿
出陣

赤松家再
興

なり。此次郎法師召出されしかば、播州備前所々に、隠れ居し舊臣共、追ひくりに
馳集りて、先づ此度賜はりし和氣郡新田庄を、取巻くべき爲めに、宇野入道を大将と
して、兵士七八十人計り馳集り、寛正元年六月十九日に、三石宿に着陣す。福岡に
此事聞えければ、山名の家臣足達庄左衛門尉を首として、三石近く陣取りて、赤松
勢を防ぐ。赤松方は、猶ほ國士馳集りて、百餘騎になりて戦ひけるに、遂に山名
勢打負け、大將足達庄左衛門を、赤松が兵難波十郎兵衛行豊、打取り勝鬨を揚げて、
新田の庄へ人數を引取り、其邊和氣村・伊里・中村・弓削村・新庄村・吉原村・田六村、以
上七箇村を收めける。其後、赤松方、毎度利を得ければ、次郎法師より、諸士へ感狀
等を出して、其功を賞せられし。其狀は、今に民間に傳へて、存する者あり。

赤松政則元服并備前國へ打入る事

寛正三年十一月廿六日、赤松次郎法師、十一歳にて元服あり。任官して、將軍の御諱
の一字を給はり、赤松左京大夫政則と名乗る。未若なれども、威儀禮容優れたる生

赤松政則

赤松政則元服并備前國へ打入る事

細川山名
争闘

付にて、世に賞美しける。夫より程なく、應仁元年の春より、細川左京大夫勝元と、山名宗全と權を争ひて、京都に軍起りて、諸家立分れ、兩家に屬して相戦ふ。其時、左京大夫政則は、十六歳にて、無二の細川方なりしが、赤松の舊國播州・備前へ罷下り、譜代恩顧の侍を集めて、其國を切從へ、大勢を率して、上洛すべきを約束して、京都を打立ち、五月十日、播州へ着陣し、兵を二手に分けて、所々の城壘を攻取り、山名が家人を追拂ひ、漸く國中を取敷き、備前の國へ押入りける。福岡の山名が臣小嶋大和守以下、之を聞き、急ぎ兵を驅集めて、六十餘人、三石の境へ行向つて防戦す。赤松左京大夫、爰にても兵を二手に分け、一手は、自分大將となりて、三石口より攻入り、一手は、浦上美作守・宇野上野介を大將として、船手より押寄す。其上、備前國は、元來赤松の國なりければ、政則入國を悦び、民間に隠れし兵士、時を得て、鹿田・菅の一族、隊長となりて、一揆を起し、福岡へ打入り、之を攻め、松田權守も、牢人にて居たりしが、打つて出でて、新田の庄を取固め、福岡へ寄せんとす。又此時、難波十郎兵衛行豊は、小嶋大和守を引出して、討取るべしと思ひて、十郎兵衛が兄掃

政則出陣

小嶋大和
守討たる

部助は、大和守が家來にて、此時、福岡に居たりしを、幸に内通し、何卒謀を以て、小嶋を引出すべしと、いひ送りければ、掃部助領掌し、小嶋に謀りていひけるは、爰にて敵を支へ給はん事、是の不勢にては叶ひ候まじ。一先づ作州へ立越え給ひ、味古を牒し合せて、戦ひ給へと謀む。小嶋は、内通ありとは知らず、掃部が申す所の謀、然るべしとて、郎等少々引連れて、磐梨郡を経て、作州へ行き、十郎兵衛、兼て思ひ設けし事なれば、掃部助一族を語らひ、其途中へ出でて、小嶋を討つ。小嶋は不意を討たれて、郎等ら十餘人討死す。されども大和は、覺ある士なりければ、度々返合せて戦ひ、戦ひては引取り、難なく美作へ落行きける。福岡に残りし山名士共は、鹿田・菅が一族共、攻入りて討取りければ、左京大夫政則、思ふ儘に打入り、時日を移さず、備前國を取敷く。國侍共の此度の勳功を正されけるに、鹿田・菅の一族は、福岡を攻取り、山名侍等を討取る事、全く己が功なりといふ。又難波掃部助・同十郎兵衛兄弟・沼田越中入道は、小嶋を謀を以て、引出したる故に、即時に、福岡をも攻取りたるは、其功己にありと争ひけるを、政則之を聞き、ともに之を譽めて、恩賞を

與へ、其外、勳功の士に、褒美どもありて、昔の如く、三石の城を築きて、浦上則宗を置き、守護とし、松田權守元隆も、以前の如く、居福郷を領して、八幡山一に留山といふの城を築きて、是に置く事備中を押へ、國中を治め、是より作州へ打入るべしと、評議せし所に、京都より、細川右京大夫勝元より、飛脚到來して、京都の軍、甚だ急なる間、早く上洛して、加勢あるべき由、申來りければ、備前の留守居に、浦上則宗・松田元隆等を置きて、左京大夫政則は、播州・備前兩國の仕置を、大略申付けて、早速福岡を打立ち、五月廿日上洛ありて、細川勝元に加勢し、公方の花御所を警固して、在陣あり。

備前勢京都軍の事

應仁元年六月、京都東軍の族細川備中守勝久一條大宮の館を、山名相模守教之、之を攻め、赤松左京大夫、上洛の初めなれば、其後詰をして、山名と戦ふ。赤松勢荒手の勢にて力戦し、依藤豊後守は、敵に矢を射立てられながら、夫をも抜かず、山名常

赤松山名
合戦

陸介を討取り、明石越前守は、片山備前を討取り、其外浦上・小寺等も高名して、山名の兵士廿四人、赤松が手へ討取つて、忽ち相模守敗北す。同月、山名方の人数、上洛すと風聞ありければ、政則下知して、備前の國の海陸にて、防留むべしと言ひ遣りて、其儲をなす中に、山名勢、播磨路を通りて、上洛する由聞えければ、備前勢、跡を追うて馳上り、京都よりも浦上・宇野・明石・依藤・秋庭等を差下し、攝州にて山名勢を切崩して、備前の勢は國に歸りけるが、東方細川軍、猶ほ難儀の由、備前へ聞えければ、今度は守護代浦上則宗、其勢七百餘人を率して、八月朔日、三石城を打立ちて、同七日、京都に到着して、大宮の細川が陣に入らんと、五條通り迄進みけれども、西軍支へて通路なり難し。三十三間堂の縁より、谷越に山科を通り、岩倉に陣取りけるに、翌八日、爰にも山名が陣を進めて支へけるを、浦上、粉骨を盡して相戦ひ、南禪寺に火を懸けけるに、折節風烈しくて、民家に移る。其煙の紛に、浦上、此處を切抜け、神樂岡を過ぎ、御靈口より細川〔の力〕は東軍に入りて、左京大夫の陣に加はりて、主君に謁しける。其後、又、松田權守元隆にも、催促ありければ、松田次郎左

相國寺の戦

衛門に備前勢を附けて、同十月差登せ、三條殿を警固す。此次郎右衛門は、以前より公方へも、御目見え申しける故、此度も御前に召して、合戦の次第共仰ありけるに、次郎左衛門、命を捨て、相防ぐべき由、潔よく御請を申しければ、則ち御盃を給りて、罷立ちけるが、則ち其日、相國寺の戦、山名が軍、鋒先甚だ鋭くして當り難く、細川六郎も討死すれば、松田が勢も、是に加り、爰を限りと戦ふ。今朝、公方の御前にて、いひしに違はず、次郎左衛門力戦して、終に討死したりけるを、皆人、之を感じける。是より後、日々夜々、京中の合戦絶ゆる事なかりしかども、記せるものなく、況して備前侍共の戦功、聞傳へし事なし。されども左京大夫政則、文明の初めより、侍所にて、京都の諸司を掌り、浦上遠江守則宗、諸司代たりければ、後花園上皇、崩御、文明三年、熊田寺に御葬送の時に、浦上則宗、三千の兵を率して、警固をなし候事抔ありて、赤松家威勢ありし事を始め、拔羣なる事あるべけれども、兵亂の時なれば、更に記せる所見なし難く、文明五年三月九日、西軍の大將山名左衛門佐入道宗全病死し、同五月十一日、東軍の管領細川右京大夫勝元、病死ありければ、其

山名宗全病死

後はかくしき戦もなく、同年十二月十九日、公方義政公隠居まします。若君義尙公御元服あり。將軍宣下ありて、都も無爲に復しける。

赤松政則播州歸宅并備前一宮社參の事

去る應仁元年、政則、備前へ打入り、國を取治められし時、直に作州へも打入るべしと、議したれども、京都の戦急にして、上洛ありしが、同年六月、宇野入道・太田三郎等、作州へ亂入して、山名の兵と戦ひけれども、利なくして引返す。續けて、作州の山名勢、過半京都の留守なる所を見濟し、中村五郎衛門、國侍を語らひ討入りて、所城を攻取りける。京都にて政則、之を聞き、一族なりける平岡民部大輔を差下し、中村に合力して働きける程に、文明三年の頃迄に、作州を取敷きければ、播州・備前三箇國、大概元の如く、赤松の領國となりけり。斯くて京都の軍も果てたれば、文明九年、政則も播州小鹽に歸國ありて、三箇國の政道をなし、文明十二年には、小鹽より備前に至り、當國の一宮吉備津宮へ參詣あり。其行列の隨者の衣服・馬具迄

播州備州赤松に屬す

政則一宮參詣

赤松政則播州歸宅并備前一宮社參の事

も、甚だ美麗を盡せり。奉幣事終りて、歸路には福岡に止宿あり。翌日は、三石の城に下り、浦上、饗膳を備く。夫より小鹽へ歸城なり。政則は侍所を承り、京都の諸司なれども、近年、在國あれば、家臣浦上美作守則宗兄に加はり、諸司代を勤めて、在京せし程に、備前國中の政事は、一向に、松田權守元隆一人して執行ひ、西備前御野郡津高郡赤坂郡上道郡等は、己が所領の如くして、年貢等を我城下留山・亦金川に納め、諸社諸寺領共、心の儘に申付けたり。夫故其頃、松田が判形の寄附狀共、今も寺社に残るものあり。此權守元隆は、去る文明五年、留山の城にて、病死す。之を津島村の福隆寺に葬る。松田代々日蓮宗を、崇信しける故に、此寺を日蓮宗に改め、元隆が法名妙善といふ故に、之を寺號として、妙善寺と改むといへり。一説には、妙善は、元隆が母の法名ともいふ。按ずるに、律師則祐の道號を、妙善といふ。然れば元隆并母の法名には、稱すべからず。若し是より以前に、則祐の爲めに、寺號を妙善と改めけるにや、いかゞ覺束なし。

元隆が嫡子松田左近將監元成、家を續ぎて、父の時の如く、専ら備前の國政を取り、

松田元隆
病死

西備前を領とし、我威を振ひける。其上、自立の志もありけるにや、今迄の居城留山は、西國性懸の所に、近き地にて、要害宜しからずとて、津高郡金川の城に移る。爰にても又寺を建て、日向山妙國寺と號し、元成が弟松田元滿を出家させ、住職として號を花光院と稱し、彌、日蓮宗を崇信しける。

松田左近將監、赤松に叛く事

文明十五年、松田元成が備前の國政、餘り過分に振舞ひ、又國中過半押領せし事を、太守政則惡みて、在所を改易すべしと、小鹽の長臣共に内談ありしに、之を元成、傳へ聞きて、元成、我れ備前を過半押領するといふにあらず、兵糧軍役の用に費すのみ。之を返すべしとあらば、勿論の事なり。又居福郷に於ては、軍功の賞に、鎌倉の時に給はりたれば、異議あるまじ。此の如く沙汰ある事、兎角事を左右に寄せて、吾を亡さるべきの企と覺ゆれば、此上は、力及ばず、存亡を一戦に極むべしとて、金川城に猶ほ要害を構ふ。もとより此山は、谷深く山岳峙ち、東麓に大河を帯びて、

松田左近將監赤松に叛く事

松田一族
金川城に
楯籠る

松柏茂りて、堅固の城地なるに、山上に櫓を上げ、壁を付け、陣屋を作り竝べ、備前半國の人數を集めて、是に楯籠る。松田が一族には、元成嫡子孫二郎・元成が弟惣右衛門元親一親・其弟花光院元滿等十餘人、家臣には、伊賀修理亮・藤田・佐藤・大村・横井・宇垣等、其勢三百餘騎の着到を記しける。此由、同七月、播州小鹽に聞えければ、當時、三石の城主浦上紀三郎則國に、之を討つべき由、政則命じければ、則國、小鹽に勢殘し、三石城に歸り、猶ほ勢を集めて、福岡に着陣す。松田元成、金川にて之を聞き、合力の勢を求めん爲めに、藝州嚴島參詣と稱して、備後國へ立越え、山名又次郎俊豊は、赤松が敵なれば、是に謁して、本備前は山名の御分國なり。此度赤松、某を打たんとす。此節御合力御加勢あらば、備前一國切取り、御旗本に參るべしと申しければ、俊豊、兼て望む所なれば、早速に許容し、近日に備前へ發向すべき由、返答あれば、松田、大に悦び、其約束をなして、金川に歸り、猶近國の勢を集め、兵糧を貯へ、防禦の用意頻なり。又福岡よりも、松田が領へ間者を入れ置きけるが、山名大勢にて、備後より出でて、松田に加勢する由聞えければ、浦上則國、諸勢と協議しける

島山の要
害

は、今、金川へ押寄せて攻むとも、若し長陣に及ばば、備前の加勢來りて、後詰せば、由々しき大事に及ぶべし。所詮當地福岡に要害を構へ、備前・備中の勢を、居ながら引請けて、一戦をなし、之を切崩して、後直に金川に到り、松田を亡さんには如かじとありければ、何れも先づ事の易さに従ひ、此儀に同じて、福岡の川中の島山を本城に構へて、要害をなしける。元來、此城地は、小鴨大和守在住の時、城壘を堅固に設けて、無雙の要害なり。先づ東西に大河流れて、其中の島山を本城として櫓を上げ、屏をかけたなり。此度は、大軍の籠城の事なれば、近邊の民屋一千餘宇を構の中へ取入れ、其外に、堀を二重・三重に掘り、川水を堰き入れたれば、究竟の要害なり。楯籠る人々には、浦上紀三郎則國・同伯耆守基景・同豊前兄弟三人・基景が子六郎・同與三左衛門・楯橋豊後守・同彌五郎藥師寺四郎左衛門・同山城守・同三郎左衛門・延命寺六郎左衛門・同小六難波掃部助・同十郎兵衛・同四郎左衛門・同八郎二郎・山田平左衛門・同四郎左衛門・有松左京進・同與七・同彦八堂懸伊勢守、是本筑後守、同孫次郎・津島修理亮・同三郎左衛門・小串藤左衛門・中村二郎右衛門・大島縫殿助・沼田與一郎、

延原八郎左衛門・兒島太郎左衛門・山寺八郎左衛門・内藤與左衛門・市村隼人佐・足立
 新三郎・藤田新兵衛・志方孫六・同藤兵衛・横山助五郎・青津九郎左衛門・矢田二郎左衛
 門・伏見藤左衛門・本郷孫九郎・片岡孫左衛門・額田十郎左衛門・彌延九郎左衛門・其子
 新九郎・大工村八郎三郎・同富太郎・最所彈五左衛門・目黒新右衛門・奈島兵庫介・中村
 三郎兵衛、其外備前・播磨兩國の軍勢、都合二千餘騎とぞ聞えし。川上板屋瀬吉井村大
内村の間
の瀬を、板屋の瀬といふ由、の東には、長船右京亮・同左京進に、香々登・新田の野伏を差副
吉井村石津社記に見えたりへて守らしむ。川下津坂口の瀬一本に
古津瀬をば、坂口五箇庄・六箇郷の野伏、之を固めて、
 敵の寄するを待ち居たり。松田方には、之を聞きて、さらば福岡に押寄せ攻むべし
 とて、同九月下旬、金川の城を出陣す。松田左近將監元成を大將として、嫡子孫次
 郎元勝・元成が弟惣右衛門元親・其弟花光院元満、家臣には宮内備中守・藤田備前・同
 掃部助・其子同次郎・同姓大炊助・同駿河守・其子同民部大輔・同修理亮・同孫四郎・同參
 河守・同越中守・同又三郎・伊賀修理亮津島郡錦
谷城主・佐藤式部・大村彌五郎等、一千八百餘騎、
 彼福岡よりは西北に當りて、吉井村の山に陣を取り、備中勢には、上野土佐守・同豊

山名俊豊
出陣

前守・同參河守・同肥前守按ずるに、上野は上月なるべし。されども本書の儘に出
す。又備中人と雖も、兒島の人なるべし。四卷に詳し。・庄伊豆守・其子四
 郎次郎多氣川・西川・西小坂・高木・本條等、其勢都合一千三百餘騎。是は吉井村の北
 の山下に陣を取り、備後の山名に着ての約束をなし置きたれば、九月廿六日、山名
 又次郎俊豊、備後國分寺を出陣す。相従ふ人々には、太田垣美濃〔作イ〕入道・舍弟同遠江
 守・本郷藤左衛門・山内新左衛門・同下野守・多賀新兵衛・滑郎兵庫介・同四郎太郎・參河
 内河内守・金谷山城守・花栗播磨守・湯川備中守・鍛次屋五郎左衛門・和氣筑前守・安田
 掃部助・小越彈正左衛門尉・由谷加賀守・江田藏人佐・同與三左衛門・浦喜上野介・敷名
 備中守・下見三郎・栗原刑部左衛門尉・吉原藤左衛門尉・田尻左馬助・上山出雲守・板倉
 新左衛門等なり。其外、安藝國の小早川等に、草井和泉守・竹原備中守・毛利太郎赤河
 和泉守、出雲國には高木惣兵衛、伯耆國には小嶋次郎四郎・同掃部助、石見國には周
 布屋等加勢して、其勢都合三千餘騎。十一月七日に、備前國に着陣し、是も吉井の
 西、猶原村に陣取り、猶原の東南の小山を本陣とす。之を火體の
城といふ。是等の大勢、福岡の
 川より西に陣しけるを見て、浦上方にも兼て敵を福岡に引請けて、打取るべしと議

松田左近將監赤松に叛く事

したる謀に相違し、松田が大軍に恐れて、軍を出さず、要害に楯籠り、又松田方も大軍なれども、福岡城大川を隔て、堅固なれば、率爾に攻むべき便なくて、互に陣取りたる事にて合戦もなく、十月も十一月も戦陣して、空しく過ぎにけり。

福岡合戦の事

福岡要害堅固なれば、松田勢大軍なれども、攻め難ければ、先づ上の板屋が瀬下の古津瀬を渡して、一戦をなすべしと評定して、十一月廿二日、上の松田勢の先手と、下の猶原の山名勢の先手と、上下の瀬を渡し、板屋が瀬の敵を打拂ひ、長船右京亮が家、其外民屋に火を懸けて、一字も残らず放火して、軽く引取りける。下の古津の瀬の渡りにても、野伏共數十人討捕りて引取りける。斯くて浦上紀三郎が士に、猶村與三兵衛・同又四郎といふ兄弟の者あり。當時、松田元成が許に來り奉公して、今度も軍の供して、吉井の陣中にありけるが、松田元成密に猶村兄弟を近付け、汝等浦上方へ歸り行きて、奉公して透間を見て、紀三郎を討ち、城に火を懸くべし。

福岡合戦

左あらば過分の恩賞は、望に任すべしと、いひ聞せければ、猶村兄弟、之を領掌して、二人の者共、吾下の郎等を引連れ、吉井を出でて、浦上が陣へ行きて、再び奉公の事を願ひて、許容あれば、福岡に在陣して、隙を窺へども、紀三郎を討つべき便宜もなくありけるに、十一月廿二日、上下の瀬を渡して、合戦ありけるを、能き時節と考へ、先づ城中に火を懸け、其騒によりて、紀三郎を討つべしと、兄弟相計り、廿三日の夜に入り、風も強く吹きければ、之を幸と、城中に火を付けければ、忽ちに焰上り、火の粉諸方へ飛敷きて、陣屋々々に火移り焼けにけり。松田方には、是ぞ相圖の火なりと心得、松田も山陣を下り、其外も川を越えて、福岡の城へ犇々と攻懸る。城中には、銘々の持口を破られじと、衆を勵まして、爰を専と防ぎ戦ふ。櫓よりは差詰め引詰め射る矢、夜中なれども火の光り、白晝の如くなれば、仇矢は更になく、攻入る者共、手負・死人多くて、攻入り兼ねて猶豫しける所を、城中より見すまして、浦上三左衛門・其子與三、今こそ時分は能けれと、士卒を下知して、城戸を開き、突き出て、山名勢を四方八方へ追拂ひければ、一支もせず、我先にと引取り、川を

越えて、皆々本の陣にぞ歸りける。其紛に、猶村兄弟は、則國を如何にもして、討つべしと窺ひけれども、叶はず。兎角する中に、夜も明けければ、兼ての謀も空しくなりし上は、其夜の火事を、諸將相互に糺明を遂げけるに、此猶村與三兵衛兄弟を人も怪しみければ、其下人を潛に、捕へて尋ねければ、其主人の與三兵衛が所爲なりと、始めよりの密謀を、一々に告げければ、其事顯はれ、早速猶村兄弟を捕へて、糺明に及べば、あらはに白狀しける故、兄弟共に福岡の城下に磔に懸けられける。かゝる事のみにて、はかばかしく一戦もなく、日を送りける。十二月廿三日、庄伊豆守元資が手の者共を、野伏の體にして、三百人計り、富岡といふ小山の地の蔭より、打出てたり。浦山紀三郎が手の者、城中より之を見て、此度一度もはかばかしくしき軍せねば、願ふ所なり。いかゞ川を越えて、無二無三に切つて蒐る。待儲けし事なれば、兩方入亂れて相戦ふ。寄手に細屋七郎左衛門・白賀新兵衛討たるれば、城方にも岸野五郎左衛門討死して、暫く虎口をくつるげ、守り居たる所に、庄伊豆守が忤右衛門四郎、手勢五百計りにて、富岡山の南より、討つて出てけるに、城方櫛橋彌五郎・岩間孫四郎、

難波十郎兵衛・沼田與一兵衛・延原八郎左衛門を始めとして、大勢左衛門四郎を引包み、打捕らんと進み戦ふ。伊豆守之を見て、右衛門四郎若武者にて、鹿忽の軍して討死もすべし。之を諫めて、伴ひ歸れとて、法城寺掃部助といふ者を、使として言ひ遣りければ、右衛門四郎、之を聞き、仰にてはあれど、戰場にて侍の討死は、常の事、如何てかをめくくと引退くやうやあると、櫓の表へ進み出で、備中國の住人庄右衛門四郎なりと名乗りて、二間柄の鎗を以て、面も振らず、突いて懸る。沼田與一兵衛・岩間孫四郎・自黒次郎左衛門・弟與左衛門以下、庄を中に取込みて、火花を散し攻戦ふ。目黒次郎左衛門は、腰當を突抜かれ、弟與一左衛門は、弓手の肩を突かれながら、少しもひるまず、庄右衛門四郎を討取りけり。法城寺掃部助は、右衛門四郎が働を制すと雖も、用ひずして討死しければ、立つも歸らず。庄と同じく進み戦うて、延原右京と渡し合ひ、飽く迄戦ひ、一足も引かず討死す。福屋藤四郎は、延原彦八と渡合ひ、鎧を捨て引組みけるに、延原は、福屋を組伏せ、刀を以て、内兜と胸板とを二刀刺す。福屋刺されながら、下より、我は石見の國の住人福屋藤四郎といふ者

なり。一足も引かず、爰に討死したりと、いひ傳へて給はれと、之を最期の言葉にて、首を取られけり。是にて兩方、人馬の足を休めて、物分れになるべき所に、福岡城中より、若武者二十騎計り、此勝負に會はざるは、無念なりとて、駈出てけるに、備中勢も、庄伊豆守を始めとして、之を真中に取込み、討つて捕へんとせし所に、浦上伯耆守、城より出て、大音揚げて、無益の戦、早や引揚げよと下知して、初めの勢も後の勢も、一つに引き纏ひて引入りけるに、庄が兵士、敵の引くを追うて、城を付入りにして、攻落せと進みて、追行きければ、城兵、返し合せく相戦うて、引取りけるに、備中勢厳しく追討ちければ、彌、延九郎右衛門・井原孫右衛門・内藤四郎兵衛・福井小次郎、其外紀三郎が若黨伯耆守が若黨共、以上七十餘人討死す。浦上彌三郎も、數箇所疵を蒙りて、漸く引取りける。其外、疵を蒙る者數ふるに違あらず。中にも福井小次郎といふ者、其父は、福井源左衛門といひて、京家の侍なりしが、いかなる仔細ありてや、此國に下り住みける。其時、此小次郎、四歳なりしを引具し、其母をば、京に残し置きける。年經て、小次郎、今年廿一歳になりけるを伴ひて、爰

に籠城しけるが、今日の迫合に、父子共出て、戦うて引取る時に及んで、親と子押隔てられ、小次郎城に歸りて見るに、親の源左衛門見えざれば、扱は討死せしと思ひ、又取つて返し、追來る敵の大勢に向ひ、福井小次郎と名乗つて、向ふ敵を堅ざま横ざま戦うて、父を尋ねけれども、行會はねば、討死せんと死狂に戦ひけるを、家の子やうく肩に引懸けて、城中に入りけるに、淺手・深手、廿六箇所負うて、終に空しくなりにける。父源左衛門は、又小次郎が行末を尋ねて引取りけるに、斯く討死せしを聞き、大に歎き、陣所に入りて、箱の内に書殘しけるもの、あるを見れば、都の親類共へ、此度の合戦の事共、書述べ、殊に母の許へ書置き候文を見れば、幼少より副へ奉る事もなく、心計りは通へども、年を経てまみえ候事もなく、夢の浮橋、絶えて後、御歎あらんとこそ心に懸り侍れ。よし夫もあだし世の程なき思召慰め給へと、細々書きて文の奥に

生れこし親子の契いかなれば同じ世にだに隔てはつらん

と、書留めける。皆人之を聞きて、今日の討死は、思ひ設けし心にやと、いと哀を

催しける。かくて山名又次郎俊豊、當國着陣の時より、但馬國へ飛脚を立て、親父右衛門佐方へ申遣しけるは、此時、但州より播州へ御發向あるべし。さあらば御勝利あるべし。又其事御延引あらば、敵播州・作州、牒し合せて、働き申すべし。さあらば味方、大に難儀たるべしと、再三いひ送りけれども、上意を得ずしてはいかゞと、右衛門佐、但馬の丸山の城に在りて、働き出づる事なし。又福岡の城〔主ノ一〕浦上紀三郎よりは、赤松政則へ註進して、備中・備後の大勢にて、三方を取圍み、其上阿波の大西備後の雨宮よりも、近日敵に加勢として、罷向ふと風聞候。事實ならば、以の外の大事にて候間、美作勢を差越させ、赤坂部鳥取邊へ打つて出て候はゞ、敵攻むるに堪ふべからずと、度々いひ遣しけれども、政則へは披露にも及ばず、其意を得たると計りにて、日を送りけるが、此頃、宇野下野守・浦上掃部助を、福岡へ差向けられける由、聞えし計りにて、是も途中に陣して、福岡へは來らず。夫のみならず、政則は、本の知行但馬の朝來郡を、打取るべしとの企ありて、自ら軍を率ゐて、十二月十六日、小鹽を立ちて、同十八日、大賀庄に着陣ある。此由福岡に聞えて、力を失

ひ、此城を持啞みてぞ籠りけるが、政則の但馬表の軍も、利あらずして、小鹽へ引返されければ、宇野・浦上も、片山より引返し、播州へ歸りけると、福岡へ聞えて、城中彌言語を絶し、色を失ひてぞ居たりける。

文明十六年正月二日、福岡合戦の事

斯くて、文明十五年、月迫るに及んで、福岡後詰として、美作國小瀬彈正忠・大河彈正左衛門を大將として、一千餘騎、備前美作の境大形山に、陣を取ると聞えて、福岡にも少し色を直しける。松田方には之を聞きて、松田孫次郎を大將として、金川の城に楯籠り、作州の勢を支へんとす。又福岡方よりは、明石六郎兵衛・新田庄の野伏を率ゐて、日笠村に陣を取り、作州勢と力を合す。又松田方の松田孫四郎・佐藤式部丞・猶原堤・小野田等、吉岡の南の山に陣取り、長船左京亮が館の跡の小城を取りて、播州の通路を差塞ぎ、福岡より浦上豊前守を大將として、熊山へ人數を擧げ、大箒を燒きて陣取る。斯くの如く兩陣より手配してありけるが、十二月廿九日、松田が

陣より、吉井の山を下り、川を渡し、東を指して、人數を出す。何の爲めかは知らねども、福岡勢打つて出て、遠矢射懸け、一戦をなさんとしけるが、松田勢いかゞ思ひけん、一戦にも及ばず引取りければ、福岡勢も慕はずして引取りけり。明くれば文明十六年正月二日、軍の首途の祝せんとて、吉井川の東よりも西よりも、人數を出して、矢軍をし、夕日になる迄、迫合ひて引退く。同六日、城より見れば、山名勢の陣騒ぐと見えしが、やがて人數を出し、城近く寄せ来る。福岡に之を待受け、野伏を出し、矢軍して引退きけれども、寄手は猶ほ引取らず、外堀の河原へ押寄せ、三百計りの勢にて控へたり。城中より、薬師寺四郎左衛門貴能之を見て、今度は我一備にて、一軍せんと、城戸を開きて、叫んで蒐れば、山名勢、追捲くられて引退く。時に、和智左衛門下知して、穢し者共、何らへ引くぞ、爰にて死せよと、呼ばはりて、真先に取つて返し戦ひければ、是に諫められて、我劣らじと、引返し切懸れば、城兵追立てらる。薬師寺四郎左衛門、白柄長刀取直し、貴能、爰にあるぞ、返せ〜と下知して、切懸りければ、又山名勢引色になる所に、太田垣美作入道、和氣筑前守、山内新

山名勢敗
らる薬師寺貴
能武者振

左衛門・三吉和泉守、馬に乗つれ、士卒を下知して、備後國を出てしより、骸を戰場に晒し、再び本國へは歸るべしとは思はざりし。引くな者共とて、鎧・長刀を提げ、進む内にも、筑前守和泉守、先を争ひて、切つて蒐れば、薬師寺等覺えず跡に、引退く所に、薬師寺も敵と同じく、士卒を諫め、貴能、爰にありて、討死するぞ。返せ〜と、大音揚げて攻戦ふ。薬師寺彌四郎等貴能を、討たせじとて、取つて返し〜と攻戦ひ、津坂の山の麓より、城の堀際迄、敵味方二三千の人數にて、追つ返しつ戦ひしは、誠に目醒しくぞ見えし。斯かる所に、山名勢の内より、福田九郎左衛門と名乗つて、黒革緘の腹巻に、鍬形打つたる甲の緒を締め、五尺計りなる太刀の鏝本迄、血になりたるを以て、薬師寺貴能に切つて懸る。貴能、長刀を以て、渡り合ひ、追つ返しつ戦ひけるが、貴能が家來助け來りて、終に福屋は討たれにけり。此勢に、山名勢を追捲りけれども、薬師寺貴能も、戦渡れて、既に危く見えければ、同二郎左衛門則能、貴能討たすな者共とて、討つて懸れば、額田十郎左衛門・片岡孫左衛門も、則能と同じく、進んで嚴しく戦つて、一足も退かず。三人ながら枕を並べて討

薬師寺等
討死

死す。是に山名勢も、切立てられし所に、江田・滑良・板倉等、城の水の上を渡して、中を遮りて、切つて懸りけるに、又城兵、捲り立てられ、崩れ懸る所に、櫛橋豊後守、子息彌五郎を伴ひ、其身は、黒革の腹巻に、同じ毛の五枚兜に、白熊・黒熊を合せたる〔字脱カ〕引廻し付け、二間柄の鎧を持ちて、真先に進み、大音聲を揚げて、穢し者共、山名は、元來所領の敵なり。本望の合戦なるぞ、皆討死せよと、呼ばはれば、士卒も蹈止り相戦ふ。彌五郎は、弓手の脇に控へたり。山名士三吉左京亮・滑良四郎太郎・福田九郎左衛門、衆に進みて戦ひ、滑良と豊後守と渡り合ひ戦ふ。滑良は、力の若武者にて、大刀持ちて、横ざまに討ちけるを、鎧にて受け、餘る太刀、櫛橋が左の腕を、堅ざまに切割かれ、既に危く見えし所に、彌五郎走り出でて、切合ふ。郎等も落合ひければ、終に滑良を討取りける。彌五郎は、猶も進んで戦ひ、三吉左京亮に渡り合ふ。三吉、鎧を目釘本より切折られ、兜の鉢をも、二箇所切破られ、難波四郎左衛門が中差にて、射ける矢、内甲に當りて、泳へず小膝を折つて、終に彌五郎に頸を取られける。福田九郎左衛門は、志方孫六と戦ひ、孫六が頸を取る。其外、我も

我もと戦ひて、何れ勝負も見えざりける。山名勢、次第に嵩み、松田勢も討つて懸れば、城兵大勢に取籠められて、討たるべく見えければ、浦上三左衛門・息同與三父子、三百計りの勢を以て、助け来る。大將紀三郎則國も、之を見て、大將の討死爰なりと、鎧提げて飛んで出づるを、同伯耆守、強ひて押止め、此合戦、今日に限るべからず。龜忽の討死、無益なりと、堅く制して、出さずして、則國の侍山内彌五郎・下山彈正とて、手利の精兵のありけるに、差詰め引詰め、寄手を射させける。松田が勢の中にも、松田惣右衛門〔元親イ〕親秀と、矢印の書きたる矢にて、味方多く射られければ、此親秀を目懸けて、射出しけるに、惣右衛門が射る矢、下山彈正が胸板に當り、矢先三寸計り、押付へ射出されければ、其儘倒れにけり。内山、其所を見濟し、上差を番へて、惣右衛門を射る。過たず射向の袖の外れを、篋深に射込めば、是も空しくなりにけり。斯く戦ひ暮して、山名勢も松田勢も引取りければ、福岡勢も兵を入れて、城を守りける。今日、薬師寺次郎左衛門則能・額田十郎左衛門・片岡孫左衛門、枕を雙べて討死せしは、覺悟せし事にてぞありし。此頃、此三人、陣屋に寄合ひて、薬師寺が

薬師寺額
田片岡等
の最後

いひけるは、我此合戦の始終を案ずるに、一定、味方討負けぬと覺ゆるぞ。其故は、松田は、元來當國の者なり。其上、備中勢、備後の山名勢合力して、大勢なり。味方は、去年八月より、籠城してあれども、播州より加勢の一騎も下らず、剩へ政則公、眞弓峠の合戦に討負け、僅かの勢にて小鹽籠城と聞ゆれば、迎も涉々しき事もなく、討死すべき身なり。夫に生残り、赤松家の果を見んも物憂ければ、一番に討死して、名を後代に残し、先祖の忠節をも顯しなこそ、せめての事なれば、此戦に討死をば、極めしと語りければ、額田も片岡も、是に同じて、誰もさぞと思へ。さらば同時に、討死を共に極めんと、堅く契り置きけるとぞ。斯くて、正月六日、戦のありけるに、今日を最期と、三人いひ語らひけるが、薬師寺則能、陣所を出づるとて、只今敵の手に渡す頸なれば、最期の對面なりとて、鏡に向ひ、打笑ひて打立ちける。額田は、年頃、岡本筑後守に勝れて、懇なりければ、我討死せば、一子又三郎を頼むなり。一所にあらば、共に討死すべしと、別の備に置きける由を、いひ置きけるとぞ。片岡は、家來に向つて、今日の戦には、一定討死すべく覺ゆるなり。打込の戦

なれば、戦死の時、何を印に、吾討死の死骸とも、見分け難かるべし。之を印に尋ねよとて、紙縊にて左の二の腕を、二重に結びて打立ちけるが、其本の儘に違はず枕を竝べて討死せしかば、哀れ勇士なりけりと、皆惜しみあへりける。

福岡落城の事

浦上美作守則宗は、年來京都諸司代にて、在京してありけるが、之を呼下さんと、福岡より飛脚を以て、註進しければ、正月月中旬、則宗、都を立ちて、東播磨迄下着しけるが、如何なる仔細ありてか、主従の間隙出來て、赤松に矛盾して、軍勢を催促す。故に三石へは、歸らずして、東條に在陣す。其威勢強ければ、國中、則宗の陣へ馳着き、赤松の一族たる高松の城主宇野下野守迄も、是に馳加はる。小鹽の赤松、政則へ隨從する者としては、宇野刑部少輔小倉肥前守其子少四郎、薬師寺四郎等計り、僅に残りて、皆落失せける。其上、在田廣岡も、下野守に同心して、背く由、浮説すれば、政則とても此城にありて、運も開かるまじ。一先づ此城を引退き、上京して、上意を

浦上播磨
下向

則宗攝州
落去

伺ひ、多勢を懼し、合戦すべしとて、同正月廿一日、小鹽の城を出でて、攝州へ落ちられけり。此事、福岡へ聞えければ、城中、赤松方浦上方とて、二つになる。誰敵になるべしとも知れず、騒ぎける。先づ櫛橋薬師寺は、去年冬より、當城に籠り、一命を投げて軍するも、皆、政則を世に現はし奉らん爲めにてこそあれ。今は詮なき籠城なれば、此城を出て、政則の行末を、尋ね奉るより外はなしと、落支度するも尤なり。紀三郎則國は、此由どもを聞き、櫛橋薬師寺兩人、此城を落ちなば、誰を頼みて、合戦をすべし。又さあればとて、此城を立ちて、何所にありて、本意を達せん。所詮、其兩人を刺違へ、死を極むるより外なしと、手の者共少々引具し、夜廻りの體にて、立出てけるを、伯耆守基景、之を見て申しけるは、目の前にある大敵を措きて、同志討して、大將の死をなす事、末代迄の恥辱、此上もなき不覺なりと、堅く制して、止めければ、力及ばず、留りなかれ、則國、猶ほ死を極めて、十人、萬人も落ちば落ちよかし。此負軍は、我一人の恥なりと、もとより覺悟の事なれば、さらば、我一人、爰に切腹せんと、抜く所を、基景叱り留め、こは狂氣とや申すべき。能く心

浦上則國
高田城に
落行く

福岡城没
落

得給へ。此合戦にて、事發すべくば、覺悟あるも尤といふべし。既に則宗、播州に在して、大勢是に屬する事なれば、爰を一先づ引取り、身を全くして、則宗に屬し、一方の大將を請けて、其時に、死を軽くして、軍をなさば、などか今の恥辱を雪ぎ給はざらん。其遠慮もなく、假初の恥辱を忍び兼ねて、死をなし給はゞ、本意を遂げざる上に、後代に嘲哂を残し給はん。能く考へ給へと、言を盡して、諫めければ、則國、其理に服し、力及ばず、正月廿四日の夜半計りに、伯耆守を伴ひ、城を出でて、下野守が居たりし高田の城へぞ落行きける。櫛橋薬師寺は、舟に乗りて、政則の行末を尋ねて、四國の方へぞ落行きける。正月廿五日には、昨夜浦上勢、福岡の城退散せしを聞きて、松田が兵共、城に寄りて見れば、敵一人もなければ、勝鬨を揚げ、即時に城を燒拂ひ、其近邊を放火し亂妨し、浦上勢の集りし所々は、追落して、備中勢、備後の山名勢、其外近國の勢共は、皆己が國々へ、悦びを唱へて、歸りける。松田勢は、勝誇りて、此勢に、三石の城を攻取らんと、猶ほ陣を張りて居たりけり。

松田元成討死の事

松田元成
三石城を
攻む

松田左近將監元成は、金川へも歸らず、備前一國を取敷かんと、兵を進め、先づ三石の城を攻めんとす。三石よりは、片上伊部邊の城々を、兵を籠めて、之を防ぎ戦ふ。或日、吉井川の東天王原にて戦ひしが、松田討負けて敗軍し、諸勢逃散りて、松田元成只一騎になりて、金川へ引取らんとしけるを、浦上勢頻に、追駈くれば、引返して暫し戦ひて、又引取りけれども、深手淺手、多く負ひたれば、詮方なく磐梨郡天上村の山の池といふ所にて、自害して失せにけり。松田が侍に、大村出雲といふ者、雲州尼子〔字缺〕ければ、浦上美作守、高田の宇野下野守等も、降參しければ、政則再び、小鹽の城へ歸り住して、播州備前等を治め、浦上則宗同紀三郎則國・宇野下野守三人の老臣、事を取りて、暫く靜謐したりける。

元成討死

政則再び播州下向の事

政則上洛

政則、播州を退き、京都へ上り、將軍家へ、浦上が不臣なる事を訴へ、軍勢を乞ひ集め、二月半に、播州へ下り、別所大藏少輔則治を先手として、播州を取治め、白旗の城を、山名勢之を取りて、楯籠りしを追落し、一説に、此時は義村といふ。後に政村に改むといふ。又作州久米郡□木の城にて、元服ともいふ。永正元年六月に、政則の嫡女十三歳なりしを、妻となし、婚禮ありけり。浦上則宗は、小鹽に居住し、政村家督の時より、幼年なるを助けて、播州・備前・美作三國の仕置、專に執行ひ候て、一人して權威を振ひ、三石には嫡子近江守宗助を置きて、城を守らせける。

一説に、政則、何の歳にや、從三位に敍せられしといふ。其時、政則の歌に、

弓杖つきのぼるや三の位山四世にも越えし道ぞ畏き

と、詠みけるといふ。應仁の亂世の事故、軍功の賞に、別敕の事などありて、三位なりしか。公卿補任等には見えず。

政則卒去の事

政則卒去の事

赤松政則
病死

明應三年四月廿五日、赤松左京大夫政則、播州小鹽の城に病死す。時に四十三歳なり。法名松泉院無等性雲といふ。一説に、明應二年といふ。又五年といふ。共に非なるべし。又松泉院を性善院に作る。本文のは書寫山の過去帳に、載せたる所に據る。然るに、女子ありて、男なき所に、七條藏人元久の子才松丸とて、當年七歳なるを、養子とす。一説に三歳といふ。是は、元祖圓心の子範資、範資の子教政、教政の子元久、元久の子才松丸なり。其後、明應九年十二月、小鹽の城にて元服し、左京大夫政村と名乗る。家へ使に行きて、今日歸りけるに、元成自害して臥したる所へ、行逢ひて、之を悔ゆれども、其甲斐なくて、出雲も同じく、腹切つて死にけり。此事、金川へ聞えければ、元成が子松田元勝、爰に來り、其死骸を葬り、一寺を此所に建立し、立雲山大乗寺といふ。大村出雲守をも、元成が墓の傍に葬りけり。大乗寺は、寛文年中廢して、元成が墓と、出雲が墓とは、今に山の地に殘れり。

赤松政村
元服

浦上宗助と松田合戦の事

松田元成は、文明の末に討死し、其子孫次郎元勝、家督を繼ぎて、是も左近將監と稱

浦上宗助
三石出陣
留山城合戦

し、其儘金川に在城し、西備前を領して、浦上家と絶す。迫合ありけるが、明應六年三月十六日、浦上近江守宗助、其勢千餘騎を率して、三石を出陣し、上道郡へ亂入し、村々を放火し、御野川を渡し、金山麓牧石に陣を居ゑ、夫より兵を進め、大安寺村留山の城を攻む。此城には、松田惣右衛門・伊賀横井等籠城して、之を守る。浦上勢、伊福村を放火して、城を頻りに、攻めけるに、松田元勝、金川にて、之を聞き、五百計りの兵を率して、笹ヶ瀬表へ出張して、前後より戦へば、浦上、終に打負けて敗北し、釣の渡りを越して、松田勢を防ぎ居たり。松田元勝は、牧石に陣を取りて、龍口を攻め、伊賀左衛門勝隆は、赤坂郡より出て、牟佐の高倉山に陣を取り、松田惣右衛門は、留山を出でて、敵を追拂ひ、和意田湯廻の上の山に、陣を取りて、浦上が三石へ、通路を塞ぐ。始めは龍口の山を攻めて、戦ひけれども、其後は、敢て戦はず。遠卷にして、浦上勢を疲らしける。浦上宗助、糧道を絶たれて、甚だ難儀に及ぶ事、三石に聞えて、宇喜多和泉守能家、兵を帥ゐて、松田惣右衛門が兵を追崩さんと、計りけれども、松田、用心厳しくて、討つべき隙なく、日を送りけるが、松田が備、少し

北松田勢敗

油斷あるを窺ひ、能家が家士六十餘人を、士民の體に出立させ、農具等を擔はせ、暮に及んで、脇田・矢津の邊に伏置き、三更に及ぶ頃、所々の在家に火を付けて、焼立てけるを、松田勢は、思ひかけず、民家の失火なりと思ひ、人を出し、火を消さんとせし所を、宇喜田が兵、手を分けて、所々にて鬨を作り、切つて蒐りければ、松田勢、大に狼狽して、亂れ走る。龍口山の浦上宗助、兼て相圖の事なれば、火の燃上るや否や、總軍を一手になして、山傳ひに、脇田村へ出て、宇喜多と共に、松田を追へば、一支もせず、西の方川を越して、引取りける。斯くて宗助は、宇喜多に對面して、引連れて引取りける。松田勢少々は、三矢勢の跡を慕ひけれども、宇喜多、殿して東川を越えて、宗助を守護して、歸陣しけり。

赤松臣兩浦上、權を争ひ合戦の事

則宗村國合戦

明應八年、浦上美作守則宗と、浦上因幡守村國と、權を争ひて、合戦に及ぶ。此時、赤松才松丸、未だ幼年なれば、老臣皆己が威を強うし、國政を恣にする所より、事起

りて、村國播州己が領地の兵を集めて、則宗を討たんと謀る。則宗は、三石の兵七百餘人を率して、村國を攻む。されども勝利も分れず、合戦牛角なりしが、或時、則宗打負け、如何山の陣を退きて、白旗の城に入りて、難を通る。村國の兵、頻りに攻めて、危かりければ、從兵共志を變じ、親族迄も、皆落支度をなしける。時に、宇喜多和泉守聲を怒らし、衆を勵まして曰、人生僅の間に、義に背き、命を惜み、爰を遁れて、何の益かある。萬人は落行くとも、能家に於ては、身命を捨て、此城に骸を晒すべし。臆病者は、落ちば落ちよと、大に呼ばはりければ、諸卒、皆此一言にて、金鐵の思ひをなし、則宗に力を合せて戦ひければ、村國が兵も引退く。爰に於て、則宗、小鹽に至り、主君才松丸を誘ひ、播州鹽屋の城に籠る。然れば赤松の臣、皆々、是に従ひ行きて楯籠れば、村國も攻破る事を得ず、數日を経ける中に、京師細川右京大夫政元より、兩陣へ使を立て、今主君才松丸、幼年の所、老臣互に權を争ひ、合戦に及ぶ事、公儀を憚らざるの至なり。向後合戦を相止め、忠心を存し、幼主を守立て、互に和平すべし。若し此に違犯あらば、御征伐あるべし。公方の仰を受けて、下知あ

親浦上和

備前軍記 卷第一

りければ、兩浦上和平して、各兵を入れて、小鹽をも無異になりけり。

一五

宇喜多能宗、矢津牧石勇戦の事

松田浦上
合戦

松田元勝、近頃は、雲州尼子を頼み、又備後の山名に組して、浦上と戦ふ事、度々なり。文龜二年の冬、三石より兵を出す。先づ福岡に勢揃し、宇喜多和泉守將として、三百餘騎を引率し、東川を越えて、兵を進め、松田元勝、之を聞き、家臣横井・大村・伊賀・佐藤等を將として、兵を差向け、寛主村の上に、陣を取り、矢津の峠を塞ぎて、防禦の謀をなす。宇喜多の勢、本道より押寄せ、足輕を進め攻合ひ、能家兵を下知し、自ら真先に進みて戦ひ、松田が臣有松右京進を組討にして、首を取り、有松が従兵二人、切つて懸りけるを、之をも突伏せ、首を取り、大將の働、斯くの如くなれば、諸士の働高名する者多し。終に松田勢、打負け引退く。能宗、討取りたる三つの首を取付て、勝鬨を揚げて、福岡迄歸陣あり。明日文龜三年正月にも、又宇喜多能宗、浦上勢を帥ひて、上道部へ打出て、陣を張る。松田元勝、御野部笠井山に陣

宇喜多勇
戦

す。牧石の河原へ、兵を進めて、日々迫合あり。或日、浦上勢より、足輕を懸け、先手を進め、川を渡して、牧石川原に戦ひけるが、松田勢、數多山上より、下り重りて、浦上勢を取巻き、一人も残さず討取らんとす。宇喜多能家、之を見て、士卒に下知し、總勢川を渡し、味方討すなとて、松田勢に討つて懸る。元勝も、笠井山より下りて戦ふ。能家、士卒を下知して、豎さま横さま、切つて廻れば、矢三筋を甲に射立てられ、内兜をも鍵にて、突かれけれども、之を事ともせず戦うて、終に松田に打勝ち、元勝は、伊福郷へ引取り、留山の城に入りければ、能家、鬨勝を揚げ、川より東へ引取りける。其後も、宇喜多と、松田と、迫合絶ゆる事なし。

浦上則宗病死、同村宗赤松に叛く事

浦上則宗
病死

永正九年春、浦上美作守則宗、三石の城にて病死。嫡子近江守宗助は、是より先に、早世せしかば、二男掃部助村宗、家を継ぎ、三石の城を守り、又小鹽の家において、父の如く、赤松家の仕置をなしける。同十五年の夏、小鹽の家において時、政村の

浦上則宗病死同村宗赤松に叛く事

一五

寵臣に、久米十郎左衛門近武といふ者、政村の申付けられし事を、村宗へ傳ふる事ありて、白子町の村宗が家へ行き、會ふべきといひしに、三度迄出會はざる事ありて、其不禮を怒りけれども、色にも出さず、いつそは此事、恨を報ゆべしと思ひて、日を経ける。其頃、京都より小蝶といふ女を、政村呼下し、十郎左衛門が許に、預け置かれしを、幸と思ひ、或日掃部助を、十郎左衛門が家へ招き饗應し、かの小蝶を酌に出しければ、掃部助、甚だ興に入りて、此小蝶を所望したり。十郎左衛門、即ち許容し易き事にて候。夜に入りて、密に迎に越されよと、約束をなして、其夜、十郎左衛門は、態と登城して、留守なるに、小蝶を迎人に渡し、夜更けて歸り、此由を聞き、驚きし體にて登城し、今夕、留守の内に、誰人か小蝶を盗取りて歸り候と、大きに驚きて、政村へ申しければ、政村も大きに驚き、密に行方を聞き出せと、十郎左衛門に申付けらる。扱二三日過ぎて、十郎左衛門、密に政村へ申しけるは、小蝶を盗みしは、掃部助が所爲にて候。白子町の家、確に隠し置く由、承り候と申しければ、政村、常に浦上が奢を惡まれける所に、此事、出來たれば、彌、憤り強く、よし／＼近年

浦上則宗
赤松に叛

の内に、掃部助を成敗すべしと、怒を押へて、數日を経けるに、誰いふとなけれども、浦上滅亡近きにありと、囁きける。掃部助、之を聞きて、此君を養子として、當家を繼がせし事も、父則宗の計ひなり。其上、某國家の仕置も、正直に執行ひて、世も治り静かなるに、政道に邪惡あり、奢をなすなど宣ふ事、甚だ故なし。しかも誅罰すべきとは、何の罰を稱せらるゝ事にや。其儀ならば、是非に及ばず、三石に歸り、兵を催し、一戰に勝敗を試み、運を天に任すべしと、一族家臣相集め、其勢二千六百人、白子町の宿所を打立ち、三石を指して引取りければ、小鹽の騒動斜ならず。町人百姓迄も、上を下へと返しける。斯くて掃部助は、七月十一日に、三石の城に歸りて、猶ほ兵を集め、船坂山を指塞ぎ、籠城の用意頻りなり。政村は、掃部助が人數を集め、小鹽を出てけるを、打取らんと議せられしかども、不意の事にて、集りたる勢もなければ、老臣等、之を強ひて止めける所、齒齧をなして、止まられけれども、續きて三石の城を攻めんとて、軍勢を集め、軍議をなす事專なり。

三石城攻めの事

永正十五年九月廿四日、上總介政村、自ら兵を率して、小鹽を打立ち、先づ浦上が一族の楯籠りたる松山・向岡・大磯等の城々を攻落し、彌・高山に、掃部が従弟甲斐太郎が籠りたるを、攻落しければ、太郎は、三石へぞ入りにける。三石の城には、二千餘人の兵卒、集りて居たりしが、小鹽勢、所々の城を攻落し、勢ひ強きを聞きて、かたへにて評議せしは、今度の軍、大守へ敵せし事なれば、終には此三石をも攻破らるべし。其上、我等も同じく大守に敵し、汚名を骸上に残さんも心憂し。大守に降參せんこそ本意なれと、一夜の程に、七十餘人、落失せければ、兵氣一ならず、籠城も如何と危かりし所に、此度も、宇喜多和泉守、義を唱へて、諸卒を諫め、勵ましける言葉に感じて、皆蹈留りける。和泉守、仁厚なる性質故、僅の一言にも、人皆感服しける。斯くて、十一月十二日、上總介政村、三石の城へ攻寄せ、先陣秋津宮内秀國、同弟十静坊等進みて、先づ船坂を差塞ぎたる勢を攻破り、三石の町口に押寄せ、関

三石城を
攻む

を揚ぐれば、城中よりも人数を出し、浦上七郎兵衛吉田左衛門、眞先に鎧を入れて、火花を散し攻戦ひ、兩軍相引に退きしが、城中より、河原又八郎、佐田荒平次と名乗りて、唯二人打出づる。寄手よりも、二人太刀打振りて渡し合ふ。又八郎、其敵一人を討取りて、猶ほ敵に向ひて戦ふ。荒平次が相手は、三上主馬といふ。是も主馬を打取り、主馬が兄三上右京、弟の敵遁さじと、長刀を以て、渡り合ふ。荒平次、少しも怯まず戦ふ。右京、長刀を切折られ、已に危く見えしが、陶山彌四郎、生年十六歳、右京を助けて蒐れば、荒平次が甥佐田喜三郎、又落合ひて、右京と切結ぶ。敵も二人味方も二人、命限りと戦ひけるが、吉田左衛門、味方討たすな者共とて、討つて懸る。寄手よりも、刀禰猶崎神田等、攻寄せて戦ひけるに、城中より、矢を射出して、寄手を射れば、寄手少し色めき、引色に見えたるに力を得て、吉田・浦上、士卒を下知して切蒐るに、寄手二町程靡き立つ。其時、先陣たりし秋津宮内少輔、兵を休めて、三柏の旗を押立て控へたるが、城兵の味方を追ひて、進む所へ、横鎧を入れ蒐れば、城兵忽ち切崩す。浦上村宗、高櫓より、之を見て、あれ助けよと下知すれ

ば、島村修理亮・菅生彌兵衛、三十餘騎にて馳出て、吉田・浦上を助け戦ひ、追ひつ返しつ、終に戦ひ暮して、其日の軍は、止みにけり。明くれば十三日、伊豆孫次郎寄手の先登とて、攻口に押寄せれば、城中より、眞木越前、今日の先陣承りたりとて、手勢三十人計り、遙に城を出でて、備を立て、急ぎて物蔭に、伏兵を置きて、敵蒐れと寄手を誘ふ。伊豆孫次郎は、伏兵あるとは知らず、備を進めて、打つて懸る。一戦して眞木が勢、忽ち打負け引退けば、伊豆競ひ懸つて、二町計りも追立て行き、坂中計りへ攻上ぐる時、時分はよしと、物蔭より伏兵起りて、伊豆が旗本を目に懸け、突き崩す。孫次郎切崩されて引退く。眞木も取りて返して、伏兵共を追捲り、一二町追討ちたれども、寄手大勢なれば、軽く城中へ引取りける。夫よりは城よりも、兵を出さず、寄手も攻めずして、兩陣静りて控へけるが、政村怒りに堪へずして、十五日の朝より、總勢、城に押寄せて、一時に乗取らんと、先づ巽の出でし塀へ押寄せ、埋草を以て、堀を埋め、乗越えて蟻附して、攻入らんとす。城には、此時迄も、静り返りて、寄手を近く引付けて、所々の高櫓へ以裏より差詰め、引詰め射出しければ、

赤松政村
出陣

仇矢はなくて、塀下に付きたる寄手、はら／＼と射落され、暫したゞよひたる所へ、大手の門よりは、宇野丹波・東條兵衛・浦上七郎兵衛、搦手の門よりは、眞木越前・仁科清十郎・佐鋪右衛門・菊野小隼人、突いて出て、打つて懸る。寄手の先陣、忽ちに切崩され、坂より下る引退く。^{「リカ」} 其中に、松田三左衛門武任と名乗りて、返し合すを、城兵東條兵衛、鎧を合せ戦ひて、即時に松田を討取れば、彌、競ひ懸りて、寄手を追ふ。時に完栗作十郎範高・同弟神村作五郎範景、士卒を下知して、備を進め、味方の崩るるを脇にして、静々と押懸れば、城兵仁科清十郎、備を進めて、完栗と渡り合ひ戦ひけるが、仁科、早や戦ひ勞れたれば、忽に切崩されて引退く。清十郎は、踏止りて、穢し者共、返せ／＼と下知をなす所へ、完栗、眞先に進みて、朱柄の鎧を以て、仁科に突いて懸る。仁保、鎧を合せけれども、終に完栗に討取られける。東條順格城中より、之を見て、大長刀を振つて、其勢百計りにて、突いて出てければ、寄手も是に躊躇ひて、猶豫しける中に、城兵、悉く引取りて、城戸を堅めければ、寄手も、攻口を引取りける。是よりは、政村も、東條を船坂峠の池の上に移して、近邊の山上に、備を

立て、旌旗を山風に翻してぞ控へける。

赤松陣へ夜討の事

浦上村宗、股肱の臣と頼みたる仁科清十郎を討取られ、大に憤り、此弔合戦をなすべしと、近來抱へたる忍の者、戸畑忠次郎・鳴山勝五郎といふ者を、商人に出立たせ、福浦より船にて、上方へ遣し、兵具品々買求めて、京都より商人の下りし體にて、兩人船坂山の陣に、行きければ、上下悉く取囃し、甲冑・鎗・刀等を買求めける所、思ひの儘に、陣中を見廻り、潛に三石へ内通し、又村宗、此頃、重病を受けてある由杯、民間よりいひ觸らしぬ。赤松方、之を實と思ひ、油断してありけるを、よく見濟し、菅生孫兵衛を大將とし、夜討には、人數の多きは悪しければ、勇士七十人を選出して、是に附けて、十一月十九日の戌の刻に、風烈しきに、菅生が七十人、山傳ひに船坂山の陣に至り、靜に忍び居けるに、船坂山陣番西五郎が小屋へ、忍の戸畑・鳴山、火を付けたる。西風烈しき時、西の端なる小屋に、火を放せし故、忽ち陣々に火移りて、

船坂山陣
夜討

赤板政村
敗走

燃上る。菅生孫兵衛、此相圖の火を見るより、関を作りて、切入り、四方八方へ働きければ、赤松勢、十方にくれ、戦ふべき義勢もなく、皆我先にと逃れて行く。菅生が七十人、思ふ儘に切廻り、大將を討取らんと、狙ひけれども、完栗作十郎・秋津宮内牛窓源六などいふ者、返合せく防戦して、政村は、其隙に漸く逃延びて、宇根の宿迄引かれける。城兵、宇野丹波守景泰も、百五十騎の勢にて、城を出て、船坂の南の山に、備へ控へけるが、秋津十静坊が引取るを見て、追立てけるに、従兵は、皆散々に逃失せける。十静坊、思ひ懸けなき所より、敵の攻懸りしかば、詮方なく、何所とは分かねども、家來龜井孫八を連れて、山中に深く隠れ居て、翌日、敵散じて後、やうやう八木山へ辿り出て、灘村より、舟に乗り、赤穂迄落ちたりける。名倉玄蕃は、其夜、沈酔して、陣に臥し居たり。俄に火は燃上り、夜討は入りければ、長子次郎三郎、父玄蕃を、搔負ひて逃げけるに、敵急に追懸けける所、父をば邊の岩陰に隠し置き、追來る敵に、渡り合ひ、終に其所にて、討死をしてけり。其弟の名倉三郎四郎は、切抜けて、父が隠れし岩陰に行き、引立て退かんとしける。玄蕃、大臆病者なり

名倉兄弟
討死

赤松陣へ夜討の事

ければ、三郎四郎を、敵ぞと思ひ、逃げけるに、敵にては候はず、三郎四郎なりといひつゝ、追行きけるに、聞きも入れず、逃廻りけるを、敵見付けて、三郎四郎も討死す。玄蕃、難なく逃げて、山陰に隠れば、曉方に放馬のありけるを、幸に打乗りて落行きける。三石の村宗も、備を出して、船坂を打越し、赤松勢の散々になりて逃行くを、梨子が原迄追討し、首數多く取りて、明くれば二十日の朝、追行し人數を纏めて、三石へ引取りける。赤松勢は、山中所々に隠れ居て、浦邊に出て、磯傳ひして、赤穂那波の邊迄引取る者多かりける。

備前軍記 卷第一 終

備前軍記 卷第二

浦上宗久小鹽へ内通附八塔寺炎上の事

永正十六年正月、村宗、三石の城に、楯籠り居たれども、去年、小鹽勢敗軍の後は、政村、再び攻寄すべき勢もなく、徒らに目を送りけるに、村宗が弟浦上宗久、和氣郡香々登の城に在りて、西の方の防禦せしが、小鹽より、潛に使者を立て、宗久を語らひ、味方に來らば、村宗の知行を、残らず宗久に宛行ふべしと、いひやりけるに、宗久、欲心深き者なれば、早速領掌して、隙を窺ひ、小鹽と謀り合ひて、三石を討つべしとは、思ひ乍ら、顔色に出さずしてありしに、香々登の城の二の郭を、守りて居ける。宇喜多和泉守能家、此密事を聞き出して、二の郭を、彌、堅固に持ちて、本丸の方を厳しく用心し、三石へ使者を立て、宗久密謀ある事を、委しく告げやりしかば、早速

浦上宗久
小鹽内通

浦上宗久小鹽へ内通附八塔寺炎上の事

一五

加勢來りて、本丸を攻むべき手立をせしかば、宗久、叶ひ難く、夜に紛れて、城を忍び出て、備中へ落行きける。其跡の本丸には、三石より來りし加勢の兵を、籠めて守らせける。宇喜多能家が謀にて、事故なく、城を取固め、宗久が跡を、能家かはりて、城を守りける。其年の夏四月、小鹽より兵を出し、老臣浦上因幡守は、梨子が原へ出張、完栗作十郎は、八塔寺の山に陣取りて、是は三石の城の北より、押寄せて攻めんとせしに、三石にても、之を聞き、眞木越前守に、人數を添へ、兵を密に、八塔寺の邊の民屋に出し、隠し置きける。同月廿九日、雨降りて、暗夜なるを、幸に犇々と出立ち、先づ八塔寺の山門に、火を付けける。山風強く、火を吹き付けて、本堂も燃上れば、暗夜も晝の如く、小鹽の勢の陣を照しければ、越前が兵、此燈に、所々より敵陣へ、思ふ儘に討入り、切廻りければ、小鹽勢一支もなく、追立てられ、完栗が兵、上月の城迄引取りける。越前は、敵の首廿一取りて、勝鬨を揚げて、三石の城へ歸りける。

八塔寺の
階討

赤松政村再び三石城を攻めらるゝ事

同年冬、又政村、三石を攻めんとて、此度は、諸事謀を、浦上因幡守村國に任せて、完栗・秋津等進とは、軍の相談なかりければ、以の外に憤りて、秋津は病と稱して、己が領地へ引入り、完栗は、當夏、夜討にせられし後も、尙ほ八塔寺に、陣取りて在りしかども、さのみ勵み戦ふべきとも見えざりし。其根元は、去年小鹽勢敗軍の時、二首の狂歌を立觸しける。

赤松の千年の數を違へじと逃げて命をつかれけるかな
久馬十郎左衛門も、大將より先に、這々逃げしとて、

大將の側近き氏も逃らせて久馬のさら山更に甲斐なし

此歌共を、久米近氏聞きて思ふやう、是は完栗・清水・秋津等、退口に功ありし所、此の如く、大將并に久米が身の上をも嘲けると、大に腹立して、ありもあらぬ事共さまざまにいひて、完栗・秋津を讒言す。是によりて、政村、是等の老臣を疎み、此度の軍

赤松政村
を再び三石
を攻む

赤松政村再び三石城を攻めらるゝ事

三石合戦

奉行を、浦上國時一人に任せらる。十二月廿一日、浦上因幡守村國を先陣として、赤松上總介政村、小鹽を軍立し、三石の城へ、再び攻寄せらる。城中には静り返つて、寄手を待寄せ、手の先陣浦上村國五百餘人、持楯を抜き連れて、三石の城の東に押寄せ、関を作る。政村の旗本も、續きて押寄す。先陣崩れば、入替りて攻めんと、備を進む。先陣村國、已に城に付きて攻むるを見て、村宗自ら兵を下知して、大石をまろばし、水を切流し防ぎければ、寄手、少し戦うて見えし所に、城中より浦上七郎兵衛、城戸を發きて、兵を進め、先陣村國が備を、駈立つれば、寄手響き靡く。政村、旗本を進め、三年、負軍の辱を、いつの時にか雪ぐべき。一足も退かず、皆討死せよと聲を揚げ、兵を勵まして、打つて懸れば、七郎兵衛も進み兼ね、色めき立つ所を、城中橋の上より、村宗、之を見て、松の宇の旗を立てたるは、大將政村と見ゆるぞ。あれ討取れと、下知すれば、宇野丹波、東條入道順格、佐鋪右衛門、菊野小隼人等、七郎兵衛を助けて、打つて出づる。七郎兵衛、是に力を得て、爰を先途と戦ふ。寄手も今を最期と攻戦ひて、何れ勝負とも見えざる所に、搦手の城戸より、眞木越前

赤松勢敗軍

守貞邦、并菅野花房等、打つて出て、赤松勢の横を打ちければ、終に寄手、戦ひ負けて引退く。大將政村、蹈止りて戦ひしを、近氏、勸めて引退かしめければ、諸卒、誰か怍ふべき。我先にと逃げて行く。三穗田新左衛門、只一騎取つて返しければ、之を見て、必死を期したる者共、十四五騎、返し合せて、追懸くる敵を、支へければ、城兵等進み得ず、三穗田四面に、當りて戦ひ、終に討死したりける。其隙に、政村もやうやう引取り、人數を纏め、備をなす。城兵宇野、東條も、諸卒を纏め、早く城に引入る。其後は、播州勢も攻めんとせず。三石の四方に陣を取りて、只遠攻にして、居たりけるが、香々登の城の宇喜多和泉守、同月廿八日、和氣郡新田庄、安樂守に勢揃をして、其勢二千餘騎、已に播州勢の後を、討たんと控へたりといふ事、寄手の小鹽勢に聞えなれば、大將政村、之を聞きて、宇喜多勢にて、後詰をせば、逆も勝利あるべからず。一先づ退きて、來陽進發して、浦上を退治すべしと、諸手へ觸れて、同廿九日、船坂梨ヶ原の陣を引きて、小鹽へ歸陣なり、三石よりも跡を追うて、足輕をかけたれども、浦上因幡守、よく後殿して、引取りければ、さのみ三石勢も、追はずし

て兵を入れにけり。

小寺と宇喜多作州合戦の事

松山落城

明くれば、永正十七年正月、政村小鹽の城にて、軍評定して、三尺に屬したる城共を攻めらる。先づ宇根の城に、浦上因幡守を置きて、三石を押して、松山の城に、村宗が一族小寺長門守村氏籠りたるを、攻めさせけるに、五月に及んで落城し、長門守は、爰を落ちて、三石に入る。又作州の壘に、中村五郎、村宗に屬してありけるを、小寺加賀守範職をやりて、之を攻むれば、三石より之を救はんと、宇喜多和泉守に、二千餘騎を付けて、七月三日に、三石を出て、同八日、作州飯岡原に至り、小寺加賀守と戦ひ、和泉守小寺を追ひて、河水に追込み、數十人を討取り、河を隔て、陣を張る。小鹽に又之を聞き、大勢を集めて、作州へ出張りて、小寺を助けて、宇喜多を討たんとす。三石に之を聞き、浦上村宗自ら、二千五百人を帥ゐて、作州へ出て、岩山の南に陣を取り、播州勢と對陣す。宇喜多も村宗の陣と、一つになりて陣しけるが、播

小寺宇喜
多合戦

州勢、日を追ひて、大勢重みけり。之を見て、見恐やしたりけん、三石勢、一夜の中に落失せて、讒に七十餘人残り留りける。時に宇喜多和泉守、之を敵に見透されては、叶ひ難し。其内に、戦へとて、翌日早朝に、残りたる七十餘人の勢を以て、數千の播州勢の中へ、一文字に打つて懸り、忽ちに追崩し、勝鬨を揚げて、引取りければ、其勢を見て、落散りたる兵卒、一日が内に、一千餘騎、又集りて對陣す。村宗、計略を運らし、敵陣小寺が家人野澤主殿助といふ者を語らひ、返忠をさせ、小寺範職を打ち、相圖の火を擧げければ、村宗一千餘騎を、三隊になして、小寺等が播州勢へ打つて懸りければ、小寺打負け、散亂して落行きければ、三石勢、思ふ儘に、追散し追討して、首三百餘級を得て、勝鬨を作り、三石の城へぞ歸りける。其時、政村、小鹽を出て、作州へ越えんとて、白旗の城へ至りて、勢揃せし所へ、小寺敗軍せし事を聞き、空しく政村、小鹽へ引返されける。

赤松政村入道して小鹽退去の事

赤松政村入道して小鹽退去の事

政村、度々の軍に打負け、其上老臣清水甲斐守政國・神津宮内少輔秀國・完栗作十郎
範高等、久米十郎左衛門が讒言せし故に、君臣不和になりて、清水秋津等引籠り、完
栗も手疵を痛めしを稱して、出仕せず。其外、赤松黨三十六家といふ者も、多く主人
を見限りて、相叛く者多くして、重ねて兵を催し、三石を攻むべき手段も成り難く、
日を送りける。中には、浦上村宗へ心を寄せ、内通する者も、又多かりければ、小鹽
上下一和せざる事、具に三石へ聞えければ、村宗も、之を聞き、時至りぬと思ひて、潛
に小鹽へ使を立て、故政則の後室政村の後室へ、申遣しけるは、浦上村宗事、赤松累
代の長臣にて、尤も代々忠功を盡し候所、今佞人の爲めに讒せられ、止む事を得ず
して、三石に一旦籠城仕り候へども、全く以て、屋形の儀疎略には存じ奉らず候。主
人は一代、家は末代にて候へば、當屋形、世を退きて、隱居ましまさば、我君を家督
となし、以前の如く、輔佐の臣となりて、赤松家長久の謀を運し申すべしと、言葉を
盡して、言ひ遣りければ、室家兼ねて、夫婦の間不和なれば、母堂は共に、村宗に同
心の返答に及び、又老臣秋津・清水・完栗等に、此旨をいひ聞かせけるに、皆同心し

て、政村を押して隱居とし、小鹽の別館に蟄居せしむ。政村も心ならざれども、力
及ばず、難髪して、常印と稱し、永正十七年十一月、赤松政村の嫡子才松丸、當年七歳
なりしを、播備作の國主と稱し、浦上村宗も、三石より小鹽へ出仕し、政事を思ふ
儘に執行ひければ、久米十郎左衛門も、難の至らん事を恐れ、其外にも、小鹽家中退
去する者多く、小鹽城下静かならざれば、幼主才松丸、并に政則後室政村の室共、小
鹽を出て、皆三石城へぞ移られける。是故、小鹽の赤松の老臣を始め、皆三石へ出
仕して、残る者共は、常印に身近く、従ひ仕へける者計り、僅に残りければ、常印も、
小鹽の住居も、仕方なく、同十二月廿六日の夜、忍び出て、舟に取乗り、明石へ至り、
榛石といふ所に着き、衣笠五郎左衛門を頼みて、再び望を達せんと、近臣分け遣し
て、譜代の臣を相催されければ、弘岡左京別所孫二郎則定・宇野勘解由村範・大石民
部直香・西少五郎・秋津孫四郎・國元・同十静坊・久米十郎左衛門等の、浦上村宗に背き
ける者共集りて、百五十餘人、衣笠が家を堅固しける。明くれば、大永元年、赤松幼
主才松丸後室等、三石の城にて、越年して居られけるが、常印、去冬、小鹽の館を出